鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視 結果報告書

平成 24 年 10 月

総務省行政評価局

前書き

我が国には、約700種の野生鳥獣が生息するとされており、これまで、鳥獣の保護 及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。) 及び鳥獣保護法に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指 針」により、人と鳥獣の軋轢を回避するため個体数管理(狩猟、許可捕獲による個体 数の調整等)、生息環境管理等の総合的な保護管理対策が行われてきた。

しかし、近年、鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、シカ、イノシシ等の鳥獣による農林水産業等に係る被害が、中山間地域を中心に全国的に深刻化している状況にあるため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、従来からの鳥獣保護法による取組に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「特別措置法」という。)が制定され、被害防止対策を効果的に進めることとされた。

これらの法律等に基づき、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止対策等が講じられているが、一方では、平成22年度の鳥獣による農作物の被害状況をみると、被害金額は239億円で前年度に比べ12%(26億円)の増加、被害量は74万トンで同19%(12万トン)の増加となっており、効果的な被害防止対策に早急に取り組むことが求められている。また、県域を越えて移動する鳥獣に対し、複数の市町村が連携して、広域的な鳥獣被害の防止や人材育成等を強化することも必要とされている。

さらに、農林水産省は、野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中、安心して農業に取り組むことができる環境を整備するため、平成23年度に、被害金額の低減等を目標とする鳥獣被害緊急総合対策を実施しているほか、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、特別措置法の一部改正が行われ、平成24年6月30日に施行されたところである。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息状況、農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目次

第	1	行政評価・監視の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第:	2	鳥獣被害防止対策の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1	鳥獣被害防止対策に関する制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	2	国による支援状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3	農作物等に係る鳥獣被害等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	4	特別措置法の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第:	3	行政評価・監視結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
	1	鳥獣被害防止対策の効果的な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	(1) 効果的な被害防止計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	(2) 鳥獣被害防止対策の総合的かつ効果的な実施・・・・・・・・・・・・ 1	122
4	2	鳥獣保護・管理の的確な実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・]	135
	3	被害防止技術の適切な普及の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151

図表目次

第2 鳥獣被害防止対策の概況

図表 I -① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)(抜粋) ·	8
図表 I-② i 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成19年環境	渻
告示第3号)(抜粋)	· · 14
図表 I-②ii 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(新指針の主な	
更点)	
図表 I -③ 鳥獣の種類・区分 ····································	31
図表 I - ④ 特定鳥獣保護管理計画の作成状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
図表 I - ⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平	
19年法律第134号)(抜粋)等	33
図表 I - ⑥ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基	
的な指針(平成20年農林水産省告示第254号)(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
図表 I -⑦ 被害防止計画の作成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
図表 I - ⑧ 鳥獣保護法の適用を受けない海棲哺乳類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
図表 I - ⑨ 国の関係行政機関の鳥獣被害防止等に係る事業費及び調査対象 9 道県の鳥獣	
害防止関係事業費	50
図表 I -⑩ 野生鳥獣による農作物被害状況 ······	51
図表 I - ⑩ 狩猟、有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数推移 ·····	52
第3 行政評価・監視結果	
1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施	
(1) 効果的な被害防止計画の作成等	
図表Ⅱ-1-(1)-① 鳥獣の生息調査等に関する方針等(抜粋)	76
図表Ⅱ-1-(1)-② 野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領	77
図表Ⅱ-1-(1)-③ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関す	`る
法律(抜粋)	80
図表Ⅱ-1-(1)-④ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施する	た
めの基本的な指針(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
図表Ⅱ-1-(1)-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関す	`る
法律に基づく被害防止計画の作成の推進について(平成20年2月21日付	
19生産第8422号農林水産省生産局長通知)(抜粋)	83

図表Ⅱ-1-(1)-⑥	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第	
9	423号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)	85
	鳥獣被害防止総合対策交付金配分基準について(平成20年3月31日付け	
1	9生産第9427号農林水産省生産局長通知)(抜粋)	86
図表Ⅱ-1-(1)-⑧	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について(平成20年3月31	
	日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)(抜粋)	88
	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する #:律 (抜粋)	00
		89
	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(抜粋)	89
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
		30
図表 II -1-(1)-⑫	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する 法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用に	
	ついて (平成20年2月21日付け環自野発第080221003) (抜粋)	91
図表 II -1-(1)-(3)	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第11次)	
	(抜粋)	91
図表 II-1-(1)-⑭	鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等における被害防止計画の目標達成	
壮	犬況の評価に関する規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
図表 II -1-(1)-①	H20~H22年度の鳥獣被害防止総合対策事業の評価報告の実施につい	
(······	94
図表Ⅱ-1-(1)-16	青森県におけるニホンザルの生息動向の把握状況	97
図表Ⅱ-1-(1)-①	愛知県における鳥獣の生息状況に係る調査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
図表 II-1-(1)-18	鳥獣の生息調査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
図表 II-1-(1)-19	広島県における農作物被害の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
図表Ⅱ-1-(1)-2	生息調査及び被害状況調査の実施における関係機関の意見(抜粋)	
	•••••••	101
図表Ⅱ-1-(1)-②	調査対象市町村等における農作物等への鳥獣被害の把握方法一覧 ・・・	103
図表Ⅱ-1-(1)-②	鳥獣被害に係る原因究明の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
図表Ⅱ-1-(1)-②	被害原因分析の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
図表 II-1-(1)-24	被害防止計画における被害の軽減目標の設定状況の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
図表Ⅱ-1-(1)-②	被害防止計画と実施計画における捕獲計画数等の比較	111
図表Ⅱ-1-(1)-26	調査対象市町村等における被害防止計画の被害軽減目標等の設定状況	
		119

	図表Ⅱ-1-(1)-	② 鳥獣被害防止計画の現状値の設定及び協議時期 ・・・・・・・・・・ 11	4
	図表Ⅱ-1-(1)-	図 2 市が作成する被害防止計画の被害の軽減目標の例 ・・・・・・・・ 11	5
	図表Ⅱ-1-(1)-	❷ 2 市が作成する被害防止計画対象鳥獣の捕獲計画数の考え方 ・・・・・・ 11	6
	図表Ⅱ-1-(1)-	③ 2 市が作成する被害防止計画(案)に対する県の意見書(抜粋) ・・・ 11	7
	図表Ⅱ-1-(1)-	③ 愛知県の特定鳥獣に係る捕獲計画の不整合(平成23年度) 11	9
	図表Ⅱ-1-(1)-	② 山形県における隣接市町村へ往来する群れの捕獲計画(平成23年度)	9
	図表Ⅱ-1-(1)-	③ 評価時期を迎えた被害防止計画の目標達成状況の評価の実施状況 ・・・ 12	0
	図表Ⅱ-1-(1)-	፡፡፡፡ 徳島県内の被害防止計画の目標達成状況の評価状況 ・・・・・・・・ 12	1
	図表Ⅱ-1-(1)-	③ 被害防止計画の作成及び評価報告等の流れ(例) ・・・・・・・・・ 12	1
((2) 鳥獣被害防工	上対策の総合的かつ効果的な実施	
	図表Ⅱ-1-(2)-	① 鳥獣被害防止のための取組に係る指針	7
	図表Ⅱ-1-(2)-	② 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について(抜粋) ・・・・・ 13	0
	図表Ⅱ-1-(2)-	③ 天然記念物食害対策費国庫補助要項(昭和54年5月1日付け文化庁長官 裁定)(抜粋) 13	1
	図表Ⅱ-1-(2)-	④ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する	
		法律(抜粋) 13	2
	図表Ⅱ-1-(2)-	⑤ 国庫補助等で整備した施設の設置・管理が不適切な事例 ・・・・・・・ 13	3
	図表Ⅱ-1-(2)-	⑥ ニホンザル加害群による被害の変化の例 ・・・・・・・・・・・ 13	4
2	鳥獣保護・管理	里の的確な実施等	
	図表Ⅱ-2-①	鳥獣保護法及び同法施行規則(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	:0
	図表Ⅱ-2-②	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第11次)(抜	
	粋)	:2
	図表Ⅱ-2-③	捕獲許可数を上回る捕獲が行われている例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・14	:3
	図表Ⅱ-2-④	個体数調整が必要な鳥獣について、有害鳥獣捕獲による対応を行っている例	
		14 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	.3
	凶表Ⅱ-2-(5)	鳥獣捕獲許可等取扱要領(平成19年3月23日付け環境省自然環境局長通知) 	
		14	
		許可申請書における狩猟免許に係る誤認記載 ······ 14	
	図表 Ⅱ -2-(7)	銃器所持許可証の確認及び審査状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14	8

	図表Ⅱ-2-⑧	森林管理署等における許可後の捕獲状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
	図表Ⅱ-2-⑨	特定計画終期における評価結果の概要の公表状況	150
3	被害防止技術	の適切な普及の推進等	
	図表Ⅱ-3-①	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第11次)(抜	
		粋)	154
	図表Ⅱ-3-②	鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程(平成21年1月30日付け自然環境	
	肩	引野生生物課施行)(抜粋) ·····	156
	図表Ⅱ-3-③	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度に係る規定	158
	図表Ⅱ-3-④	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日	
	f	けけ17生産第8581号生産局長通知)(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
	図表Ⅱ-3-⑤	鳥獣被害防止対策に係る専門的知識を有する人材による助言等の仕組み	
			161
	図表Ⅱ-3-⑥	北海道におけるトドによる被害金額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
	図表Ⅱ-3-⑦	人材の活用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
	図表Ⅱ-3-⑧	有害生物漁業被害防止総合対策事業 (トド部分)	164
	図表Ⅱ-3-⑨	北海道におけるトドの被害防止対策の実施状況(駆除以外)	165
	図表Ⅱ-3-⑩	北海道内におけるトドの採捕計画及び実績の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
	図表Ⅱ-3-⑴	漁業被害に係る被害防止計画の目標達成状況の例 ・・・・・・・・・・・・・・・	166

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息状況、農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国家公安委員会(警察庁)、文部科学省(文化庁)、農林水産省、環境省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県(9)、市町村等(22)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局(北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

青森行政評価事務所

4 実施時期

平成23年9月~24年10月

第2 鳥獣被害防止対策の概況

第2 鳥獣被害防止対策の概況	
鳥獣被害防止対策に関する制度の概要	説明図表番号
1 鳥獣被害防止対策に関する制度の概要	
(1) 鳥獣の保護管理及び被害防除対策	
我が国には、約 700 種の野生鳥獣が生息するとされており、これまで、鳥獣の保	図表 I -①
護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」と	
いう。)及び鳥獣保護法に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基	図表 I -② i , ii
本的な指針」(以下「鳥獣保護基本指針」という。)により、人と鳥獣の軋轢を回避	
するために個体数管理 (狩猟、許可捕獲による個体数の調整等をいう。以下同じ。)、	
生息環境管理、被害防除対策(鳥獣の侵入防止柵の設置等をいう。以下同じ。)等の	
総合的な保護管理対策が行われてきた。	
鳥獣保護法及び鳥獣保護基本指針では、日本に生息する野生鳥獣を、「希少鳥獣」	図表 I -③
(注1)、「狩猟鳥獣」(注2)、「外来鳥獣」(注3)、「一般鳥獣」(注4) に区分して保護	
管理等を行うこととされている。	
これらの野生鳥獣のうち、①ニホンジカやイノシシなどのように、個体数や分布	
域の増大により重大な農林水産業被害を与えたり、自然生態系の攪乱を引き起こし	
たりするなど、人との軋轢が深刻化している鳥獣、②ツキノワグマなどのように、	
生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣	
で、長期的な観点から当該地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要があ	
る鳥獣については、都道府県が特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)	
(注5)を作成し、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りながら、科学的で	
計画的な管理目標に基づいて、鳥獣の適切な個体数管理の実施、鳥獣の生息環境の	
整備、鳥獣による被害の防除等、様々な手段を講ずることとされている。	
なお、特定計画は、平成 23 年 10 月 1 日現在、46 都道府県で 120 計画が作成され	図表 I -④
ており、鳥獣別には、ニホンジカ(38 都道府県)、ツキノワグマ(20 都道府県)、ニホ	
ンザル(19都道府県)、イノシシ(34都道府県)、ニホンカモシカ(7都道府県)、カワ	
ウ(2都道府県)の特定計画が作成されている。	
(注1) 特に保護を図る必要があるものとして、国が鳥獣保護法第7条第6項第1号の規定等に基づき定めるもの(139種類(鳥類91種類、獣類48種類)と都道府県が鳥獣保護事業計画(注6)において定めるもの)。	
(注2) 狩猟対象としての価値、農林水産業等に対する害性及び狩猟の対象とすることによる鳥獣の生息状況への影響を考慮して、国が鳥獣保護法第2条第3項の規定等に基づき定めるもの49種類(鳥類29種類、獣類20種類)。	
(注3) 本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣。	
(注4) 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣。	
(注5) 鳥獣保護法第7条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、当該区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の保護のための管理に関する計画を定めることができる。	
(注6) 都道府県知事は、鳥獣保護法第4条の規定に基づき、鳥獣保護基本指針に即して、当該都 道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとされている。	

(2) 鳥獸被害防止対策

野生鳥獣のうち、農林水産業に被害を与える鳥獣については、農林水産省が都道 府県及び市町村を通じて調査をしている「野生鳥獣による農作物等の被害状況調査」 (詳細は、後述第3-1-(1)-イ 「農作物等の被害状況の把握」を参照。)の調査対 象鳥獣として、カラス、ヒヨドリなどの鳥類 18 種類とクマ、イノシシ、シカ、サル などの獣類 16 種類を指定している。

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、 農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣に よる農林水産業等に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状 況にあり、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。 鳥獣による農林水産業等に係る被害は、例えば、農業者の営農意欲を低下させ、耕 作放棄地の増加をもたらし、これが更なる被害を招くなどの悪循環を生じさせてお り、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に 表れる以上の影響を及ぼしていると言われている。

このため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、従来からの鳥獣保護法に基づく取組に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「特別措置法」という。)が制定され、被害防止対策を総合的かつ効果的に進めることとされた。

特別措置法第3条第1項では、農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針(以下「被害防止基本指針」という。)を定め、また、特別措置法第4条第1項では、市町村は、被害防止基本指針に即して、その区域内で被害防止対策を総合的かつ効果的に実施するため、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計画」という。)を定めることができると規定されている。これにより、被害の状況を的確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、被害防止計画に基づき総合的かつ効果的に被害防止対策に取り組むこととなった。(注7)

(注7)被害防止計画は、平成24年2月末日現在で、全国の1,719全市町村(うち、農林水産省に被害発生の報告があった市町村は1,452)のうち、1,199市町村(約70%)で作成済み又は作成予定となっている。

被害防止基本指針では、市町村が被害防止計画を作成するに当たって、都道府県に対し、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、これらに関して必要な援助を行うよう努めることとされている。

また、国及び都道府県は、被害防止計画に基づき市町村が行う被害防止対策が円滑に実施されるよう、鳥獣の生態や生息状況、被害の発生状況や発生原因等の科学

図表 I -⑤

図表 I -⑥

図表 I -(7)

的知見を踏まえ、被害防止計画の作成、侵入防止柵や捕獲機材の導入、被害防止技 術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置 を講ずることとされている。

さらに、市町村が、被害防止計画に基づき被害防止対策を効果的に行うためには、 被害防止計画と都道府県の定める特定計画との整合性が保たれるよう、当該市町村 が存する都道府県における鳥獣の生息状況や都道府県が実施する鳥獣の保護管理対 策の実施状況について留意するとともに、健全な生態系の維持を通じた生物の多様 性の確保にも留意することとされている。また、都道府県は、市町村から被害防止 計画の協議があった場合には、特定計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被 害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとすることとされて いる。

このように、被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護 法による保護管理制度と連携して進められる必要があり、事業実施主体である市町 村に対し、国(農林水産省、環境省)と都道府県(農林水産部局、自然保護部局(鳥 獣保護管理担当)) がそれぞれの役割に応じて、緊密に連携することが求められてい る。

なお、鳥獣保護法の保護管理の対象外とされているトドなど、水産業に著しい被 ┃ 図表 ┃ -⑧ 害を及ぼす海棲哺乳類については、生態や来遊頭数に関する調査・研究、混獲頭数の 把握等に基づき、漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法 律第 313 号) 等による採捕制限(水産資源の保護及び個体数管理のために年間の採 捕量が制限される制度)の下で管理が行われているが、特別措置法に基づく被害防 止計画の対象鳥獣ともなっている。

2 国による支援状況

特別措置法第8条では、国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被 | 図表 I - ⑨ 害防止対策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助等、 財政上の措置を講ずるものと規定されている。

鳥獣被害防止対策等に係る国の主な事業は、次表のとおり、農林水産省、林野庁、 水産庁、環境省及び文部科学省(文化庁)によって実施されており、いずれも、近年、 事業費が増加している。

また、総務省は、都道府県の林野行政費において、鳥獣行政費として職員給与、備 品購入費、調査等委託費、市町村への補助等を普通交付税として算入しているほか、 有害鳥獣の駆除のため市町村が負担した額の5割から8割について特別交付税措置を 講じている。

	HH 10 Albertas and a second				W
表	関係省庁における	5.鳥獣被害防止等	に係る主な事業費	が推移((単位:百万円)

コニケケノシュー	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	平成	01 左曲	00 左床	23 年度	24 年度
所管省庁	事業名等	20 年度	21 年度	22 年度	(予算)	(予算)
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策 事業	976	2, 246	2, 277	11, 283	9, 500
林野庁	森林環境保全整備事業 (鳥獣害防止施設整備)	960	1, 138	1, 161	118, 197 の内数	124, 234 の内数
水産庁	有害生物漁業被害防止 総合対策事業(トド)	74	90	102	722 の内数	578 の内数
	水産関係民間団体事業 (カワウ)	3	69	158	304 の内数	210 の内数
環境省	特定鳥獣等保護管理実 態調査等の鳥獣の保護 管理に関する事業	225	195	199	158	370
文部科学省 (文化庁)	天然記念物食害対策事業	188	199	209	222	222

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、平成20年度から22年度は執行額ベース、23年度及び24 年度は予算ベースである。
 - 2 鳥獣被害防止総合対策事業は、平成 22 年度から「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」とな っている。

このうち、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業は、平成 19 年度以前は、「鳥獣 害防止対策事業(補助事業)」として実施されていたが、特別措置法が制定されたこと に伴い、次表のとおり、20年度に総合対策事業として開始されたものである。その後、 平成21年11月の行政刷新会議による事業仕分けの結果を受け、配分方法が変更され、 22 年度から都道府県への交付金による事業とされた(以下、当該交付金事業を「鳥獣 被害防止総合対策交付金事業」という。)。なお、平成23年度には緊急対策枠100億円 が追加され、事業規模が拡大している。

表 鳥獣被害防止総合対策事業予算の推移(当初予算ベース)

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
ソフト対策 (研修等)	600	600	840	1, 398	1, 698
ハード対策 (防護柵設置等)	2, 200	2, 200	1, 438	9, 886	7, 802
計	2,800 国直採	2,800 国直採	2, 278 交付金	11, 283 交付金	9, 500 交付金

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 「国直採」とは、国が事業実施主体(地域協議会等)ごとの予算額を決定するもの、「交付 金」とは、国が都道府県に予算を交付し、その予算額の範囲内で都道府県が事業実施主体ごと の予算額を決定するものである。
 - 3 平成23年度は、端数処理の関係で「計」欄の数値は一致しない。

3 農作物等に係る鳥獣被害等の状況

① 農作物被害

農林水産省の調査結果によると、鳥獣による農作物の被害は、近年、増加傾向を┃図表┃-⑩

(単位:百万円)

示しており、平成22年度では、被害面積11万ヘクタール、被害量73.6万トン、被害金額は239億円と、量及び金額は12年度以降で最多となっている。

また、農作物被害を鳥獣別にみると、獣類によるものが、近年増加傾向を示しており、全体の約7割強を占め、平成22年度の被害金額は、シカによるものが78億円(対前年度比10%増加)、イノシシが68億円(同22%増加)、サルが19億円(同12%増加)となっている。一方、鳥類による被害は面積、量及び額とも減少し、割合も鳥獣全体の3割弱となり、主なものでカラスによるものが23億円、ヒヨドリが11億円の被害金額となっている。

なお、農作物等に被害を及ぼす主な鳥獣の平成 12 年度から 21 年度までにおける 捕獲状況をみると、狩猟(注1) による捕獲数が増加傾向にある。また、狩猟による 捕獲数以上に、許可捕獲(注2) による捕獲数が増加しており、平成 21 年度において は 12 年度と比較して、イノシシは 3.1 倍の 14 万 8,900 頭、シカは 3.3 倍の 15 万 4,800 頭、サルは 1.7 倍の 1 万 6,200 頭となっている。

- (注1) 法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲を行うこと(鳥獣保護法第2条)。
- (注2) 生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、野生鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められている(鳥獣保護法第9条)。

② 森林被害

林野庁の取りまとめ結果によると、鳥獣による森林被害面積は平成 21 年度は約6,100 ヘクタールで、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による幼齢木の食害、ニホンジカ、クマ等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は約5,000 ヘクタールから7,000 ヘクタール程度で推移しており、鳥獣の種類別にみると、ニホンジカ、カモシカ、クマの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の7割近くを占めている。

③ 水産被害

全国の水産被害の正確な状況把握は行われていないが、北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、被害金額は北海道だけで毎年10億円以上となっているとされている。また、近年、カワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種の食害等が拡大している。

このように、農作物の被害が全国的に広がりをみせているほか、森林被害、水産被害も相当なものとなっている。

また、市町村を始め、国、都道府県等で各種の被害防止対策が実施されているものの、例えば、被害を及ぼす鳥獣の捕獲数が増えているにもかかわらず、被害(額)は減少せず、逆に、増加している鳥獣もみられるなど、従来以上に効果的な被害防止対策の実施が必要となっている。

図表 I -(11)

4 特別措置法の一部改正

特別措置法は、平成 24 年 3 月 31 日、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、①住民被害への対処、②市町村長による都道府県知事に対する要請、③捕獲等に関わる人材の確保措置の内容を追加する等の一部改正が行われ、平成 24 年 6 月 30 日から施行された(ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。)の技能講習の適用除外に関する規定は、平成 24 年 9 月 28 日から施行)。

図表 I -⑤ (再掲)

図表 I-① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。
- 2 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。 以下同じ。)をいう。以下同じ。)、網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他 環境省令で定める猟法をいう。
- 3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は 生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象 となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすお それのないものとして環境省令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をすることをいう。
- 5 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日(北海道にあっては、毎年九月十五日)から 翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等をすることができる期間をいう。
- 6 (略)

第二章 基本指針等

(基本指針)

- 第三条 環境大臣は、<u>鳥獣の保護を図るための事業</u>(第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護事業」という。) <u>を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。</u>) <u>を定める</u>ものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護事業計画の計画 期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
 - 三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に 協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(鳥獣保護事業計画)

- 第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣保護事業計画の計画期間
 - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
 - 三 (略)
 - 四 第九条第一項の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。)に関する事項
 - 五 (略)

- 六 第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
- 七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- 八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

 $3 \sim 5$ (略)

(鳥獣保護事業計画の達成の推進)

第五条 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。

(国の援助)

第六条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該 事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(特定鳥獣保護管理計画)

- 第七条 都道府県知事は、<u>当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護のための管理(以下「保護管理」という。)に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。</u>
- 2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定鳥獣の種類
 - 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
 - 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
 - 四 特定鳥獣の保護管理の目標
 - 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
 - 一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(以下「希少鳥獣」 という。)であるとき。
 - 二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるとき。
- 7 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

第三章 鳥獣保護事業の実施

第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、<u>農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</u>、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で<u>鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者</u>は、次に掲げる場合にあっては<u>環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない</u>。

 $-\sim$ 三 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に

許可の申請をしなければならない。

- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取 等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。
 - 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
 - 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)。
 - 三 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、生態系の保護又は 住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付 することができる。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画が定められた場合において、当該特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、当該特定鳥獣保護管理計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。
- 7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

$9 \sim 12$ (略)

13 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

14 (略)

(狩猟鳥獣の捕獲等)

- 第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区(第十四条第二項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。) その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域(以下「狩猟可能区域」という。)において、狩猟期間(次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。)内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣(第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る特定鳥獣に限る。)の捕獲等をすることができる。
 - 一 次条、第十四条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をすると き。
 - 二 次条、第十四条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟 鳥獣の捕獲等をするとき。
 - イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等
 - ロ 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩 猟鳥獣の捕獲等

$2 \sim 3$ (略)

(特定鳥獣に係る特例)

第十四条 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保

護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、第三十四条第一項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、当該特定鳥獣に関し、捕獲等をすることができる区域を指定することができる。

- 2 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その狩猟期間の範囲内で、当該特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。
- 3 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理 計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その都道府県の区域内で、環境大臣が当該特 定鳥獣に関し行う第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除することができ る。
- 4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(鳥獣の放置等の禁止)

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

第四章 狩猟の適正化 第一節 危険の予防

(銃猟の制限)

- 第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)を してはならない。
- 2 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の 到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その 他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

第二節 狩猟免許

(狩猟免許)

- 第三十九条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許(以下「狩猟免許」という。)を受けなければならない。
- 2 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分する。
- 3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受け てする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでな い。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は第二条第二項の環境省令で定める猟法	網猟免許
わなを使用する猟法	わな猟免許
装薬銃を使用する猟法	第一種銃猟免許
空気銃を使用する猟法	第二種銃猟免許

4 第一種銃猟免許を受けた者は、装薬銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をすることができるほか、空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をすることができる。

(狩猟免許の申請)

第四十一条 狩猟免許を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、その者の住所地を管轄 する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」という。)に、申請書を提出し、かつ、管轄都道府県 知事の行う狩猟免許試験を受けなければならない。

(狩猟免状の交付)

第四十三条 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に対し、環境省令で定めるところにより、狩猟免 状を交付して行う。

(狩猟免許の有効期間)

- 第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を 経過した日の属する年の九月十四日までの期間とする。
- 2 第五十一条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、三年とする。

(狩猟免状の記載事項)

- 第四十五条 狩猟免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 狩猟免状の番号
 - 二 狩猟免状の交付年月日及び狩猟免許の有効期間の末日
 - 三 狩猟免許の種類
 - 四 狩猟免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日
- 2 管轄都道府県知事は、前項に規定するもののほか、狩猟免許を受けた者について、第四十二条の規 定により、狩猟免許に条件を付し、又は狩猟免許に付されている条件を変更したときは、その者の狩 猟免状に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

(狩猟免許の更新)

第五十一条 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄 都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(狩猟免許の失効)

第五十三条 狩猟免許は、狩猟免許を受けた者が狩猟免許の更新を受けなかったときは、その効力を失う。

第三節 狩猟者登録

(狩猟者登録)

- 第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事(以下この節において「登録都道府県知事」という。)の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。
- 2 前項の登録(以下「狩猟者登録」という。)の有効期間は、当該狩猟者登録を受けた年の十月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。ただし、北海道においては、当該狩猟者登録を受けた年の九月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。

(狩猟者登録の申請)

- 第五十六条 狩猟者登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、登録都道府県知事に、 次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 狩猟免許の種類
 - 二 狩猟をする場所
 - 三 住所、氏名及び生年月日

四 その他環境省令で定める事項

(狩猟者登録の実施)

- 第五十七条 登録都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条の規定により 登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録しなければならない。
 - 一 前条各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 狩猟者登録は、当該狩猟者登録を受けた狩猟免許の種類及び狩猟をする場所に限り、その効力を有する。
- 3 登録都道府県知事は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(報告義務)

第六十六条 狩猟者登録を受けた者は、その狩猟者登録の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その狩猟者登録に係る狩猟の結果を登録都道府県知事に報告しなければならない。

第五章 雑則

(報告徴収及び立入検査等)

- 第七十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の許可を受けた者、鳥獣(その加工品を含む。)若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、 休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣(その 加工品を含む。)又は鳥類の卵を検査させることができる。
- 4 第二項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(鳥獣保護員)

- 第七十八条 鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、都道府県に鳥獣保護員を置くことができる。
- 2 鳥獣保護員は、非常勤とする。

(調査)

第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

(権限の委任)

- 第八十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務 所長に委任することができる。
- (注) 下線は、当省が付した。

図表 I-② i 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 19 年環境省告示第 3 号)(抜粋)

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇りうるものである。

しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうした状況の下、鳥獣保護事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意 形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への 被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を補うための順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)の実施等を更にきめ細かく充実させるものとする。併せて狩猟の適正化を推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣保護管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。

このような状況の中で、43 都道府県で83 の特定計画(平成18年12月1日現在)が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展しているが、ニホンジカでは生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、イノシシ及びニホンザルでは生息分布域に比して作成数が少ない等、種によって差が生じている。特定計画の達成状況については、種によって傾向は異なるものの、作成後、年数を経ている計画では、作成時より目標に近づいているとの評価となる傾向にあるが、現段階では評価できない又は効果が見られないとの評価もある。一方で、特定計画の実施に当たっては、個体数調整の目標設定がされていない、達成状況について進行管理が行われていない等の課題もある。このため、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。加えて、鳥獣保護管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、より的確なものへと見直す順応的な保護管理の推進が求められている。

また、新たな鳥獣保護管理の方向として、カワウ等については広域的な保護管理の取組が開始されており、鳥獣の地域個体群の特性に応じた広域的な鳥獣保護管理、さらには市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。

さらに、特定計画の作成及び実施により、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び確保の必要性が指摘されている。

3 鳥獣保護事業の実施の方向性

上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護事業を次のとおり実施するものとする。

(1) 生物多様性の保全(略)

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築

ア 特定計画による鳥獣の適切な保護管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性 鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしてい る実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な個体数に誘 導する等、適切な鳥獣の保護管理が必要となる。

一方、イリオモテヤマネコのように生息数が減少し、種の存続に支障を来たすおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である。

このため、こうした鳥獣について都道府県は特定計画制度により、適切な保護管理の推進を図るものとし、特定計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条第1項に基づく休猟区における特定計画の対象鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の狩猟の特例や、法第12条第3項に基づく捕獲数制限のための入猟者承認の制度等の活用を図るものとする。

イ 狩猟の役割とその適正化

狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数管理並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の担い手という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

ウ 科学的・計画的な保護管理の進め方

人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に 鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護管 理はもとより、有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効 率性を高めるものとする。

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。

- 1 制度上の区分に応じた保護管理
 - (1) 希少鳥獣
 - 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・ I B類又は II 類に該当する鳥獣で、 法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに都道府県のレッドリストにおいて同様 の取扱いがなされている鳥獣とする。

また、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

国の希少鳥獣は法第7条第5項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息

環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県においても、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護管理に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の 選定の考え方に基づき、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、捕獲難易度等を総合 的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1)次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

- イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟 の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

国は、全国的な狩猟鳥獣保護の見地から必要に応じて捕獲等の制限を行うとともに、都道府 県においても休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管 理を図るものとする。

さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用 しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るも のとする。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により、 生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を 推進し被害の防止を図るものとする。

また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)に基づく特定外来生物の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

なお、都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に当該都道府県の外部から導入され、 当該都道府県で被害を生じさせている鳥獣についても、都道府県において必要に応じ上記に準 じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、 農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣 の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般 鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を 図るものとする。

第三 特定計画制度の推進

1 特定鳥獣の適切な保護管理

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群(以下1において「地域個体群」という。)の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣保護管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護管理に努めるものとする。

① 広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に 関係する行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。ま た、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。

② \sim ⑤ (略)

(2) • (3) (略)

2 地域における取組の充実

(1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。

第四 人材の育成・確保

- 1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保
 - (1) 基本的な考え方

鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。

なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。

地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、I第三-2の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

- ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導 体制の整備
- イ 猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体数管理
- ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間団体の育成・確保 国は こうした鳥獣保護管理に関する東明的な知識 持続等の契価と必要な人材確保に係

国は、こうした鳥獣保護管理に関する専門的な知識、技術等の評価と必要な人材確保に係る体制(鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み)の整備を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関と も連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりと する。

- ア 特定計画等の鳥獣保護管理に関する計画作成に必要な人材
- イ 特定計画等の作成及び実施に関する助言・指導に必要な人材
- ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材
- エ 委託等により上記ア~ウを総合的に実施できる団体
- 2 研修等による人材育成
 - (1) 国が実施する研修の基本的な考え方
 - ア 全国的な視点からの鳥獣保護管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等 を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。
 - イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とする が、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けること が望ましい。
 - (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方
 - ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況、全国的に見た 当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るも のとする。
 - イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。
 - ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣保護管理 に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修 においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修 の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図る ものとする。

エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理 に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも 連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、 計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修 内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものと する。

また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。

ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等 の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努める ものとする。

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

(1) 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、本基本指針等により、国全体としての鳥獣保護行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理に資する技術開発、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、広域を含む鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画の 作成により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施するものとする。

具体的には、地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員の資質向上を含めた人材の育成及び鳥獣保護事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣保護管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。

また、科学的な知見に基づいて特定計画の作成及び実施を行うに当たっては、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。

イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣保護管理を実施する上での 市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な 役割を果たすことが期待されている。

このため、条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護 事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、 委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対 策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。

(3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

ア 事業者

鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣保護の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮するものとする。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような 餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

イ 市民、民間団体 (NPO, NGO)、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2 関係主体の連携

(1) 鳥獣保護事業計画

鳥獣保護事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民や民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。

(2) 特定計画等

国、都道府県、鳥獣保護事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。

また、鳥獣の保護管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。

さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体数管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護管理を進めるものとする。

(3) 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。

また、市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

Ⅱ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項を盛り込むものとする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

- (1) 許可しない場合の基本的考え方 以下の場合においては、許可をしないものとする。
 - ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
 - ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。 ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- (2) 許可する場合の基本的考え方
 - ① 学術研究を目的とする場合

学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

- ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四において「被害」という。) が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする.
- ③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科 学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必 要な範囲内で行われるものとする。
- ④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。

- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合。
- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。
- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
- 4) 愛がんのための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合。

5)養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

6) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

- 7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
- 8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体 の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

- ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(③の場合を除く。)
 - 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内 径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したもので あること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合 くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直 径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- ③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合 はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第 12 条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、 市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、 捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可 を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識 を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法に よることもできるものとする。
- ② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。
- 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
 - (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を 図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行 うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。

- ① 基本的考え方
 - 1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という)は、(1)で示した鳥獣(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、(1)0で示した鳥獣の中でもツキノ

ワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に 基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に 応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。 また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、 特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するもので もあるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとす る。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処 するものとする。

4)特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

② 捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、 許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1)許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、銃器(装薬銃)を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、地方公共団体が、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき構造改革特別区域の認定(「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」)を申請し、その認定を受けた地域において、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許及びわな猟免許を

受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

- ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。
- イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とする ものとする。
 - (ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
 - (イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。

3)期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害 鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂す るために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

- イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。
- ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第 11 条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。
- エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

- ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動 圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必 要かつ適切な区域とするものとする。
- イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町 村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう 市町村を助言するものとする。
- ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理 の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じ ないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区 等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱い をするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策、生息環境の改善等の重点的な実施並びに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・ 小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1

項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・ 素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導するものとする。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた 広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものと する。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府 県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方 農政局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において 市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置する よう関係市町村に助言するものとする。

3)被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

なお、実施に当たっての留意事項は3(2)-①3)に準じるものとする。

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

さらに、実施者の数は必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)であること。

(3) 期間

- ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。
- ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること
- ③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。
- (4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

(5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項 又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使 用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び 素材の銃弾は使用しないよう努めること。

7 特定計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

特定鳥獣保護管理計画の記載項目

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 5 特定鳥獣の保護管理の目標
 - (1) 現状
 - ① 生息環境
 - ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
 - ③ 被害等及び被害防除状況
 - ④ その他
 - (2) 保護管理の目標
 - (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方
- 6 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- 7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - (1) 生息環境の保護
 - (2) 生息環境の整備
- 8 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項
 - (1) 被害防除対策
 - (2) モニタリング等の調査研究
 - (3) 計画の実施体制
 - (4) その他
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I第三-2に基づき検討会・連絡協議会におい

て検討・協議した上で実施計画を作成し、公表するものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村 内の地区(集落)等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、 地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された 区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

- 1 保護管理すべき鳥獣の種類
- 2 計画の期間
- 3 保護管理すべき区域
- 4 保護管理の目標
- 5 数の調整に関する事項
- 6 生息地の保護及び整備に関する事項
- 7 被害防除対策に関する事項
- 8 その他の保護管理のために必要な事項

(6) 実施計画に基づく保護管理の推進

実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。

9 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体 群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、 その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。 なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

図表 I-② ii 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(新指針の主な変更点)

第11次鳥獣保護事業計画の基本指針(平成23年9月5日環境省告示第59号)の主な変更点について

1 生物多様性の保全

鳥獣の保護管理は生物多様性の保全において重要であり、生物多様性基本法や COP10 の成果を踏まえて推進。外来生物対策においても重要な役割を果たしていることを認識。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣保護管理は生物多様性基本法の趣旨を踏まえることを規定
- 鳥獣保護管理が COP10 新戦略計画 (愛知目標) の達成に向けて重要な要素であることに留意することを明記
- 鳥獣保護事業が適切に実施されなければ、シカの増加の影響による植生被害や裸地化等のよう に、生物多様性が損なわれるおそれがあることを明記
- 外来鳥獣の捕獲促進のため、有害鳥獣の捕獲許可等において外来鳥獣等については捕獲数の見直 しを行うなどの措置

2 特定鳥獣の保護管理の推進

特定鳥獣の管理においては、科学的・計画的な保護管理が重要であり、特定計画の推進等一定の成果はあるものの、人材の確保と育成、個体数調整を促進するための方策等の課題も明らかになっている。新たな体制検討の必要性とともに、地域ぐるみの活動の重要性を認識。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣被害防止特措法、生物多様性保全活動促進法との連携・活用を記載し、地域ぐるみの活動推 進の必要性を記載
- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「有害鳥獣の捕獲」の項を設け、地域ぐるみで有害鳥獣の 捕獲を図るために、狩猟者と地域住民との連携・協力や、狩猟者による技術指導等を一層推進する ことが重要であること、鳥獣行政と農林水産行政の一層の連携が必要であることを明記
- 狩猟者の確保に努めるとともに、狩猟者のみに頼らない個体数調整の体制についても検討を進めることを明記
- 効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドライン等により普及を図ることを明記
- 確保を図るべき人材として、地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材を加筆
- 都道府県の鳥獣部局と、鳥獣被害防止特措法に基づいて被害対策を実施する市町村が連携を図る 旨を明記
- 鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することを明記
- 複数人により、銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許 を有しない者を含むことを認める規定の追加(特区制度の全国展開)
- 空気銃による有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲の対象鳥獣の拡大

3 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等感染症対策は、生物多様性保全にも寄与するとともに、社会的経済的なニーズも大きいことから、積極的に推進。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「感染症」を設け、人獣共通感染症及び家畜との共通感染症について、公衆衛生、家畜、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することを加筆
- 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の野生鳥獣が感染し、人や家畜等に伝播しうる感染症について、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣の感染状況等に関する調査や感染防止対策等を実施する旨を明記
- 傷病鳥獣救護における感染症対策について、家畜伝染病への留意について加筆
- 安易な餌付けの防止を図るとともに、餌付けや給餌を実施する際には、感染症の拡大、伝播につ ながらないよう配慮することを明記
- 感染症への対応について、高病原性鳥インフルエンザ及びその他の感染症に関する対応について 加筆

4 その他

時代に即した鳥獣保護管理の促進を図るため、以下を変更。

- (1) 愛がんのための飼養目的での捕獲
- 愛がんのための飼養目的での捕獲については、昭和32年の鳥獣審議会答申において「本来捕獲を禁止すべき」、昭和53年の自然環境保全審議会答申においても「廃止することが望ましい」とされており、現在はメジロのみが許可対象となっているが、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として許可しないこととし、今後、廃止を検討することについても明記
- (2) 地方分権一括法に基づく項目の変更
- 地方分権一括法案において、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画項目の整理等が規定されていることから、それに即して変更
- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成19年環境省告示第3号)は、平成23年 9月5日付け環境省告示第59号により改正(変更)が行われており、本表はその主な変更点を示したものである。

図表 I-③ 鳥獣の種類・区分

				可能な	捕獲方法
野生鳥獣約700種	狩猟鳥獣	特定計画 作成鳥獣	被害状況調査 対象鳥獣	狩猟	許可捕獲 (個体数調整・ 有害鳥獣捕獲等)
鳥類	鳥類(29種類)	鳥類(1種類)	鳥類(18種類)		
カワウ	0	◎(2計画)		0	0
ゴイサギ	0		0	0	0
マガモ	0		0	0	0
カルガモ	0		0	0	0
コガモ	0		0	0	0
ヨシガモ	0		0	0	0
ヒドリガモ	0		0	0	0
オナガガモ	0		0	0	0
ハシビロガモ	0		0	0	0
ホシハジロ	0			0	0
キンクロハジロ	0			0	0
スズガモ	0		0	0	0
クロガモ	0		0	0	0
エゾライチョウ	0			0	0
ウズラ	0			0	0
ヤマドリ (コシジロヤマドリを除く。)	0			0	0
キジ	0		0	0	0
コジュケイ	0			0	0
バン	0			0	0
ヤマシギ	0			0	0
タシギ	0			0	0
キジバト	0		0	0	0
ヒヨドリ	0		0	0	0
ニュウナイスズメ	0			0	0
スズメ	0		0	0	0
ムクドリ	0		0	0	0
ミヤマガラス	0		0	0	0
ハシボソガラス	0		0	<u> </u>	0
ハシブトガラス	0		0	0	0
その他鳥類	Whyt (ootsyr)	*/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	O CONTINUE (1 OFFINE)		0
獣類	獣類(20種類)	獣類(5種類)	獣類(16種類)		
タヌキ	0		0	0	0
キツネ	0			0	0
ノイヌ	0			0	0
ノネコ	0			0	0
テン (ツシマテンを除く。)	0			0	0
イタチ(雄)	0		1	0	0
チョウセンイタチ(雄) ミンク	0		+	<u> </u>	0
アナグマ			1	0	
アライグマ	0			0	0
アフイクマ ヒグマ			0	0	
ツキノワグマ	0	◎(20計画)	0	0	© ©
ハクビシン	0		0	0	0
イノシシ	0	◎(34計画)	0	0	o
ニホンジカ	0	◎(34計画)	0	0	0
タイワンリス	0	(30回回)	0	<u>_</u>	<u> </u>
シマリス	0			0	0
ヌートリア	0		0	<u>_</u>	0
ユキウサギ	0		0	<u>O</u>	0
ノウサギ			0	<u>O</u>	0
ニホンザル		◎(19計画)	0		<u> </u>
ニホンカモシカ	1		0		0
ネズミ	1		0		*
モグラ	1		0		*
マングース			0		0
その他獣類			0		
トド				採捕損制	(漁業法等)
<u> ト ト </u>	1	ı		1/下7日 / / 下1円	いかれいすり

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 1 ヨ目の調宜結果による。
 2 「狩猟鳥獣」は、鳥獣保護法第2条3項の規定に基づき定める鳥獣(49種)、「特定計画作成鳥獣」は、同法第7条第1項の規定に基づく特定鳥獣(平成23年10月1日現在6種)、「被害状況調査対象鳥獣」は、農林水産省の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」における調査対象鳥獣(34種)である。
 3 「可能な捕獲方法」は、狩猟と許可捕獲に区分し、「狩猟」は鳥獣保護法第11条の規定、「許可捕獲」は同法第9条の規定に基づくものである。
 なお、許可捕獲については、個体数調整以外は有害捕獲のみを指す。
 1 「○」は該当鳥獣に、「◎」は体変調整以外は有害捕獲のみを指す。
 5 「※」を付したえずミ科及びエグラ科については、鳥獣保護法第1種の教育する場合いるは嫌無が

- 「※」を付したネズミ科及びモグラ科については、鳥獣保護法第9条第1項の許可を得ないで捕獲等が できる場合がある。
- 「被害状況調査対象鳥獣」欄の「鳥類」、「獣類」ごとの合計数に「その他鳥類」、「その他獣類」は カウントしていない。

図表 I-④ 特定鳥獣保護管理計画の作成状況

平成23年10月1日現在

					成23年10	
	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカ モシカ	カワウ
北海道	0					
青森			0			
岩手	0	0			0	
宮城	0	0	0	0		
秋田		0	0		0	
山形		0	0			
福島		0	0	0		0
茨城				0		
栃木	0	0	0	0		
群馬	0		0	0	0	
埼玉	0			0		
千葉	0		0			
埼玉 千葉 東京	0					
神奈川	0		0			
神奈川新潟		0	0			
富山		0	0			
石川		0	0	0		
福井	0	0		0		
山梨	0		0	0		
長野	0	0	0	0	0	
岐阜	0	0		0	0	
静岡	0			0	0	
愛知	0		0	0	0	
三重	0			0		
滋賀	0	0	0			0
京都	0	0	0			
大阪	0			0		
兵庫	0	0	0	0		
奈良	0			0		
和歌山	0		(⊚)	0		
鳥取	0	0		0		
島根	0	0		0		
岡山	0	0		0		
広島	0	0		0		
山口	0	0		0		
徳島	0			0		
	(⊚)			0		
愛媛	0			0		
高知	0			0		
福岡	0			0		
佐賀	0 (2) 1 1 5:			0		
長崎	◎(3地域)			0		
熊本	0			0		
大分	0			0		
宮崎	0		0	0		
鹿児島	0			0		
沖縄			10		_	
計画数	38	20 エエベキ 当省がん	19 年成 〕 た	34	7	2

- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。 2 特定計画は、46都道府県で120計画作成されている。 3 和歌山県のニホンザル及び香川県のニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

- 図表 I ⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律 第 134 号)(抜粋)等
- 〇 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 10 号)の概要
- 1 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

市町村の被害防止計画に定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処に関する事項を追加。

2 市町村から都道府県への要請

市町村は、被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる規定を新設。

3 報告、勧告等

国、都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対し、報告を求め、勧告、助言、援助をすることができる規定を新設

4 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査を踏まえた適正な個体数の調査研究

国及び地方公共団体は、被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査結果を踏まえ、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、適正と認められる個体数の調査研究を行い、公表し、被害防止計画の作成又は変更等に活用すべき旨の規定を追加

5 財政上の措置

国等が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等をはじめとする被害防止施策の実施に要する 費用に対する補助を明記

6 捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置

国等は、狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、捕獲報償金の交付や射撃場の整備等の措置を講ずるよう努める旨を明記。

7 技能講習に係る規定の適用除外

一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員(注)については当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者については平成26年12月3日までの間、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外。

(注)「鳥獣被害対策実施隊員」とは、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、市町村長が、①市町村の職員のうちから指名する者又は②被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから任命する者をいう。

(施行期日は、平成24年6月30日(ただし、上記7については、平成24年9月28日))

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(抜粋) (目的)
- 第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。
- 2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(地方公共団体の役割)

- 第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、 第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策(鳥獣による農林 水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。)の実施その他の必要な措置を 適切に講ずるよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害 防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に 係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

- 第三条 農林水産大臣は、<u>被害防止施策</u>を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
 - 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項
- 3 基本指針は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣 保護法」という。)第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(被害防止計画)

- 第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、 単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計 画」という。)を定めることができる。
- 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防 ・ 止計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類
 - 三 被害防止計画の期間
 - 四 対象鳥獣の捕獲等(農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等(鳥獣保護法第二条第三項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。)又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等(鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。)をいう。以下同じ。)に関する事項
 - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲 等以外の被害防止施策に関する事項
 - <u>五の二</u>対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合 の対処に関する事項
 - 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号の事項には、鳥獣保護法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項(以下「許可権限委譲事項」という。)を記載することができる。
- 4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。 以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をい う。以下同じ。)が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護 事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)と整合性のとれたものでなければならない。

- 5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
- 7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。
- 8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替えて準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。
- 10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第四条の二 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識 経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(市町村に対する援助)

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規 定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を作成し、又は 変更するよう努めるものとする。

(都道府県知事に対する要請等)

- 第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥 獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難である と認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はその実施その他の当該都道府県の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

- 第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。
- 2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。
- 3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者
 - 二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあっては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。) のうちから、市町村長が任命する者
- 4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事する ほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生 命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。
- 5 第三項第一号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。
- 6 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であって主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護法第五十五条第一項の狩猟者登録についての鳥獣保護法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、鳥獣保護法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員(以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。)であって主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。)である旨及び所属市町村(当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であって、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。)の名称」と、鳥獣保護法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき若しくは所属市町村の変更があったとき」とする。
- 7 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

(捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等)

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣<u>の適正な処理及び食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実</u>、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(報告、勧告等)

第十条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の 実施等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(農林水産大臣の協力要請等)

第十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その 他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳そ の他必要な協力を求めることができる。

- 2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥 獣の保護及び狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して天然記 念物の保存に関し、意見を述べることができる。
- 3 環境大臣は、鳥獣の保護を図る等の見地から被害防止施策に関し必要があると認めるときは、農林 水産大臣に対して意見を述べることができる。

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び 農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その 他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を 確保しなければならない。
- 2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。
- 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

(被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林 水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥 獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、<u>前二項の規定による調査及び研究</u>の結果を公表するとともに、基本指針の 策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切に<u>これら</u>を活用 しなければならない。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の 規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、 整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

_(農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許及び猟銃の所持の許可並びにそれらの更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥 獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の 整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(必要な予算の確保等)

- 第十六条の二 国及び地方公共団体は、被害防止施策(第十条及び第十三条から前条までの措置を含む。)を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとする。
- 2 都道府県は、前項の規定により必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配意するものとする。

(生息環境の整備及び保全)

第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に 資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとす る。

(被害防止施策を講ずるに当たっての配慮)

第十九条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣又は著しく減少するおそれのある鳥獣については、当該鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることによりその保護が図られるよう十分配慮するものとする。

(農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化)

第二十条 国及び地方公共団体は、被害防止施策と相まって農林漁業及び関連する産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図るよう努めなければならない。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(見直し)

第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

(特定鳥獣被害対策実施隊員等による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例)

- 第三条 第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの(次項において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。)が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十号)附則第一項ただし書に規定する日(次項において「改正法一部施行日」という。)以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者(当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書(次号において「技能講習修了証明書」という。)の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。)」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの(当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)」とあるのは「経過しないもの」とする。
- 2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者(特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。)であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成二十六年十二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請

をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者(当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書(次号において「技能講習修了証明書」という。)の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。)」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの(当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)」とあるのは「経過しないもの」とする。

(注)下線は、改正法(平成24年法律第10号)による改正(新設等)部分であり、当省が付した。

図表 I-⑥ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(平成 20 年農林水産省告示第 254 号)(抜粋)

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

このため、今般、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)が制定されたところである。

(1) 被害の状況

農作物被害

農林水産業に多くの被害を及ぼしている鳥獣の捕獲数は、10年前と比較してイノシシは約5倍、ニホンジカは約3倍、ニホンザルは約2倍に増加している(平成16年度)にもかかわらず、各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は200億円程度で高止まりしており、平成18年度の被害総額は約196億円となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害金額が、獣類被害の約9割を占めている。

② 森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約5,100ha(平成18年度)で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による幼齢木の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ(以下「クマ」と総称する。)等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は5,000~8,000ha程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、カモシカ、クマの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約6割を占めている。

③ 水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、被害金額は北海道だけで毎年 10 億円以上となっている。また、近年、カワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユをはじめとした有用魚種の食害等が拡大している。

(2) 被害防止対策の基本的な考え方

これまで、都道府県の区域内においてその数が著しく増加し、農林水産業等に著しい被害を与えている鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。)を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けて個体数管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な保護管理対策が行われてきている。また、トドについては、漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく管理対策が行われてきている。一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、これまでの取組に加え、被害の状況を適確に把握しうる市町村及び地域の農林漁業者が中心となって被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっ

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計

画(鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。)の作成を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲及び侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、国及び都道府県は、被害防止計画に基づき市町村が行う被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明

(1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害状況の適確な把握

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数と同様に、鳥獣による農林水産業等に係る被害を適確に把握することが重要である。このため、国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して、従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握に加え、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認を推進すること等により、被害状況を適確に把握する取組を推進する。

なお、被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、市町村は、可能な限りこれらについて把握するよう努めるものとする。

(3) 調査結果の活用

国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。

(4) 被害原因の究明

被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要である。このため、国及び都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進する。

3 実施体制の整備

近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少等が進行していることに伴い、地域全体で被害防止 対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

このため、市町村において、市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止対策協議会の組織化を推進するとともに、地域の実情に応じて、鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)の設置を推進する。なお、市町村長が鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名又は任命する場合には、被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を指名又は任命することとする。

このうち、主として対象鳥獣(鳥獣被害防止特措法第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。 以下同じ。)の捕獲等に従事することが見込まれる隊員(以下「対象鳥獣捕獲員」という。)について は、特段の事由により参加できない場合を除き、市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に積極的に取 り組むことが見込まれる者であって次の要件を満たすものの中から、市町村長が指名又は任命するこ ととし、指名又は任命した市町村長は、対象鳥獣捕獲員に対し、その旨を証する書面を交付するもの とする。

- イ 銃猟による捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の所持者に限る。)にあっては、過去3年間に連続して狩猟者登録を行っており、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者であること
- ロ 網、わなによる捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員(網猟免許又はわな猟免許の所持者に限る。) にあっては、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者であること

なお、市町村長は、対象鳥獣捕獲員の狩猟免許が取り消されたとき、正当な理由なく市町村長が 指示した対象鳥獣の捕獲等に参加しないと認められる場合等は、速やかに当該対象鳥獣捕獲員を解 任するものとする。

4 鳥獣の捕獲等

(1) 市町村職員や農林漁業団体の職員等による捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者人口の減少や高齢化等が進行していることから、これに対応した新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、従来の取組に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)等の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 67 号)により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分離され、わな猟に関する狩猟免許取得の負担が軽減されたこと、また、特にイノシシについては箱わなが効果的であるという報告があること等を踏まえ、安全で効果的な箱わな等による捕獲を推進する。

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く 実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止 効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分 発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府 県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対し て、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努める。

7 国、地方公共団体等の連携及び協力

(1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、 農山漁村の活性化、鳥獣の保護管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、 国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護 及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。 なお、国においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、平成4年から、農林 水産省、環境省、文化庁及び警察庁による関係省庁連絡会議を設置しているところであるが、被害 防止対策をより効果的かつ総合的に実施する観点から、当該連絡会議の充実強化を推進する。

(2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

(3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の農 林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。

このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止対策協議会の組織化を推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対策を推進する。

(4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

8 研究開発及び普及

被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築していくことが必要である。

このため、国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術並びに生息数推計手法等の研究開発 を推進するとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成や普及指導員の活用 等により、被害防止技術の迅速かつ適切な普及を推進する。

10 特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を効果的に行うためには、鳥獣の生態や生息状況等の科学的な知見に基づいて、計画的に被害防止対策を進めていくことが必要である。この場合、特定鳥獣保護管理計画制度を有効に活用することが重要であり、都道府県においては、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画の作成や変更に努めるものとする。

二 被害防止計画に関する事項

市町村は、被害防止対策協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害防止対策の実施が図られるよう、対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔軟な運用が図られることが重要である。

1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計

画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

2 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第4条第1項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)との整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護管理対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく被害防止計画 の協議があった場合には、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性に十分配慮しつ つ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に揚げる事項を定めるものとする。

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - ① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害 防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係る 課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載す る。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。

(3) 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間は3年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

(4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

① 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲の担い手の確保、農林 漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載す る。

② 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。

③ 許可権限委譲事項

被害防止計画に許可権限委譲事項(鳥獣被害防止特措法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。)を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。

都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第4条第5項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進

めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。

- (5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。
- (6) 被害防止施策の実施体制に関する事項
- 4 被害防止計画の実施状況の報告

被害防止対策を効果的に実施するためには、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組の実施状況を都道府県に報告し、特定鳥獣保護管理計画の作成又は計画の見直しに役立てる等、都道府県と市町村が連携して対策を実施することが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害防止特措法第4条第10項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告するものとする。

- 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項
- 1 国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関やNPO等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

2 鳥獣の特性を考慮した適切な施策の推進

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大等により、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化している一方で、ツキノワグマ等、地域的に個体数が著しく減少している鳥獣が存在する。

このため、国及び地方公共団体は、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意するとともに、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣等については、当該鳥獣の特性を考慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備、保全等を推進することにより、その保護が図られるよう十分配慮するものとする。

3 農林漁業の振興及び農山漁村の活性化

国及び地方公共団体は、被害防止施策の推進と相まって、農林漁業及び関連する産業の振興等を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図る。

4 狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減

狩猟は、鳥獣の個体数管理に重要な役割を果たす一方で、狩猟者の減少及び高齢化の進行等のため、 狩猟者の確保が課題となっている。

このため、国及び地方公共団体は、狩猟者の確保に資するよう、狩猟免許等に係る手続の迅速化、 狩猟免許試験の休日開催や複数回開催等、狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減を図るための取組を 推進する。

5 基本指針の見直し

この基本指針は、鳥獣被害防止特措法で示された被害防止施策の実施に関する基本的な事項に従い、基本指針の策定時点での諸情勢に対応して、今後5年程度を見通して策定したものであるが、今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況、鳥獣の生息状況等が大きく変化する可能性がある。

このため、この基本指針については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の 実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。

図表 I - ⑦ 被害防止計画の作成状況

被害防止計画の作成状況

(平成24年2月末現在)

全市町村数	被害防止計画作成市町村(①)	平成 23 年度中に作 成予定(②)	合計 (①+②)	(参考) 鳥獣被害 対策実施隊の設 置市町村
1, 719	1, 191	8	1, 199	236

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 農林水産省では、1,719全市町村のうち1,452(84.5%)市町村から被害発生の報告があったとしている。

[参考] 被害防止計画の作成状況の推移

時 点	計画作成市町村数	備考
平成20年4月15日	40	
平成21年4月30日	724	全市町村数
平成22年3月31日	933	1, 719
平成23年4月30日	1, 128	(平成24年2月末現在)
平成24年2月29日	1, 191	

⁽注) 1 当省の調査結果による。

² いずれの時点のものも、都道府県と協議中のものを含む数である。

図表 I-⑧ 鳥獣保護法の適用を受けない海棲哺乳類

〇 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

(適用除外)

- 第80条 この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は<u>他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であって環境省令で定めるものについては、適</u>用しない。
- 〇 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)(抜粋) (法の適用除外となる鳥獣)

第78条

2 法第80条第1項の環境省令で定める鳥獣のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣は、次表に掲げる鳥獣以外の海棲哺乳類とする。

科名	種名
動物界	
哺乳綱	
()	ねこ目
あしか科	ニホンアシカ (ザロフス・カリフォルニアヌス・ヤポニクス)
あざらし科	ゼニガタアザラシ (フォカ・ヴィチュリナ)
	ゴマフアザラシ (フォカ・ラルガ)
	ワモンアザラシ (フォカ・ヒスピダ)
	クラカケアザラシ (ヒストリオフォカ・ファシアタ)
	アゴヒゲアザラシ (エリグナトゥス・バルバトゥス)
(<u></u>)	かいぎゅう目
じゅごん科	ジュゴン (ドゥゴング・ドゥゴン)
備考 種名の)後の括弧内に記載する呼称は学名である。



- トドなどの保護管理は、生態や来遊頭数に関する調査・研究及び混獲頭数の把握等に基づき、漁業法等による採捕制限の下で管理を行う。
- 水産動植物(水産資源)の採捕を規制している法令等

漁業法 (昭和24年法律第267号)

水產資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)

瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第26号)、都道府県漁業調整規則

【例】

〇 漁業法(抜粋)

第四章 漁業調整

(漁業調整に関する命令)

第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産 動植物であって農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業</u>若しくは特定の 漁業の方法であって農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係 るものに限る。)<u>を禁止</u>し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところに より、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。
 - 一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第六十七条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業 権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整の ために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者 の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

〇 水産資源保護法(抜粋)

第一節 水産動植物の採捕制限等

(水産動植物の採捕制限等に関する命令)

- 第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、 特定の種類の水産動植物であって農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁 業若しくは特定の漁業の方法であって農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産 動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則 で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととす ることができる。
- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に 掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。
 - 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止
 - 二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止
 - 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
 - 四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は 禁止
 - 五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
 - 六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

(漁法の制限)

第五条 <u>爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、こ</u> の限りでない。

〔参考〕トドなどの海獣による漁業被害

トドによる漁業被害には、網の破損の直接被害と、漁獲物の損傷や網の破損による漁獲物の逸失による間接被害があるが、近年、沿岸漁業が受けるこれらの被害額は 10 億円を超えている。被害は、日本海地域に集中しており、刺し網漁業や小型定置網漁業、底建網漁業の被害が大半を占め、有効な被害防止策が確立していない状況

一方、トドは国際的には生息数が減少傾向にあると言われ、我が国でも水産庁のレッドデータブックに「希少種」、環境省のレッドデータブックには「絶滅危惧Ⅱ種」として掲載されている。

(北海道「水産業・漁村の動向」より)

(注) 下線は、当省が付した。

図表Ⅰ-⑨ 国の関係行政機関の鳥獣被害防止等に係る事業費及び調査対象9道県の鳥獣被害防止関係 事業費

表 関係省庁における鳥獣被害防止等に係る主な事業費の推移

表 関係省庁	Fにおける鳥獣被害防止等	に係る主な事業	美費の推移			(単位:百万円)
所 管	事業等	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度(予算)
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策 事業	976	2, 246	2, 277	11, 283	9, 500
林 野 庁	森林環境保全整備事業 (鳥獣害防止施設整備)	960	1, 138	1, 162	118,197の内数	124, 234 の内数
水産庁	有害生物漁業被害防止 総合対策事業(トド)	74	90	102	722 の内数	578 の内数
水 座 川	水産関係民間団体事業 (カワウ)	3	69	158	304 の内数	210 の内数
環境省	特定鳥獣等保護管理実 態調査等	225	195	199	158	370
文部科学省 (文化庁)	天然記念物食害対策事 業	188	199	209	222	222

- (注) 1 当省の調査結果による。平成20から22年度は執行額ベース、23年度及び24年度は予算ベースである。
 - 2 鳥獣被害防止総合対策事業は、平成22年度から「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」となっている。

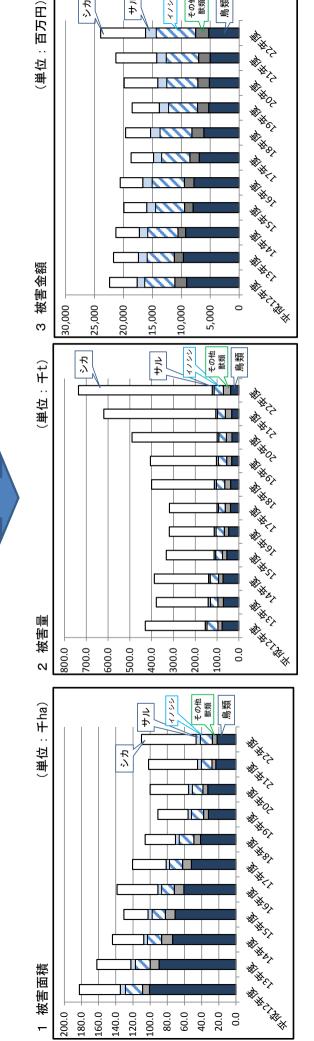
表 調査対象9道県における鳥獣被害防止等に係る主な事業費の推移 (単位:千円、%)

道県名	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	国庫補助率	自主財源率
北海道	34, 059	42, 838	693, 763	2, 429, 605	48.0	52. 0
山形県	3, 523	1,774	34, 498	(※) 25, 014	61.2	38.8
青森県	30, 100	32, 318	44, 085	57, 198	52.0	48.0
愛知県	35, 342	41,060	108, 595	344, 304	50.6	49. 4
滋賀県	235, 707	652, 651	554, 764	1, 291, 215	61.5	38. 5
広島県	41, 938	50, 275	65, 192	391, 598	47. 1	52. 9
徳島県	3, 155	2,800	36, 924	115, 085	49. 2	50.8
福岡県	46, 481	49, 338	130, 445	440, 196	56. 5	43. 5
沖縄県	811	0	16, 661	71, 076	75. 1	24. 9
計	431, 116	873, 054	1, 684, 927	5, 165, 291	50. 7	49. 3

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 平成23年度は予算額である。なお、山形県(※)については、市町村分は含まれていない。
 - 「国庫補助率」及び「自主財源率」は、平成18から23年度までの事業費に係る比率である。

野生鳥獣による農作物被害状況 図表 I -⑪

		被	里	積 (千ha)					被害	量 (千t)				被	写金额	(百万円)		
年 度	十三 寸規 巨	日		獣類	<u></u> .		十三十規 巨	日米		獣類	通		15 株 日	- H		獣類	Lmn'	
		扁規	イノシシ	114	シカ	その他獣類	≅	氚規	イノシシ	サル	シカ	その他獣類	≦	洞戏	イノシシ	サル	シカ	その他獣類
平成12年度	182.5	100.9	19.9	5.9	47.7	8.1	429.3	77.5	50.0	7.8	275.2	18.8	22, 412	9,085	5, 211	1, 292	4,779	2,045.0
13年度	162.2	89.7	17.4	5.1	39.7	10.3	378.9	71.5	34.3	10.2	238.0	24.9	21,715	9,647	4, 698	1,488	4,310	1, 572.0
14年度	144.0	73.9	16.6	4.3	36.4	12.8	388.2	72.8	39. 1	6.8	249.0	20.5	21,316	9, 259	5, 233	1,420	4,069	1, 335.0
15年度	130.6	71.0	15.5	4.7	28.1	11.3	333.1	55.8	31.4	7.5	218.8	19.6	19,935	7, 968	5,010	1,520	3,950	1, 488. 0
16年度	138.7	8.09	14.8	4.4	47.5	11.1	319.6	47.4	38.5	8.1	206.2	19. 4	20,566	7,806	5, 592	1,590	3,912	1, 666. 0
17年度	120.6	52.1	15.3	3.8	39.2	10.2	318.9	39.0	31.1	6.8	218.1	23.9	18,689	6,905	4,886	1,389	3,884	1,625.0
18年度	105.8	41.4	17.1	4.2	35.3	7.8	400.5	38.0	38. 4	8.7	287.9	27.5	19,640	6, 110	5, 529	1,630	4,309	2, 061.0
19年度	91.0	32.2	14.2	3.7	35.2	5.7	406.1	33. 1	38.7	8.2	302.9	23. 2	18, 495	5, 281	5,012	1,603	4,680	1, 919.0
20年度	100.1	32.9	12.4	4.3	44.8	5.7	490.5	32. 4	35.1	7.5	390.4	25.1	19,886	5, 165	5, 376	1,542	5,816	1, 986. 0
21年度	101.9	23.6	12. 4	4.3	57.1	4.5	619.6	33.6	36.0	8.1	513.3	28.6	21,327	5,027	5, 590	1,649	7,059	2,002.0
22年度	110.1	22. 1	14.1	4.8	63.6	5.5	736.0	37.9	42.6	8.5	613.4	33.6	23,949	5, 267	6, 799	1,854	7,750	2, 279.0



4

か

イノシシ その他戦類 鳥類

(注) 農林水産省の統計資料に基づき、当省が作成した。

140.0

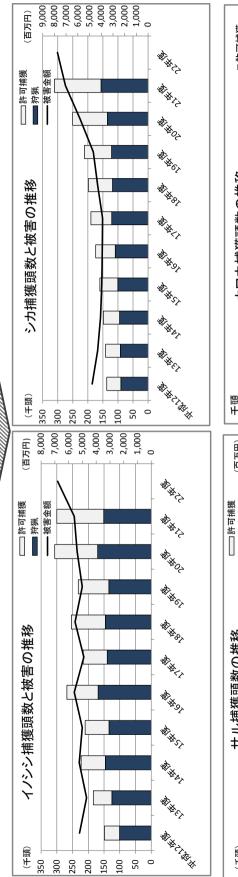
120.0 100.0

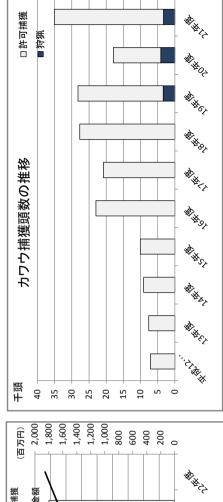
200.0 180.0 160.0 80.0

40.0 20.0 0.0

狩猟、有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数推移 図表 I -(1)

狩猟 許可捕獲 合計 額(百万円) 狩猟 許可捕獲 合計 100, 600 47,700 148,300 5,211 90,700 46,700 137,400 125,200 58,600 183,800 4,698 92,100 49,200 141,300 145,900 76,700 222,600 5,233 94,700 53,600 148,300 133,900 76,000 209,900 5,010 100,500 59,600 173,900 168,500 76,400 268,100 4,886 120,600 64,800 173,900 145,700 108,100 253,800 5,529 118,300 79,600 197,900 145,700 108,100 253,800 5,529 118,300 79,600 197,900 170,100 136,600 306,700 5,376 135,400 117,200 250,600 150,900 148,900 299,800 5,590 156,700 154,800 311,500 150,000 1312,2) (202,2) 6,799 156,700 153,15	在	Υ-	イノシシ (頭)	<u> </u>	イノシン被害金		シカ (頭)		シカ被害金		サル(頭)		サル被害金		カワウ (海)	
100, 600 47,700 148,300 5,211 90,700 46,700 137,400 4,779 0 9,700 9,700 1,292 0 7,100 125,200 58,600 183,800 4,698 92,100 49,200 141,300 4,069 0 11,700 11,488 0 7,600 145,900 76,000 222,600 5,233 94,700 53,600 148,300 4,069 0 11,700 11,420 0 7,600 133,900 76,000 209,900 5,010 100,500 69,600 160,100 3,950 0 11,100 <th>īΚ</th> <th>狩猟</th> <th>計可捕獲</th> <th>中計</th> <th>額(百万円)</th> <th>狩猟</th> <th>許可捕獲</th> <th>마</th> <th>額(百万円)</th> <th>狩猟</th> <th>許可捕獲</th> <th>华</th> <th>額(百万円)</th> <th>狩猟</th> <th>許可捕獲</th> <th>中計</th>	īΚ	狩猟	計可捕獲	中計	額(百万円)	狩猟	許可捕獲	마	額(百万円)	狩猟	許可捕獲	华	額(百万円)	狩猟	許可捕獲	中計
125, 200 58, 600 183, 800 4,698 92, 100 49, 200 141, 300 4,310 0 10,800 10,800 10,488 0 7,600 145, 900 76, 700 222, 600 5,233 94,700 53,600 148,300 4,069 0 11,700 11,700 1,420 0 9,100 183, 900 76, 700 222, 600 5,010 100,500 59,600 160,100 3,912 0 14,100 11,100 1,590 0 10,100 1 188, 500 76, 400 268, 100 4,886 120,600 69,600 190,200 3,884 0 9,300 1,590 0 23,000 23,0	平成12年度	100, 600				90, 700	46, 700	137, 400		0	9,700	9, 700	1, 292	0		7,100
145,900 76,700 222,600 5,233 94,700 55,600 148,300 4,069 0 11,700 11,700 11,420 0 9,100 133,900 76,000 209,900 5,010 100,500 59,600 160,100 3,950 0 11,100 11,100 11,500 15,20 0 10,100 168,500 268,100 5,592 109,100 64,800 173,900 3,884 0 93,300 14,100 11,500 15,200 10,100 139,900 76,400 216,300 4,886 120,600 69,600 190,200 3,884 0 14,100 14,100 1,590 0 23,800 145,700 108,100 5,529 118,300 79,600 190,200 4,889 0 15,100 1,530 0 15,100 15,100 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,540 1,540 1,540 1,540 1,540 <td>F度</td> <td>125, 200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>92, 100</td> <td>49, 200</td> <td>141,300</td> <td>4,</td> <td>0</td> <td>10,800</td> <td>10,800</td> <td>1, 488</td> <td>0</td> <td>7,600</td> <td>7,600</td>	F 度	125, 200				92, 100	49, 200	141,300	4,	0	10,800	10,800	1, 488	0	7,600	7,600
133,900 76,000 209,900 5,010 100,500 56,010 100,500 64,800 160,100 3,950 0 11,100 11,100 11,500 1,520 0 10,100 168,500 99,600 268,100 4,886 120,600 64,800 173,900 3,884 0 9,300 14,100 1,590 0 20,800 139,900 76,400 216,300 4,886 120,600 69,600 190,200 3,884 0 9,300 1,590 0 20,800 145,700 108,100 253,800 5,529 118,300 79,600 211,700 4,680 0 15,100 1,630 0 20,800 170,100 136,600 5,316 115,200 25,100 21,700 1,630 15,900 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,640 1,630 1,630 1,630 1,630 1,630 1,640 <td>14年度</td> <td>145, 900</td> <td></td> <td></td> <td>5, 233</td> <td>94, 700</td> <td>53, 600</td> <td>148,300</td> <td>4,069</td> <td>0</td> <td>11, 700</td> <td>11,700</td> <td>1,420</td> <td>0</td> <td>9, 100</td> <td>9, 100</td>	14年度	145, 900			5, 233	94, 700	53, 600	148,300	4,069	0	11, 700	11,700	1,420	0	9, 100	9, 100
168,500 99,600 268,100 5,592 109,100 64,800 173,900 3,912 0 14,100 14,100 1,590 0 23,000 139,900 76,400 216,300 4,886 120,600 69,600 190,200 3,884 0 9,300 1,590 0 20,800 145,700 108,100 253,800 5,529 118,300 79,600 197,900 4,309 0 15,100 15,100 1,639 0 27,700 134,800 97,000 231,800 5,316 125,600 211,700 4,680 0 15,600 1,639 3,400 24,800 170,100 136,600 5,376 115,200 250,600 5,816 0 15,900 1,639 1,639 1,649 3,300 31,800 150,900 148,900 5,590 156,700 154,800 1,649 3,300 1,649 3,300 1,649 3,300 1,800 (150,0) (312,2) (202,2) (172,	15年度	133, 900			5,010	100,500	59, 600	160, 100	3,950	0	11, 100	11, 100		0	10,100	10, 100
139,900 76,400 216,300 4,886 120,600 69,600 190,200 3.884 0 9,300 1,389 0 20,800 145,700 108,100 253,800 5,529 118,300 79,600 17,700 4,680 0 15,100 15,100 1,630 0 27,700 134,800 97,000 231,800 5,012 121,500 20,200 211,700 4,680 0 12,600 15,900 1,633 3,400 24,800 170,100 136,600 5,376 155,400 115,200 250,600 5,816 0 15,900 1,649 3,300 31,800 150,900 148,900 5,590 156,700 154,800 7,059 0 16,200 1,649 3,300 31,800 (150,0) (312,2) (202,2) (172,8) (331,5) (226,7) - (167,0) (167,0) (167,0) 1,834 - (447.9) (447.9)	타 度	168, 500		268, 100	5, 592	109, 100	64,800	173,900	3,912	0	14, 100	14, 100	1,590	0	23,000	23,000
145, 700 108, 100 253, 800 5,529 118, 300 79, 600 197, 900 4,309 0 15, 100 15, 100 1,630 3,400 27, 700 28,700 27, 700<	平 度	139, 900			4,886	120,600	69, 600	190, 200		0	9, 300	9,300	1,389	0	20,800	20,800
134,800 97,000 231,800 5,012 121,500 90,200 211,700 4,680 0 12,600 12,600 1,603 3,400 24,800 2 170,100 136,600 306,700 5,376 135,400 115,200 250,600 5,816 0 15,900 15,900 1,542 4,100 13,800 3 150,900 148,900 299,800 5,590 156,700 154,800 311,500 7,059 0 16,200 1,649 3,300 31,800 3 (150,0) (312,2) (202,2) 167,90 (172,8) (331.5) (226,7) 7,750 167.0) 167.9 1,649 3,300 31,800 3	手度	145, 700			5, 529	118,300	79,600	197, 900		0	15, 100	15, 100	1,630	0	27,700	27,700
170,100 136,600 306,700 5,376 135,400 115,200 250,600 5,816 0 15,900 15,900 1,542 4,100 13,800 31,800 <td> 手度</td> <td>134,800</td> <td></td> <td>231,800</td> <td></td> <td>121,500</td> <td>90,200</td> <td>211, 700</td> <td></td> <td>0</td> <td>12,600</td> <td>12,600</td> <td>1,603</td> <td>3,400</td> <td>24,800</td> <td>28,200</td>	 手度	134,800		231,800		121,500	90,200	211, 700		0	12,600	12,600	1,603	3,400	24,800	28,200
150,900 148,900 299,800 5,590 156,700 154,800 311,500 7,059 0 16,200 16,200 1,649 3,300 31,800 31,800 (150.0) (312.2) (202.2) (172.8) (331.5) (226.7) (226.7) - (167.0) (167.0) 1,649 3,300 31,800 (150.0) (312.2) (202.2) (331.5) (331.5) (326.7) 7,750 1,854 1,854 1,854	F 度	170, 100				135, 400	115, 200	250,600	5,816		15,900	15,900	1,542	4, 100		17,900
(150. 0) (312. 2) (202. 2) (172. 8) (331. 5) (226. 7) - (167. 0) (167. 0) (167. 0) - (447. 9)	F 度	150, 900		299, 800	5, 590	156, 700	154,800	311,500		0	16,200	16, 200	1,649		31,800	35, 100
6,799	:度比(%)	(150.0)		(202.2)		(172.8)	(331.5)	(226.7)			(167.0)	(167.0)		I	(447.9)	(494.4)
	F度				6,799				7,750				1,854			





■ 沖猟 ● 神術

サル捕獲頭数の推移

(上頭)

18 16 12 ∞ 9 4

14

農林水産省及び環境省の統計資料に基づき、当省が作成した。 「許可捕獲」は、環境大臣及び都道府県知事の鳥獣捕獲許可の中の「有害鳥獣捕獲」及び「特定鳥獣保護管理計画」に基づく数の個体数調整である。 W.C. 7 THE PARTY OF THE P (洪

AF AF

W. A.

10 A

A A A

C\

第3 行政評価·監視結果

勧告
説明図表番号

- 1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施
- (1) 効果的な被害防止計画の作成等

【制度の概要】

ア 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息調査の実施

特別措置法第13条第1項では、「国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。」と規定されている。また、特別措置法第3条第1項の規定に基づく被害防止基本指針では、生息状況について、「生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。」とされ、「このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する」こととされている。

また、鳥獣保護法第78条の2では、特別措置法第13条を受け、環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況等について定期的に調査し、その結果を、鳥獣保護基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更等に活用すると規定されており、国は全国的な観点から、また、都道府県は地域的な観点から、それぞれ鳥獣の生息状況や生息地の状況を可能な限り把握し、国にあっては鳥獣の保護管理制度や鳥獣保護基本指針等の見直しに、都道府県にあっては鳥獣保護事業計画、特定計画等の作成又は改定にその結果を反映させていくこととされている。

なお、従来、鳥獣保護法に基づき、国庫補助で実施されてきた都道府県に係る生息 調査は、三位一体の改革により平成 17 年度に財源が移譲されて以降、各都道府県の 予算で実施されている。

このほか、林野庁では、森林環境保全の観点から、森林の状況、シカなどの生息状況の分析・検討を行い、野生鳥獣による森林被害の軽減に資する適切な森林管理技術の開発等を行っているほか、水産庁では、増養殖・漁業環境保全の観点から、内水面漁業・養殖業への被害防止のための広域的なカワウの生息状況の調査、有害生物による漁業被害防止のためのトドの出現実態や生態の把握等を行っている。

イ 農作物等の被害状況の把握

(7) 農作物等に係る被害状況の把握方法

農林水産省は、特別措置法第 13 条第 1 項の規定や被害防止基本指針に基づき、 鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の

図表 II-1-(1)-②

図表Ⅱ-1-(1)-①

策定に必要な資料を得ることを目的として、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」(以下「被害調査要領」という。)を定め、毎年6月に地方農政局を通じて、全国の市町村における農作物の被害状況の調査を実施している。

〔被害調査要領の調査方法の概要〕

① 調査事項:

被害を受けた農作物の被害面積、被害量及び被害金額

② 被害の把握方法:

農家からの聞き取り、アンケート調査、集落代表者からの報告、農業共済組合への照会、有害捕獲申請書の確認、農業協同組合からの聞き取り、猟友会からの聞き取り、現地調査、その他

- ③ 市町村の取りまとめ:
 - i)被害面積-被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収 又は減質があった実面積
 - ii)被害量-被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収 又は減質があった量
 - iii)被害金額-被害量に被害農産物の単価(標準的な価格)を乗じた金額 (i~iiiは、小数点以下の数は、少数第1位を四捨五入)
- ④ 都道府県の取りまとめ:

都道府県知事は、被害状況を取りまとめ、地方農政局長を経由して(沖縄県知事は沖縄総合事務局長を経由して、また、北海道知事は直接)、農林水産省生産局長に報告することとされている。

なお、林野庁は、「森林被害統計資料調査要領」を定め、毎年、都道府県及び森林管理局に対し、民有林及び国有林の被害状況(被害面積、被害材積)の調査を実施している。水産庁は、カワウなどによる内水面漁業への被害状況については、内水面漁業協同組合へのアンケート調査結果等を基にカワウの飛来状況等から被害域の変化などを把握しているが、カワウによる被害金額やトド等による被害については把握していない。このため、北海道では、「トド、オットセイ等実態調査要領」を定め、毎年10月から翌年6月までの期間(トドシーズン)内の調査を実施し、被害状況を取りまとめており、また、滋賀県では、カワウによる被害の算定の参考となる方式を特定計画に定め、県内の市町村に示しているなど、都道府県により、独自に被害状況の調査等を行っているものがある。

(イ) 農作物に係る被害状況の調査結果の活用

被害調査要領による農作物に係る被害状況の調査結果は、国(地方農政局)、都 道府県及び市町村において、効果的な被害防止対策を行うための重要な基礎資料と なるとともに、都道府県では、特定計画における個体数管理の目標設定、市町村で は、被害防止計画における被害軽減目標及び捕獲計画等の設定、目標達成状況等の評価、被害状況に応じた侵入防止柵の設置及び追い払いの実施、農業者等への研修等に活用されている。

また、この調査結果は、国、都道府県、市町村ごとに統計としてまとめられ、国 及び地方公共団体の予算編成、鳥獣被害防止総合対策事業における費用対効果の分 析、各種事業のPR等に活用されている。

(ウ) 被害の原因究明の取組の推進

近年、中山間地域を中心に、野生鳥獣による農作物被害等が深刻化・広域化している原因として、①近年の少雪傾向等による、鳥獣の生息適地の拡大、②農山漁村の過疎化、高齢化の進行等による耕作放棄地の増加等、③狩猟者の減少、高齢化による捕獲圧力の低下等の様々な要因が複合的に関係していると考えられる。

特別措置法第 14 条では、国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、被害状況の調査結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものと規定されている。

また、被害防止基本指針では、被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要であり、国又は都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進するものとされている。

これを受け、市町村等が農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生原因の 究明のために被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等の調査を行う場合に は、農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の対象とすることとしている。

なお、林野庁は、主としてシカによる森林被害対策として、被害軽減のための森林管理技術の研究等を行う森林環境保全総合対策事業を、水産庁は、カワウ等による漁業被害対策として、カワウの生息状況等の調査を行う内水面漁業振興対策事業を、トド等による漁業被害対策として、追い払いの効果の検証等を行う有害生物漁業被害防止総合対策事業を行っている。

ウ 被害防止計画の作成等

(7) 被害防止計画の作成

特別措置法第4条第1項では、市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、被害防止基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができると規定されている。

また、被害防止基本指針では、「市町村は、被害防止対策協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言

図表Ⅱ-1-(1)-③

図表 II-1-(1)-4

を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。」とされている。

さらに、被害防止計画には、特別措置法、被害防止基本指針及び「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に基づき、被害発生時期等の被害の現状と、それを踏まえた被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標等を記載することとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-③
(再掲)

図表Ⅱ-1-(1)-⑤

[被害防止計画に定める事項(概要)]

- ① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - i 被害の現状及び被害の軽減目標
 - ii 従来講じてきた被害防止対策
 - iii 今後の取組方針
- ② 対象鳥獣の種類
- ③ 被害防止計画の期間(3年程度)
- ④ 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
 - i 対象鳥獣の捕獲体制
 - ii 対象鳥獣の捕獲計画
 - iii 鳥獣保護法第9条第1項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって、被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに関する事項
- ⑤ 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
- ⑥ 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - i 被害防止対策協議会に関する事項
 - ii 関係機関に関する事項
 - ⅲ 鳥獣被害対策実施隊 (注) に関する事項 等
- ⑦ 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- ⑧ その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- (注)対象鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に 実施するため、市町村長が、①市町村の職員のうちから指名する者又は②被害防止計画に基 づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから任命する鳥獣被 害対策実施隊員により構成される。

(イ) 被害防止計画作成の際の都道府県との協議

特別措置法第4条第5項では、市町村が被害防止計画を定めようとする場合、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないと規定されており、また、被害防止計画に捕獲許可権限の委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならないと規定されている。

図表Ⅱ-1-(1)-③
(再掲)

なお、特別措置法第4条第6項では、都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を的確に把握することができる立場にあることを踏まえて協議を行うものと規定されている。

(ウ) 被害防止計画に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金の配分等

「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱」(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。)等では、鳥獣被害防止総合対策事業の実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状、課題及び被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとされている。また、この被害軽減目標を基に目標達成率が算出され、この達成率は事業評価の指標とされるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の効果測定にも利用されている。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金配分基準について」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9427 号農林水産省生産局長通知。以下「交付金配分基準」という。)では、平成 23 年度の当該交付金の各都道府県への配分については、全交付額のうち、

- ① 4分の1を、都道府県別の要望額に応じて配分
- ② 4分の1を、被害防止計画作成市町村(協議中のものを含む。)の数に応じて配分
- ③ 2分の1を、実施する取組内容に応じて設定されているポイントの合計値の高い計画を含む都道府県から順次配分

することとなっている。このうち、被害軽減目標については、被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽減する目標を定める場合は1ポイント、30%以上軽減する目標を定める場合には3ポイント、いずれも30%以上軽減する目標を設定している場合には5ポイントが配分される。

なお、平成24年度の当該交付金の配分基準では、基礎配分に当たる予算額の2分の1については、都道府県の被害額、被害防止計画を作成している市町村の割合及び鳥獣被害対策実施隊を編成している市町村の割合に応じて各都道府県に配分することとされたが、残りの2分の1については、23年度と同様にポイントに応じて配分することとされている。

鳥獣被害防止総合対策交付金事業の対象については、関係市町村が被害防止対策 協議会を設置し総合的な被害防止対策を講ずるために生息調査を行う場合は対象 となるものの、都道府県等が事業実施主体として生息調査を行う場合には対象とな らない(注)ものとなっている。

(注) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の対象である生息調査や推進体制整備等の実施主体については、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について」(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)において、地方公共団体、農業協同組合等の代表者等で構成される「協議会」とされており、都道府県が事業実施主体となることは認められていない。

図表Ⅱ-1-(1)-⑥

図表 Ⅱ-1-(1)-⑦

図表 II-1-(1)-⑧

エ 被害防止計画の作成における特定計画・実施計画との整合性の確保

特別措置法第4条第4項の規定及び被害防止基本指針では、被害防止計画の作成に 当たっては、鳥獣保護事業計画及び特定計画との整合性が保たれるよう、当該市町村 が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護管理対 策の実施状況に十分留意するものとされている。

図表 II-1-(1)-⑨ 図表 II-1-(1)-⑩ 図表 II-1-(1)-⑪

このため、都道府県は、市町村から特別措置法第4条第5項の規定に基づく被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護事業計画及び特定計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-①

さらに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について」(平成20年2月21日付け環自野発第080221003号環境省自然環境局野生生物課長通知)では、被害防止計画における捕獲計画数の設定の考え方について、「例えば、被害防止計画における捕獲計画数が、特定計画で設定されている保護管理の目標数を上回る場合、整合性がとれているとは言えず、最新の生息状況等も踏まえ、被害防止計画に記す捕獲計画数の調整を図る等の措置が必要と考えられる。」とされている。

なお、鳥獣保護基本指針では、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、特別措置法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとされている。

また、鳥獣保護基本指針では、都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画(以下単に「実施計画」という。)を年度別に作成するよう努めることとされており、都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また、特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないよう必要な指示を行うものとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-⑬

オ 被害防止計画の評価結果に基づく改善等

(7) 事業実施状況の報告

特別措置法第4条第10項では、被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。

また、被害防止基本指針においては、都道府県と市町村が連携して対策を実施するため、市町村は、特別措置法第4条第10項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の

実施状況について、都道府県知事に報告することとされている。

さらに、交付金実施要綱等では、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の事業実施主 ┃ 図表 II-1-(1)-4 体である市町村等は、当該事業の実施状況を、都道府県知事に報告し、報告を受け た都道府県知事は、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達 成が見込まれないと判断したときは、当該市町村等に対して必要な指導を行うもの とされている。

なお、交付金実施要綱等では、都道府県知事は、鳥獣被害防止総合対策交付金事 業の実施状況について、地方農政局長等に報告することとされている。

(イ) 被害防止計画の目標達成状況の評価

交付金実施要綱等では、事業実施主体(市町村等)は、被害防止計画の目標年度 の翌年度において、被害防止計画の目標の達成状況について自ら事業評価を行い、 評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を都 道府県知事に報告することとされている。

図表 Ⅱ-1-(1)-4 (再掲)

また、都道府県知事は、事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検評価 し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、当該市町村等に対して必要に 応じ指導することとされ、さらに、報告を受けた地方農政局長等は、局内で検討会 を開催して点検評価を行い、必要に応じて、都道府県に指導を行うこととされてい る。

図表Ⅱ-1-(1)-15

なお、「H20~H22 年度の鳥獣被害防止総合対策事業の評価報告の実施について」 (平成23年7月27日付け生産局鳥獣被害対策室事務連絡)では、市町村等におい て作成された被害防止計画の目標年度が平成22年度になっている場合、22年度の 被害状況の調査結果が出る時点を勘案し、23年9月末までに、各地方農政局等に事 業評価報告書を提出することとされている。また、同事務連絡では、目標の達成率 の算出について、「(基準年値-実績値)/(基準年値-目標値)」により、目標と した被害軽減量(額)に対する被害軽減実績の割合を算出するとされている。

(ウ) 改善計画の作成

交付金実施要綱等では、前述の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標 の達成率が70%未満と低調である場合には、市町村等は、都道府県の指導の下、そ の要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等の目標達成に向けた方策を記載した 改善計画を作成し、都道府県知事へ報告することとされている。

また、報告を受けた都道府県は、改善計画について点検評価を行った上で地方農 政局長等に報告し、地方農政局長等は、都道府県に対し、指導及び助言を行うこと とされている。

図表Ⅱ-1-(1)-⑭ (再掲)

【調査結果】

ア 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息調査の推進

今回、当省では、農林水産省、6地方農政局等(東北、東海、近畿、中国四国、九州の各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部)、林野庁、7森林管理局等(北海道、東北、中部、近畿中国、四国、九州の各森林管理局及び下北森林管理署)、水産庁、環境省、7地方環境事務所等(北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州の各地方環境事務所及び釧路自然環境事務所)、9道県(北海道、青森県、山形県、愛知県、滋賀県、広島県、徳島県、福岡県及び沖縄県)、9道県内の22市町村等(被害防止対策協議会を含む。)における、被害を及ぼす鳥獣の生息調査の実施状況について調査した。

この調査の結果、以下のとおり、予算措置ができないことや市町村が被害防止計画を作成する上で必要とする鳥獣の生息状況データの精度や範囲等を都道府県が把握していないなどのため、生息調査が的確に実施されておらず、科学的なデータの把握が不十分なままに、妥当性を欠く内容(被害軽減目標、捕獲計画数等)の被害防止計画の作成を行っているとみられるものがあった。

- ① 山形県では、平成 19 年 6 月、ニホンザルについての特定計画を作成する際、同県の単独事業で、野生鳥獣保護管理推進調査等を実施し、個体群ごとの群れ総数や分布状況等の把握により、生息数を 6 個体群 (100 群れ前後)、3,000 頭と推定している。しかし、それ以降、詳細な調査をするための必要な予算の確保ができないなどとして、モニタリング調査による群れごとの遊動域や加害レベル等の詳細な調査を実施していない(注)。このため、関係する市町村では、群れごとの遊動域、加害レベル等に応じた有効な対策を講ずるためのデータが十分得られない状況となっている。
 - (注) 当省の調査実施後の平成 24 年 3 月に、第 2 期特定計画の作成のため、ニホンザルの遊動域の変化、群れの分化等についての調査が行われている。

一方、隣接する宮城県では、同県の単独事業で、30 群、1,700 頭の群れごとの詳細な調査及び特定計画作成後の経年的なモニタリング調査を実施し、他の地域への被害の拡大を招かないよう効果的な「追い上げ」対策が実施されている。

前述(第3-1-(1)-ウ-(ウ))のとおり、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業における生息調査等の推進事業は、都道府県が事業実施主体となることはできず、かつ、山形県内にはニホンザルの被害が発生している関係 13 市町による被害防止対策協議会がないように、必ずしも県の関係区域全てを対象とする協議会が設置されるものではないため、生息調査等の推進事業を行う適当な事業主体はないものとなっている。

なお、山形県内におけるニホンザルによる農作物被害は、次表のとおり、平成 18 年度から減少傾向にあるが、ニホンザルに係る第 1 次特定計画が作成された 19 年度や 20 年度には減少しているものの、計画期間の 3 年目以降となる 21 年度及び 22

年度には増加に転じており、被害を及ぼすニホンザルの生息実態を継続的に把握 し、対策を講ずることが求められている。

表 山形県におけるニホンザル被害の推移

(単位:トン、千円、%)

区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
被害量	577. 5	451.5	303.9	342. 1	365. 7
饭 吉 里	(100)	(78.2)	(52.6)	(59.2)	(63. 3)
被害金額	209, 038	149, 897	96, 698	120, 973	110, 383
((100)	(71.7)	(46.3)	(57.9)	(52.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 括弧内は、平成 18 年度を 100 とした場合の指数である。
 - 3 平成22年度の被害金額は、全国で山口県、三重県、長野県に次いで第4位である。
- ② 青森県では、県内に4個体群のニホンザル(注)が生息している。このうち下北 半島の1群は、天然記念物として、県により、詳細な生息調査が実施され、特定計 画が作成されているが、これ以外の3群については、特定計画が作成されていない。 このうち、特に岩木川上流域については、平成14年以降県による生息調査が全く 実施されていないため、生息状況のデータに基づく被害防止対策等ができず、個別 の有害捕獲や追い払い等が、結果として群れの分化、小群化を招き被害地域を拡大 する結果となっている。

- (注) 青森県の生息数等調査によると、青森県内におけるニホンザルの地域個体群は、下北、津 軽半島及び白神山地の3群であるが、このうち、白神山地周辺のニホンザルについて、1つ の連続した地域個体群との認識を持った上で、白神山地の西側(西海岸地域)と北側(岩木 川上流地域)に分けて群れを調査している。
- ③ 愛知県では、平成19年7月にイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ及びカモシカ の特定計画を作成するため、17年度に生息調査を実施し、その後もアンケート等に よる聞き取り調査を毎年継続的に実施している。

図表 Ⅱ-1-(1)-① 図表 Ⅱ-1-(1)-18

図表Ⅱ-1-(1)-16

しかし、調査対象とした県内の3市町のうち2市は、県の生息調査結果では、市 が被害防止対策の対象とする鳥獣の生息域や行動範囲を踏まえた地区ごとの詳細 な生息状況が示されておらず、例えば、県内のイノシシの生息数が 1,500 頭から 6,000 頭となっているなどデータの幅が大きすぎることなどから、被害防止計画の 作成には活用できないとしている。

また、このうち1市では、後述(第3-1-(1)-ウ-①)のように、被害防止計画 における被害軽減目標及び捕獲計画数の設定において、鳥獣の生息数が分からない 中で、具体的な根拠に基づく目標値を設定することは困難であるとして、実現性が 乏しいとみられる被害半減を目標としているなど、県の生息調査が、市町村の被害 防止計画の作成に有効に活用されていない例がみられる。

④ 広島県では、イノシシ、シカ等の第2期特定計画(計画期間:平成19年度から 23 年度まで) の作成に当たって、自然環境部局が、イノシシについては平成 18 年 度狩猟者アンケート調査により、シカについては平成18年度及び19年度の生息密

図表Ⅱ-1-(1)-19

度調査により生息動向を調査したが、人的、予算的な事情から、その後の継続的な モニタリング調査等を行っていないため、市町村が生息状況を踏まえた被害防止計 画を作成するために必要なデータが得られていない。

また、鳥獣の生息調査については、農林水産省では、環境省が所管する鳥獣保護管理制度及び特定計画制度の中で把握するものであるとして、地方農政局等による調査を実施していない。一方、環境省は、地方環境事務所等が自然環境保全基礎調査等の全国調査及び国指定鳥獣保護区内の鳥獣保護の一環として生息状況を把握しているが、農作物等の被害防止の観点での生息調査を行っていないとしている。

さらに、調査対象9道県の中には、農林水産部局(鳥獣被害防止対策担当)では、 鳥獣の生息調査を自然保護部局が行っているとしている一方、自然保護部局では、予 算の制約を理由として十分な調査ができないとしているところがあるなど、的確な調 査が行われていない状況がみられた。

なお、調査対象市町村の中には、予算、調査体制、調査技術等の点から生息調査を 行うのは困難であるとし、少しでも農作物の被害軽減を図るため、侵入防止柵などの 被害防止施設の設置を優先せざるを得ないとしているところもある。

このような状況の中、平成 24 年 3 月の特別措置法の一部改正により、国及び地方公共団体は、鳥獣被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、適正と認められる個体数についての調査研究を行うこととされた。このため、国及び都道府県は、市町村が総合的かつ効果的な被害防止計画を作成できるよう、これまで以上に、鳥獣の生息調査等の取組を積極的に行う必要がある。

イ 鳥獣による農作物等の被害の的確な把握等

(7) 農作物等に係る被害状況の的確な把握

国及び地方公共団体が把握した被害実績は、前述(第3-1-(1)-イ)のとおり、 国及び地方公共団体の予算、被害防止計画(被害軽減目標、捕獲計画等)の作成、鳥 獣被害防止総合対策事業の費用対効果の分析、被害防止計画に基づく事業の事業評 価等に利用されている。

しかし、調査対象 22 市町村等における農作物等の鳥獣被害の把握状況を調査した結果、以下のとおり、被害調査要領に基づいて行われるべき被害面積の算定方法や被害量の把握方法が区々になっているなど、的確性を欠くもののほか、過大な算定となる可能性のあるものがみられた。

① 被害面積、被害量及び被害金額の算定

i)被害調査要領では、市町村は被害の取りまとめに当たり、農業共済対象作物 (注)については、農業共済組合への照会に努めることとされており、被害数 値に齟齬があった場合は、農業共済の数値を優先することとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-20

図表Ⅱ-1-(1)-②

しかし、調査対象とした広島県内の市町村の中には、農業共済組合の算出方法が、3割以上の被害があった場合には、一律 10 割の被害面積があるものとして積算し、一方、3割未満の被害があった作付面積を把握していないため、独自に、3割以上の被害があった作付面積に60%を乗じて、3割未満の被害が生じた作付面積における被害面積を積算する算定方法によっているものがみられた。この方法によると、例えば3割未満の被害があった作付面積についても補足調査を行った上で農業共済の被害数値を利用する等の適切な算定が行われず、次表のとおり、被害が過大に算定される可能性があるものとなっている。

(注) 農業共済制度は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済組合が行う共済事業で、農作物共済、果樹共済、畑作物共済等の種類がある。例えば、このうち農作物共済は、一筆方式の場合、水稲、陸稲、麦について10アール以上耕作している農家が対象となり、耕地一筆ごとに基準収穫量を定め、その3割を超える減収があった場合に一筆ごとに共済金が支払われる。

表 農業共済組合の被害算定により過大となり得る例(試算)

	共済引受 面積(a)		率 (b) 反定)	実被害面積 (a×b)	調査対象市 の算出結果
1	20 アール	10 割	9 李101 1.	20 アール	40 アール
2	20 アール	10 割	3割以上	20 アール	(20 アール×1.0×2)
3	20 アール	2割		4アール	24 アール
4	20 アール	2割	3割未満	4アール	$(40 \ \mathcal{T} - \mathcal{N} \times 0.6)$
5	20 アール	2割		4アール	(40 / // // 0.0)
計	100 アール		_	52 アール	64 アール

- (注) 1 当省が調査結果に基づき、試算したものである。
 - 2 上記試算は、例えば一戸の農家が、20 アールの畑を 5 区画耕作している場合を仮定した。
 - ii)被害調査要領では、鳥類の被害について、鳥類の種類別にカラスとヒヨドリを区分して報告を求められている。しかし、次表のとおり、沖縄県では調査対象町から、被害の区分が困難であるなどとしてカラスとヒヨドリの区分のない被害面積、被害量及び被害金額の報告を受け、それを単純に二等分した数値を被害状況として国に報告している。このため町と県との間で被害実績の把握結果が異なるだけではなく、当該町の被害防止計画の評価において、カラスの被害軽減効果を、被害状況を単純に等分した実績(被害量 26.035t、被害額5,426,310円)から算定し、新たな被害防止計画(平成23年度から25年度まで)におけるカラスの被害の現状(基準値)として、被害額10,852,620円が用いられるなど、補足的な調査を実施する等の対処が行われないまま適切でない取扱いが行われているものがみられた。

表 調査対象町(沖縄県内)におけるカラス、ヒヨドリによる被害状況

鳥獣種類名	農作物名	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (円)
カラス、 ヒヨドリ	果樹(ミカン類・ス イカ・メロン)	35. 10	52. 07	10, 852, 620

(注)「平成 22 年度 鳥獣類による農作物への被害状況及び防除対策の状況」(調査対象町(沖縄県))に基づき、当省が作成した。

表 調査対象町の被害状況に係る沖縄県から沖縄総合事務局農林水産部への報告

カラス			ヒヨドリ		
被害面積	被害量	被害金額	被害面積	被害量	被害金額
(ha)	(t)	(円)	(ha)	(t)	(円)
17. 550	26. 035	5, 426, 310	17. 550	26. 035	5, 426, 310

- (注) 平成22年度「都道府県集計シート(沖縄県)」に基づき、当省が作成した。
 - iii)被害調査要領では、被害面積は、被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質した実面積とされており、愛知県内の調査対象2市のうち、一方の市では、イノシシ、ニホンジカ等による被害面積について、農家への聞き取り結果を基に、被害を受けた農地の作付面積に3段階に区分した被害割合を乗じることで算出しているが、もう一方の市では、アンケート結果で得られた申告面積をそのまま集計して被害面積としており、被害を受けた農地の作付面積や被害割合が分からないものとなっている。
 - iv) 福岡県内の調査対象市では、イノシシ、カラスによる被害面積等の算定の際、市から調査の依頼を受けた農業協同組合において、毎年度、下部組織の担当職員が被害の申告や相談があったものの被害状況を把握しているが、当該申告等の記録が不十分であることから、農業者から申告等された際の被害状況の記憶に基づき、品目ごとの被害面積を上部機関に報告している。
 - v) 福岡県内の調査対象市では、イノシシ、ニホンジカによる被害面積の算定の際、平成20年度までは、農業共済組合等からの聞き取りにより調査していたが、21年度から調査方法を変え、農業者からの被害申告に基づく調査を行ったところ、同年度の被害金額が前年度と比べ15倍に増加した。また、平成22年度は、市担当職員が農業協同組合職員から前年度と比べた被害の増減状況を聞き取り、その割合を前年度の被害面積に乗じたものを被害面積とし、当該面積に基づき被害金額及び被害量を算定して報告している。
 - vi) 滋賀県内の調査対象市では、被害調査票を全自治会に配布し、調査方法を一任している。しかし、当該調査票は、県が求めている作付面積、被害面積(被害割合)が判明する様式ではなく、被害実態を的確に把握できるものとはなっていない。

vii) 滋賀県内の調査対象市では、カワウによる漁業被害について、滋賀県が特定計画で示している算定方法に従って、次表のとおり、カワウの一日当たり捕食量に年間滞在日数、漁価の平均単価、春の生息数を乗じ、被害金額を1年間で約13億6,400万円と推計(県内でカワウの捕食した魚全てを調査対象市における被害として計上)し、市の被害防止計画に掲載している。

しかし、同市は、当該算定方法について、滋賀県から、「県内の魚類の捕食 量全てが被害金額とは言えない。」と指摘されているにもかかわらず、独自に 全て同市における被害として被害防止計画に計上している。

表 調査対象市におけるカワウの被害金額の算出内訳(平成21年度)

算定	一日当たり	年間滞在	漁価の平均	春の生息数	被害金額
要素	捕食量(a)	日数(b)	単価(c)	(d)	(a×b×c×d)
数値	0.35kg	214 日	723.5 円/kg	25, 171 羽	1, 364, 020 千円

(注) 調査対象市の資料に基づき、当省が作成した。

なお、水産庁は、カワウによる内水面漁業被害額の算定方法として、次の式を用いて計算することを全国内水面漁業協同組合連合会のホームページ等で明示している。

(カワウによる被害額の推定方法)

「カワウの飛来数×飛来日数×1羽当たりの1日の捕食量×捕食される魚種別 重量比×魚種別単価の合計」

しかし、上記算定式は、都道府県全体での被害量等の推定が可能な算定方法であるが、市町村ごとの被害量等の算定には必ずしも適していないものとなっている。

このため、広島県及び調査対象市(広島県内)では、カワウによる被害対策について、水産庁による調査方法等の開発普及を要望する意見がみられた。

② 調査期間

被害調査要領では、「調査期間は、毎年度4月から翌年3月までとする」とされているが、i) 平成20年度に悉皆調査を行った後、21年度、22年度は集落の聞き取り調査のみ行い、被害金額に増減がみられない場合は前年度と同じ被害実績として報告しているもの(北海道内)、ii)毎年1月から12月までの被害実績を報告しているもの(愛知県内)がみられた。

③ 調査事項

被害調査要領では、調査事項は、被害を受けた農作物の被害面積、被害量及び 被害金額とされ、また、市町村が取りまとめる被害状況調査票の留意事項で、被 害面積及び被害量は、被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質か

ら、減収又は減質した実面積及び量とされており、被害額は被害量に被害農産物 の単価を乗じて算出することとされている。

なお、育苗期の被害は、種苗価格で算出し、植付けが遅れることにより最終的 な収量が減少した場合には、その減少分の額も加えることとされている。

しかし、調査対象 22 市町村等の中には、農作物の被害状況について、農業者 等の負担軽減等のためとして、被害面積のみを把握し、被害量及び被害金額を一 定の計算方法により算出することとしており、被害が発生しなかった場合に見込 まれる収量又は品質を反映させていないものが4市町村みられた。(愛知県、徳 島県及び福岡県内)

④ 被害状況の調査手法

農林水産省は、被害防止基本指針に基づき、都道府県及び市町村に対し、より 的確な被害把握を求めており、被害調査要領では、農業共済組合への照会、現場 確認、農家、農業協同組合、猟友会等からの聞き取り等複数の調査方法により把 握することとされているが、調査対象20市町村(水産被害及び森林被害を除く。) の調査方法をみると、「農家へのアンケート」等単一の調査方法のみにより算定 しているものが 11 市町村と最も多く、複数の確認方法による被害の申告内容の 検証が行われていないものとなっている。

表 調査対象市町村における被害調査方法

調査方法	1種類	2種類	3種類	4種類	計
市町村数	11	6	2	1	20

⁽注) 当省の調査結果による。

(イ) 被害の原因究明の取組の推進

調査対象とした国 20 機関(6地方農政局等、7森林管理局等、7地方環境事務│図表Ⅱ-1-(1)-⑳ 所等)、9道県、22市町村等における鳥獣被害の原因究明に係る取組状況をみると、 効果的な被害防止対策を講ずるためとして実施しているのは、以下のとおり、国の 7機関(北海道、関東、中部、近畿中国、四国及び九州森林管理局並びに中国四国 環境事務所)、2県(青森県及び滋賀県)、7市町村等となっている。

特に、被害防止計画を作成する市町村においては、計画に盛り込む被害防止対策 の効果を上げるため、被害の現状、発生原因に応じた対策を選定する必要があるが、 被害の原因究明のための体制・予算がない又は専門的な知見がないなどの理由によ り、その必要性は認めるが行うことができないとしているところがある。

これに関し、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業では、被害の発生状 況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査など被害の原因究明に結び付く 調査について対象とすることができるとされているが、被害対応の緊急性が高いと して、侵入防止柵の整備など直接的な被害防止対策が優先される傾向があり、市町

図表 Ⅱ-1-(1)-23

村における被害防止計画の作成や効果的な被害防止対策の実施に結び付く、被害原因究明などの基礎的な調査活動を推進するための国や都道府県の支援が不足しているものと考えられる。

なお、平成 24 年 3 月の特別措置法の一部改正により、市町村は、被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができることとなり、都道府県は、市町村が効果的な被害防止計画を作成できるよう、被害の原因究明等の取組についても積極的に行う必要がある。

① 国及び県における原因究明に係る取組

鳥獣被害の原因究明を実施している国の7機関では、例えば、中国四国環境事務所が植生タイプ及び生息密度を考慮した被害調査、広域的な被害調査等を、また、四国森林管理局が樹木の被害状況、植生の被害状況等の調査を実施している。また、2県では、単独事業により集落環境診断(注)等の中で原因究明と対策の取組を実施している。

一方、原因究明を実施していない国の 13 機関では、その理由について、6 地方農政局では、原因究明のための予算がなく、また人員もいない等として、6 地方環境事務所では、原因究明は農林水産省所管であるため等としている。

(注)「集落環境診断」は、集落の地域住民、専門家、行政関係者等の協同作業によって、加害獣の侵入経路、被害状況、侵入防止柵や林縁等の管理状況を見て回り、それを関係者が集まって地図に落とし込み、情報の共有を図るとともに、被害対策の役割分担や優先順位について合意を得ながら進める手法である。

② 市町村における原因究明に係る取組

調査対象 22 市町村等のうち、7市町村が、大学との連携や集落環境診断等により、集落ぐるみで鳥獣被害の原因究明を実施し、鳥獣被害における集落の弱点を住民自らが発見することにより、原因に応じた被害防止対策に取り組み、効果を上げているとしている。

一方、このような原因究明を実施していない市町村の中には、その必要性は認めるものの、市町村の限られた体制の中では、原因の究明(把握)方法や対策に関する専門家の技術的支援がなければ実施できないとの意見がみられた。

ウ 被害防止計画の内容の妥当性確保

被害防止計画には、対象地域の鳥獣の生息状況や被害発生時期等の被害の現状を踏まえた上で、目標年度における被害金額等の被害軽減目標を定め、また、その被害軽減目標を達成するために必要な実施体制、捕獲計画、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を定めることとされている。また、この被害軽減目標の達成状況は、評価されるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の効果測定にも利用されている。

しかし、以下のとおり、調査対象 22 市町村等の被害防止計画の中には、被害軽減目標や鳥獣の捕獲計画数について、過去の実績や科学的な根拠に基づいた設定がなされ

ていないものや鳥獣被害防止総合対策交付金事業の配分ポイントの獲得を目的とした設定がなされているとみられるものなど、妥当性を欠く例があり、被害防止計画に基づく被害防止対策の実施による被害軽減効果が明確でない状況がみられた。

また、都道府県が市町村と協議を行う際、都道府県が示した意見の一部が被害防止計画に反映されていないなど、被害防止計画の内容の妥当性に関する都道府県の指導が十分に行われていない状況がみられた。

- ① 被害防止計画における「被害軽減目標」や「捕獲計画数」が実績を反映したものになっていないなど、設定根拠が不明確な例
 - i) 愛知県内の調査対象市では、鳥獣の生息数も分からない中で、具体的な根拠に基づく目標値を設定するのは困難なため、当初は被害面積、被害金額とも0に設定することとしていたが、県から無理な目標は立てないように指導され、大まかに現状値から被害を半減させる目標値とし、イノシシについては特に被害が大きいことから現状値の3分の1の目標値としている。

また、イノシシについて、同市の平成 20 年度から 22 年度における被害防止計画及び実施計画の捕獲計画数と捕獲実績とを比較すると、いずれの年も実績が計画数を上回っており、22 年度の捕獲実績は捕獲計画数の 2.5 倍となっている。

しかし、捕獲計画数以上に捕獲を行っても、被害金額は大幅に増加しており、被害軽減に十分な量の捕獲数となっておらず、同市が設定していた捕獲計画数は被害軽減を図る上で過少なものとなっていたものと考えられる。そのため、被害軽減を計画的に進めるには、特定計画の作成に当たって、鳥獣の生息数をできるだけ的確に把握し、生息数に見合った捕獲数を設定した上で、市町村がこれを踏まえた実施計画を作成するように支援し、また、被害防止計画の作成に当たっては、捕獲目標が実施計画(特定計画)と整合が取れるよう都道府県と協議するなど、両面から整合性を図るための取組が重要である。

ii) 沖縄県内の調査対象町では、前回の被害防止計画(計画期間:平成20年度から22年度まで)において、カラスの捕獲実績は各年度とも計画を達成していない(各年度の捕獲計画数1,000羽に対して、捕獲実績は20年度0羽、21年度478羽、22年度707羽)。しかし、平成23年度からの新たな被害防止計画では、カラスの捕獲計画数を、先行して被害防止計画を作成していた隣接村の捕獲計画数を参考に設定しており、同町の面積が同村よりも広いことから、より多くの捕獲数が見込めるとして、各年度とも同村の1.5倍の捕獲計画数を設定(23年度の捕獲計画数2,000羽)しており、過去の捕獲実績を反映していない過大な目標になっている。

なお、隣接村では、過去の捕獲の実績等(捕獲従事者数、購入可能弾数、命中率)を踏まえ、被害防止計画におけるカラスの捕獲計画数を設定している。

図表Ⅱ-1-(1)-24

図表Ⅱ-1-(1)-②

iii) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業のポイント配分では、被害防止計画において、被害面積又は被害金額のいずれかを 30%以上軽減する目標を設定する場合には 3 ポイント、いずれも 30%以上軽減する目標を設定する場合には 5 ポイントが配分されることとなっている。このため、調査対象 22 市町村等のうち、主な鳥獣の被害面積又は被害金額の被害軽減目標のいずれかを 30%程度としているものが 8 市町村、いずれも 30%程度としているものが 6 市町村みられた。

図表Ⅱ-1-(1)-26

また、調査対象 22 市町村等の中には、被害軽減目標の設定根拠について、鳥獣被害防止総合対策交付金事業のポイントを獲得するため、現状値の 70% (30%の軽減) を目標値にしたとしているものがみられた。

② 被害防止計画の現状値の設定が不適切な例

調査対象 22 市町村等の 21 被害防止計画をみたところ、計画期間初年度の 2 年以 上前の被害実績をもって現状値としているものが、10 計画 (47.6%) あった。

図表Ⅱ-1-(1)-②

なお、残りの 11 計画については、計画期間初年度の前年度の被害実績を現状値としている。このうち、道県との被害防止計画に係る協議時期について、被害実績が把握できてから行うとして、被害防止計画の作成を遅らせ、計画初年度の開始月を遅らせているもの(6計画)、年度終了前の最新の被害実績の速報値を現状値としているもの(1計画)がみられ、また、残りの4計画については前年度の被害実績を現状値に反映できている理由は不明であった。

③ 複数市が共同で作成した被害防止計画の被害軽減目標、捕獲計画数の記載内容に 齟齬があり、県から統一するよう意見が付されているが、それが十分には反映され ていない例等

滋賀県内の調査対象2市では、平成23年度に共同で被害防止計画を作成しているが、被害防止計画における被害軽減目標、捕獲計画数の記載をみると、i)一方の市では、鳥獣別に被害農作物の品目ごとの被害軽減目標を設定しているのに対し、もう一方の市では、鳥獣別の被害軽減目標のみを設定している、ii)一方の市では、狩猟による捕獲目標数と有害鳥獣捕獲による捕獲目標数をそれぞれ設定し、その合計を捕獲目標数としているのに対し、もう一方の市では、捕獲計画数に狩猟による捕獲計画数分を計上していないなど、両市の記載内容が異なるものとなっている。

図表Ⅱ-1-(1)-29

これらについて滋賀県は、被害防止計画作成時の協議において指摘したいくつかの事項は修正されており、また、最終的には、その内容は作成主体である市の判断によると説明しているが、被害防止計画の内容について十分な指導・協議が行われていないものと考えられる。

また、滋賀県は、調査対象2市が共同で作成する被害防止計画案の協議を受けた際、同県が示した意見書において、「カワウの被害金額については魚類の捕食量全てが被害金額とは言えない。調査対象市内に限定した被害金額の算出根拠又は留意

図表Ⅱ-1-(1)-30

事項を注釈として併記すべき。」と意見を付しているが、決定した被害防止計画には、「カワウについては、原則として生息数と一羽当たりの捕食量により算出しています。」との注記があるのみで、意見書の趣旨が反映されていないものとなっている。

④ 町全域が計画対象区域であるにもかかわらず、被害防止計画で一部区域のみの現 状値、目標値等が設定されている例

徳島県内の調査対象町が作成した第1期の被害防止計画(計画期間:平成20年度から22年度まで)では、従来、全5地区のうちの3地区が農林水産省の補助事業(鳥獣害防止総合対策事業)の対象とされていることから、当該3地区の被害状況(被害金額及び被害面積に係る現状値)や被害軽減目標値を設定している。

このため、第1期の被害防止計画の事業評価は、当該3地区の被害実績に基づいて行われているが、新たに作成した第2期の被害防止計画(計画期間:平成23年度から25年度まで)においても、第1期の被害状況等の数値との整合性を考慮して、当該3地区に係る被害状況を基に被害軽減目標を設定しており、同町全域の目標設定となっていない。

エ 被害防止計画の作成における特定計画・実施計画との整合性の確保

調査対象9道県における被害防止計画と特定計画・実施計画との整合性について調査したところ、以下のとおり、被害防止計画における捕獲計画数について、特定計画との整合性を取るため、特定計画に基づき市町村ごとに作成する実施計画の捕獲目標数と合わせているものの、市町村ごとの実施計画における捕獲目標数の合計が、特定計画の道県全体の捕獲目標数を大幅に上回るものとなっており、結果的に被害防止計画と特定計画の整合性が取られてない例や、遊動域の広い鳥獣(ニホンザル)について、共通の遊動域にある市町村が同じ群れを重複して捕獲計画に計上している例などがみられた。

これは、調査対象9道県において、特定計画の作成以降、対象鳥獣の生息動向のモニタリングが実施されないまま、特定計画に基づく市町村ごとの実施計画が定められたため、特定計画の捕獲目標数と市町村ごとの実施計画の捕獲目標数の合計が整合していないことや、被害防止計画の協議を行う際に、特定計画に定める捕獲目標数と被害防止計画に定める捕獲計画数の調整を十分行えないことなどが原因と考えられる。

〔事例1〕

愛知県では、市町村が特定計画を実施するために作成する実施計画について、 毎年度見直すよう指導することとしており、その中で被害防止計画と特定計画の 整合性を取るとしている。しかし、平成 23 年度の捕獲計画数をみると、特定計 画における捕獲目標数よりも、県内の市町村が作成した実施計画における捕獲計 画数の合計数が上回っており、特にイノシシとニホンジカについては約 2 倍とな

図表Ⅱ-1-(1)-③

っている。

なお、愛知県は、市町村に対し、被害防止計画と実施計画の整合性を取るよう 指示しており、市町村においても被害防止計画における捕獲計画数等と実施計画 における捕獲計画数等との整合性の確保に努めている。しかし、実施計画の捕獲 計画数と特定計画の捕獲目標数とがかい離したものとなっているため、結果とし て被害防止計画と特定計画との整合性が取られていない状況となっている。

(参考) 県が特定計画で定めた捕獲目標数を市町村に振り分けている事例

長野県では、ニホンジカについては、特定計画において、地域個体群別に、年間の捕獲計画、計画最終年度の目標個体数を示している。また、市町村に配布している「保護管理計画の進め方」の中で、生息地面積の割合(生息密度)に基づき県全体の捕獲目標を各市町村別の捕獲目標数に振り分けることにより、特定計画の実効性を高めるとともに、県と市町村が整合性のある捕獲を進めることとしている。

[事例2]

ニホンザルの行動域については、環境省作成の「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編)」(平成22年3月)によると、「一群あたりの行動域は、数平方キロから数10平方キロ、特に広い場合は100平方キロにもなる場合がある。」とされている。

山形県内の調査対象2市町におけるニホンザルの生息状況をみると、隣接する 県内3市及び宮城県内の1町も遊動域とするものが計6群305頭存在しており、 県域及び市町村域をまたがって共通の群れが生息している。

しかし、山形県内の市町村が特定計画に基づき作成した実施計画をみると、県内5市町において、当該市町を遊動域とする群れについて、それぞれの捕獲計画に計上しており、それに基づいて、被害防止計画の目標数を設定しているため、県の特定計画と実施計画及び被害防止計画との整合性が取られていない。

なお、山形県ニホンザル特定計画では、保護管理事業を行うため、毎年度、関係市町村の実施計画を取りまとめ、県全体の実施計画を作成することとしているが、関係 13 市町のうち 2 町が実施計画を作成していないことから、県全体の実施計画を作成していない。

また、調査対象とした9道県の中には、以下のとおり、被害防止計画の捕獲計画数と特定計画の捕獲目標数等との整合性は保たれているものの、市町村が被害防止計画の捕獲計画数を設定するに当たり、特定計画の捕獲目標数等との整合性を図りにくいものとなっている例がみられた。

[事例3]

広島県のニホンジカに係る特定計画(平成20年3月)における捕獲目標数及 び捕獲の上限と関係市町の被害防止計画上の捕獲計画数についてみたところ、市 町が被害防止計画を作成する際、「特定計画の捕獲目標数」と「捕獲上限」のい

図表Ⅱ-1-(1)-32

ずれを基準にして捕獲計画を定めるのが妥当なのかが分かりにくいものとなっていること、また、「特定計画の捕獲目標数」と「捕獲上限」が市町の行政区域とは異なる区域設定となっており、別途、市町別に捕獲目標数の割り当ても行われていないことから、県及び関係市町の双方において、被害防止計画の捕獲計画数と特定計画の捕獲目標数等との整合性を図りにくいものとなっている。

なお、特定計画の捕獲目標数等には、狩猟による捕獲も含まれているが、市町においては、狩猟による捕獲実績を把握できることとなっておらず、それを見込んだ上で必要な捕獲数(許可捕獲)を計画することが難しい状況もみられた。

ちなみに、当省において試算した結果、次表のとおり、特定計画の対象地域となっている6市町の被害防止計画における各捕獲目標数の合計は3,681頭で、県の許可捕獲の目標数2,549頭(試算)を約1,100頭上回り、県の許可捕獲の上限数を相当下回るものとなっている。

表 広島県におけるニホンジカの特定計画と被害防止計画の捕獲目標の整合性

区 分	頭数
特定計画の捕獲目標数(許可捕獲及び狩猟)(a)	4,125 頭
年間平均狩猟捕獲数(平成 20 年度から 22 年度)(b)	1,576頭
特定計画の捕獲目標数(許可捕獲分の試算。特定計画の捕獲目標数 (a) -平均狩猟捕獲数(b))	2,549 頭
特定計画対象地域の6市町の被害防止計画の捕獲目標数合計	3,681 頭
[参考] 特定計画の捕獲上限数(許可捕獲及び狩猟)	8,700頭

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 「特定計画の捕獲目標数」は、平成24年度までにニホンジカの生息数を半減させるための年間捕獲必要数。 また、参考の「特定計画の捕獲上限数」は、5年後に目標生息率を達成するための必要な年間捕獲数である。
 - 3 6市町のうち1市については、被害防止計画において、捕獲目標数を「過去の実績から推定」としているため、当省が平成20年度から22年度の有害捕獲実績(20年度208頭、21年度260頭、22年度284頭)の平均から251頭と試算し、合計3,681頭とした。

オ 被害防止計画の目標達成状況の評価結果に基づく改善の徹底等

(7) 目標未達成の場合の改善計画作成の励行

前述(第3-1-(1)-オ-(ウ))のとおり、交付金実施要綱等では、被害防止計画の被害軽減目標の達成率が70%未満の場合、改善計画を作成することとされている。

調査対象 22 市町村等のうち、既に被害防止計画の期間が終了し、事業評価が行われている 13 市町村等の被害防止計画の目標達成状況の評価における被害軽減目標の達成状況を調査したところ、全ての対象鳥獣で目標が達成されたのは4市町村等(30.8%)であり、9市町等(69.2%)は、何らかの鳥獣において目標未達成(被害が増加又は目標達成率70%未満)となっており、改善計画の作成が必要なものとなっていた。しかし、当省の調査時点(平成23年11月末)においては、地方農政局等や道県による改善計画の作成指導が行われていないものもあり、また、該当する市町村等で改善計画を作成しているところはなかった。

図表Ⅱ-1-(1)-33

また、毎年度、市町村等から都道府県に対して提出される被害防止計画の実施状 況報告において、実施状況が低調である場合に都道府県が行う指導について、低調 と判断する具体的な基準や、どのような指導を行うかといった具体的な方法等が農 林水産省から示されていないとして、指導を行っていない状況がみられた。

[事例]

徳島県内で、平成 20 年度から 22 年度までを被害防止計画の期間とし、21 | 図表Ⅱ-1-(1)-⑭ 年度までに鳥獣被害防止総合支援事業等を実施した県内の7市町村等につい て、計画期間終了後の評価結果では2市町村等で目標年度における目標達成率 が70%未満となっているが、中国四国農政局は、これらの2市町村等に対し目 標の達成に向けた指導を十分行っておらず、当省の調査当時(平成23年11月 末)には、改善計画が作成されていない。

また、平成20年度及び21年度の当該7市町村等の被害防止計画の実施状況 報告の内容をみると、各年度とも4市町村等において、目標年度の被害軽減目 標に対して達成率が 70%未満となっているが、中国四国農政局は徳島県に対 し、また、徳島県は、これらの市町村等に対し目標の達成に向けた指導を十分 に行っていない。

なお、これに関し、徳島県は、実施状況報告について、実施状況が低調であ ると判断する具体的な基準や、市町村等への具体的な指導方法について農林水 産省から示されていないため、指導を実施することができないとしている。

(イ) 被害防止計画の見直しに係る評価結果の活用

交付金実施要綱等に基づき、市町村等は、被害防止計画の目標年度の翌年度(9 月まで)に事業評価を実施し、地方農政局等に報告することとされている。

しかし、平成22年度に被害防止計画の目標年度が終了し、9月までに評価報告 を行った調査対象3市町(愛知県内1市、徳島県内2市町)では、次期被害防止計 画の作成を、前期被害防止計画の最終年度(22年度)に行っていることから、前期 計画の事業評価を行っても、次期計画の作成に活用するには間に合わないとしてお り、事業評価の結果を次期被害防止計画の見直しに活用できる仕組みになっていな 11

また、調査対象 22 市町村等の中には、次期計画期間中に、前期の評価結果を踏 まえ計画の見直しを道県と協議し、改訂しているものもみられた。

(評価結果の次期被害防止計画への活用に関する市町村の意見)

① 平成22年度を目標年度とする被害防止計画の評価報告は、22年度の実績値を 基に被害軽減目標の達成率を算出して評価を実施するため、計画期間終了後の翌 年度(23年度)に行わなければならず、一方、次期被害防止計画は、前計画の計 画期間が終了する前(22年度内)に県の協議を経て完成しなければならないので、

図表 Ⅱ-1-(1)-35

評価結果を被害防止計画の作成に活用していない。

② 評価結果が得られたのが平成23年9月であったため、今回の被害防止計画の改定時期(平成23年3月)に間に合わず、評価結果を反映したものとなっていない。

【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策の計画的かつ効果的な実施を推進する観点から、市町村が作成する被害防止計画の的確化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村が作成する被害防止計画の基礎となる、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息状況や生息環境を把握するための生息調査の実施を推進するため、次の措置を講ずること。
 - i) 都道府県が鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、総合的な被害防止対策の一環としての生息調査等を実施できるようにすること。(農林水産省)
 - ii) 都道府県が実施する生息調査において、対象鳥獣の生息域や行動範囲に応じた きめ細かな調査や鳥獣の生息動向に応じた調査データの更新などが適切に実施 されるよう、都道府県に対し、必要な技術的助言を行うこと。(環境省)
- ② 農林水産省は、被害防止計画の作成に必要な鳥獣による農作物被害の実態を的確に把握するため、都道府県及び市町村において過度な負担とならない程度に、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害金額等の算出が的確に行われるよう支援すること。

また、農林水産省(水産庁)は、カワウによる漁業被害の実態を的確に把握し、 市町村が被害防止計画等に活用できるようにするため、漁業被害金額等の合理的な 算定方法を開発し、都道府県及び市町村に示すこと。

さらに、農林水産省は、鳥獣による被害防止対策を効果的に実施するため、市町村が行う原因究明活動等に対する技術的助言を強化すること。また、環境省は、農林水産省の行う当該技術的助言が効果的に推進されるよう、都道府県が行う鳥獣の生態、生息動向調査等の鳥獣の保護管理において技術的助言を強化すること。

- ③ 農林水産省は、被害防止対策の内容が、過去の捕獲の実績、的確な生息状況や被害状況を踏まえた妥当なものとなるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。
- ④ 農林水産省は、被害防止計画の捕獲計画と特定計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。

また、環境省は、市町村との連携により特定計画における保護管理の目標数と実施計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、都道府県に対し、特定計画における捕獲目標数の設定、変更について、必要な技術的助言を行うこと。

(5)	農林水産省は、被害防止計画の目標達成状況に係る評価結果が、改善計画の作成	
	や被害防止計画の見直しに適切に反映されるよう必要な措置を講ずること。	
	また、農林水産省は、都道府県が市町村等からの事業等の実施状況報告により的	
7	確な指導を行えるよう、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判	
Þ	断する場合の具体的な基準及び指導方法を都道府県に示すこと。	

図表 Ⅱ-1-(1)-① 鳥獣の生息調査等に関する方針等(抜粋)

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(抜粋)
- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
 - 2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明
 - (1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

(調査)

- 第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、<u>鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用する</u>ものとする。
- (注)下線は、当省が付した。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領

野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領

1 目的

本調査は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)第13条第1項の規定に基づき、鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の策定に必要な資料を得ることを 目的とする。

2 調查対象農作物

本調査の対象とする農作物は、次のとおりとする。 稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他

3 調查対象鳥獣類

本調査の対象とする鳥獣類は、次のとおりとする。

スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト、キジ、サギ、その他鳥類、ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、マングース、タイワンリス、キョン、その他獣類

4 調査事項

鳥獣種類別に被害を受けた農作物の被害面積、被害量、被害金額とする。

5 調査方法及び報告

① 市町村長は、被害農家から被害が軽微な場合でも報告してもらうよう市町村広報 誌等により、農家へ周知を徹底するとともに、より的確な被害把握のため、簡易な 被害報告書(別添参照)を添付することも有効であることから、その取組に努める ものとする。

また、被害の取りまとめに当たっては、

- ア. 農業共済対象作物については、農業共済組合へ照会(被害数値に齟齬があった場合は、農業共済の数値を優先)
- イ. 農業共済非対象作物については、有害捕獲申請書と確認 に努めるものとする。

さらに、JA等関係団体からの聞き取りや、可能な限り現場確認を行うことにより、 的確な被害状況の把握に努めるものとする。

市町村長は、別紙野生鳥獣による被害状況調査票若しくは都道府県知事が調査票 に必要事項を加えた場合にあっては当該調査票に被害状況を取りまとめ、毎年度都 道府県知事の定める日までに都道府県知事に報告するものとする。

② 都道府県知事は、別紙都道府県集計シートに被害状況を取りまとめ、地方農政局長を経由して(沖縄県知事は沖縄総合事務局長を経由して、北海道知事は直接)、毎年度農林水産省生産局長が定める日までに農林水産省生産局長に報告するものとする。

6 調查期間

調査期間は、毎年度4月から翌年3月までとする。

平成22年度 野生鳥獣による農作物の被害状況調査票

(犯人に当たってのお願い)
1 昨年度の秘密状況について、「被害状況の把握に当たって用いた方法」「鳥獣別、作物別の被害面積、被害者、被害金銭」「被害の特徴」について記入願います。
2 市司村において、本・ナート・シートタブが水色)に入力したデータは、自動的に4つの集計用シート・シートタブが黄色)に復写されるように設定されています(集計シートの様式は変更しないでください。)。
このため、記入機(水色のセル)以外のセルには入力しないでください。また、被害状況の把握方法や被害の特徴の入力セルにおいては、文字がセルの表示幅からあふれてもかまいません(配入機以外のセルに入力しても 【被害状況の把握に当たって 1 農家からの報告 用いた方法】 2 集落代表者からの報告 【都道府県名】 【市町村名】 5 JAからの聞き取り 6 猟友会からの聞き取り 3 農業共済組合へ照会 7 現地調査 (鉄当セルに移動して、) 〇印を選択します。 4 有害捕獲申請書と確認 8 その他(文字があふれてもかまいません。) ◇ 獣類 ◇ 鳥類 被害量(kg) 被害金額 (千円) 被害量 (kg) 被害金額 (千円) 被害量(kg) 被害面積 被害面積 種 類 農作物名 種 類 農作物名 種 類 農作物名 豆類 豆類 豆類 雑穀果樹 雑穀果樹 雑穀 果樹 ネズミ 飼料作物 飼料作物 飼料作物 野菜 野菜 いも類 いも類 工芸作物 工芸作物 工芸作物 その他 その他 その他 麦類 豆類 雑穀 麦類 豆類 雑穀 麦類 豆類 雑穀 果樹 カラス 飼料作物 果樹 飼料作物 果樹 飼料作物 野菜 野菜 野菜 いも類 工芸作物 いも類 工芸作物 工芸作物 その他 計 その他 計 その他 麦類豆類 雑穀 雑穀 果樹 雑穀 果樹 ヌート リア カモ 飼料作物 クマ 飼料作物 飼料作物 野菜 野菜 野菜 いも類 工芸作物 工芸作物 工芸作物 麦類 麦類 麦類 豆類 雑穀 豆類 雑穀 雑穀 果樹 果樹 果樹 ムクド イノシ マン グース 飼料作物 飼料作物 飼料作物 野菜 いも類 工芸作物 その他 その他 その他 麦類 麦類 麦類 豆類雑穀 豆類雑穀 雑穀 果樹 果樹 果樹 タイワ ンリス 飼料作物 野菜 ヒヨドリ 飼料作物 モグラ 飼料作物 野菜 野菜 いも類 いも類 いも類 その他 その他 その他 稲麦類 麦類 麦類 豆類 雑穀 果樹 豆類 雑穀 果樹 豆類 雑穀果樹 飼料作物 野菜 いも類 飼料作物 野菜 ハト 飼料作物 サル キョン 野菜いも類 いも類 工芸作物 工芸作物 その他 その他 麦類 麦類 麦類 豆類 果樹 果樹 その他 獣類 キジ 飼料作物 シカ 飼料作物 飼料作物 いも類 いも類 いも類 工芸作物 工芸作物 工芸作物 その他 その他 その他 稲 麦類豆類 麦類豆類 麦類 豆類 雑穀 雑穀 雑穀 果樹 飼料作物 果樹 飼料作物 果樹 飼料作物 工芸作物 工芸作物 工芸作物 その他 麦類 麦類 被害の特徴 豆類 豆類 その他 鳥類 飼料作物 飼料作物 いも類 工芸作物 工芸作物 (配入例)
「山のブナなどの実があったため、イノシンの出没が少なかった。
「昨年に比べてシカの集落への出没が多く、被害が大幅「増加した。」
「〇〇集落では、〇〇事業により、広域的な防護機の整備したため、〇〇の被害が減少した。

被害状況調査票の記入上の留意事項等

1 農作物の野生鳥獣の被害状況の算出について

(1) 鳥獣の種類

鳥獣の種類名は、スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒョドリ、ハト、キジ、サギ、その他鳥類、ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、マングース、タイワンリス、キョン、その他獣類の分類により種類ごとに記入してください。

(2) 農作物

稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物、その他

(3) 被害面積

野生鳥獣による農作物の被害が発生したほ場において被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質があった実面積として下さい。

(4) 被害量

野生鳥獣による農作物の被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質した量として下さい。

(5) 被害金額

被害金額は、被害量に、調査年におけるそれぞれの県内の被害地域における標準的な価格の実態を表す被害農産物の単価(例えば県農林水産統計年報の数字等)を乗じて算出した金額(品質低下の場合は、被害量に被害がなかった場合の生産者販売価格と実際の生産者販売価格の差を乗じた金額)として下さい。

なお、育苗期の被害は、種苗価格で算出し、植付けが遅れることにより最終的な 収量が減少した場合は、その減少分の額も被害額に加えて下さい。

永年性作物の樹体被害は、損傷程度(樹冠面積の2/3以上が折損もしくは枯死するような場合には、被害100%)に「農畜産業用固定資産評価基準」を乗じて算出して下さい。

(6) 小数点以下の数がある場合には、少数第1位を四捨五入して下さい。

図表Ⅱ-1-(1)-③ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(抜粋)

(被害防止計画)

- 第四条 <u>市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、</u> <u>単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計</u> <u>画」という。)を定めることができる。</u>
- 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止 計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類
 - 三 被害防止計画の期間
 - 四 対象鳥獣の捕獲等(農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等(鳥獣保護法第二条第三項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。)又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等(鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。)をいう。以下同じ。)に関する事項
 - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等 以外の被害防止施策に関する事項
 - 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3、4 (略)
- 5 <u>市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</u>この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 6 <u>都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。</u>

$7 \sim 11$ (略)

(注)下線は、当省が付した。

図表 II -1-(1)-④ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な 指針(抜粋)

二 被害防止計画に関する事項

市町村は、被害防止対策協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害防止対策の実施 が図られるよう、対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔 軟な運用が図られることが重要である。

1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

2 (略)

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に揚げる事項を定めるものとする。

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - ① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係 る課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載 する。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。

(3) 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間は3年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

- (4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
 - ① 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲の担い手の確保、農 林漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載 する。

② 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。

③ 許可権限委譲事項

被害防止計画に許可権限委譲事項(鳥獣被害防止特措法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。)を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。 都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第4条第5項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。

(5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。

- (6) 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - ① 被害防止対策協議会に関する事項

市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止 対策協議会を設置している場合は、その名称及び被害防止対策において、当該協議会の各構成 機関が果たすべき役割について記載する。

② 関係機関に関する事項

対策協議会の構成機関以外に、研究機関やNPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合は、それらの関係機関が果たすべき役割について記載する。

③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、 鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事 項を記載する。

④ 自衛隊への協力要請に関する事項(略)

(7) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記載する。

この場合、捕獲等をした鳥獣の肉としての利活用等を推進する場合は、安全性確保の取組等についても記載する。

(8) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記載する。

4 (略)

(注)下線は、当省が付した。

図表 II-1-(1)-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく 被害防止計画の作成の推進について(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水 産省生産局長通知)(抜粋)

1 記入に当たっての留意事項

被害防止計画の作成に当たっては、次に掲げる内容について記入するものとする。

なお、別記様式第1号の3から7までに係る事項については、必ずしも全ての事項を記入する必要はなく、被害防止計画を作成する市町村(以下「当該市町村」という。)が取り組む事項のみを記入すればよいものとする。

- (1) 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等
 - 対象鳥獣

当該市町村の区域内において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきとして判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する。なお、対象鳥獣については複数の種類を記入できる。

② 計画期間

計画期間は3年程度とする。なお、この場合の年単位は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

③ 対象地域

対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

- (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - 被害の現状

当該市町村において、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。以下同じ。)等を記入する。

② 被害の傾向

被害防止対策の実施に当たっては、地域全体で被害についての共通認識を形成することが重要であることから、当該市町村において、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状について、必要に応じ地図等を活用しつつ、記入するよう努める。

- ③ 被害の軽減目標
 - ①及び②を踏まえつつ、対象鳥獣ごとに、被害防止計画で定める計画期間の最終年度における被害金額、被害面積等の被害軽減目標を記入する。この場合、複数の指標に係る目標を設定しても差し支えない。
- ④ 従来講じてきた被害防止対策

当該市町村において、直近3ヶ年程度に講じてきた捕獲体制の整備、捕獲機材の導入等の捕獲に関する取組、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動の実施、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等の被害防止対策について記入した上で、今後、被害防止対策を図る上で取り組むべき課題について記入する。

⑤ 今後の取組方針

被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、③で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

その際、必要に応じて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防除に関する専門家からの助言等を受け、取組の難易等について関係者全体で検討の上、地域として取り組む事項について、優先順位を明確にすることが望ましい。

- (3) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
 - ① 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命の状況、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制等を記入する。また、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

② その他捕獲体制に関する取組

捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成、確保等についての年度別取組内容について記入する。

③ 対象鳥獣の捕獲計画

近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況、農林水産業等に係る被害の発生時期、発生場所等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方、対象鳥獣の年度別捕獲計画数、わな等の捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等を記入する。

④ 許可権限委譲事項

許可権限委譲事項(法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。以下同じ。)を記載する場合にあっては、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。

- (4) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
 - ① 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣による農地等への侵入を防止するための防護柵について、設置する柵の種類、設置規模等についての年度別整備計画を記入する。

② その他被害防止に関する取組

侵入防止柵の適正な管理、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備、 大等を活用した追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について、 年度別取組内容を記入する。

- (5) 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - ① 被害防止対策協議会に関する事項

市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止対 策協議会を設置している場合にあっては、その名称、当該協議会を構成する関係機関等の名称及 び被害防止対策として、各構成機関が果たすべき役割について記入する。

② 関係機関に関する事項

対策協議会の構成機関以外に、研究機関、NPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合にあっては、関係機関の名称及びこれらの果たすべき役割を記入する。

③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

法第9条に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置する場合にあっては、鳥獣被害対策実施隊が行う 被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置、運営等に ついて必要な事項を記入する。

④ その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他被害防止施策の実施体制に関し必要な事項を記入する。なお、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第100条の規定に基づき、自衛隊による侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備に係る協力を求める内容について記入する場合は、事前に、農林水産省の補助事業等を活用した建設業者への委託等他の手段による対応の可能性について、地方農政局、関係地方自治体等に相談しつつ、検討を行うこととする。

(6) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法を記入する。

この場合、捕獲等をした鳥獣について、肉として利活用等する場合は、食品衛生に係る安全性確保の取組等についても記入する。

また、捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画についても記入する。

(7) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(1)から(6)までのほか、その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

- 2 その他の留意事項
 - (1) 被害防止計画の公表

(略)

(2) 被害防止計画の実施状況の報告

市町村長は、対策実施年度の翌年度の6月末日までに、被害防止計画の実施状況について都道府 県知事に報告するものとする。なお、その際の報告事項については、被害防止計画に記載する事項 に準ずるものとする。

図表 II-1-(1)-⑥ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農 林水産事務次官依命通知)(抜粋)

第五 事業の実施手続

1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害 対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第4条に基づき一の被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

2 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1の被害防止計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

 $3 \sim 6$ (略)

図表 II-1-(1)-⑦ 鳥獣被害防止総合対策交付金配分基準について (平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9427 号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

第一 配分基準

各都道府県の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる1から3までにより配分額を順次算定して得た額を合算して得た額とする。

1 基礎配分

緊急対策枠及び通常対策枠の予算額を合計した予算額のうち、<u>4分の1を都道府県別の要望額に</u> <u>応じて、4分の1を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平</u> 成19年法律第134号)第4条の被害防止計画を作成(都道府県と協議中のものを含む。)している <u>市町村の数に応じて、各都道府県に配分する。</u>この場合、各都道府県の要望額を上限とする。

(平成24年度 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準 変更部分)

1 基礎配分

予算額の基礎配分については、次に掲げるとおりとする。

- ① 予算額のうち、1/2を都道府県別の被害額(野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領(平成19年9月26日付け19生産第3909号生産局長通知)に基づく平成22年度被害額)、鳥獣による農林水産業等に係る被の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条の被害防止計画を作成(都道府県と協議中のものを含む。)している市町村の割合及び鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊を編成(平成24年度以内に編成することが確実と見込まれるものも含む。)している市町村の割合に応じて、各都道府県に配分する。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。
- ② ①で各都道府県に配分した予算額から、各都道府県における平成23年度鳥獣被害防止総合対策 交付金における不用(見込み)額を減じる。

2 ポイント配分(緊急対策枠)

緊急対策枠の予算額から1の緊急対策枠に相当する配分額を差し引いて得た残額については、別表の1から6までに基づき算定したポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額の2分の1に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合、当該都道府県の要望額から1による配分額を差し引いて得た額を上限とする。なお、同一のポイントの全ての事業実施計画に配分するのに必要な配分額が残されていない場合については、配分しないこととする。

3 ポイント配分(通常対策枠等)

1及び2による配分後の残額については、2で配分対象とならなかった事業実施計画について、 別表により算定したポイント(ただし、別表の3の自給率の向上等に関する審査における3ポイン トについては算定しない。)の合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額 の2分の1に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場 合、当該都道府県の要望額から上記1及び2による配分額を差し引いて得た額を上限とする。 なお、配分残額が同一ポイントの未だ配分対象となっていない事業実施計画の合計の要望額の2 分の1に相当する額の合計を下回る場合には、当該の配分残額をこれらの事業実施計画に係る要望 額に応じて当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。

その際、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画については、優先的に配分の対象とする。

第二 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

別表 (抜粋)

ポイント
5
3
1

⁽注)下線は、当省が付した。

図表 II-1-(1)-⑧ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について(平成20年3月31日付け19生産 第9424号農林水産省生産局長通知)(抜粋)

第1 趣旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命 通知。以下「要綱」という。)の別表に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱第5の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定める協議会等とは、推進事業にあっては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。整備事業にあっては、協議会又はその構成員(試験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。

4 事業実施主体の範囲

3において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動 範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又 は複数の市町村を含む地域とするものとする。

(注)下線は、当省が付した。

図表 Ⅱ-1-(1)-9 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(抜粋)

(被害防止計画)

第四条

4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。 以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をい う。以下同じ。)が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護 事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)と整合性のとれたものでなければならない。

図表 II-1-(1)-⑩ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な 指針(抜粋)

- 二 被害防止計画に関する事項
 - 2 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第4条第1項に 規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画が定められている都道府県 の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)との 整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施 する鳥獣の保護管理対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性に十分配慮しつ、、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

(注)下線は、当省が付した。

図表 Ⅱ-1-(1)-(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

- 第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣保護事業計画の計画期間
 - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
 - 三 鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。)に関する事項
 - 四 第九条第一項の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。)に関する事項
 - 五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条 第一項に規定する猟区に関する事項
 - 六 第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
 - 七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - 八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- $3 \sim 5$ (略)
- 第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護のための管理(以下「保護管理」という。)に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。
- 2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定鳥獣の種類
 - 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
 - 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
 - 四 特定鳥獣の保護管理の目標
 - 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に 掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
 - 一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(以下「希少鳥獣」 という。)であるとき。
 - 二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるとき。
- 7 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。
- (注)下線は、当省が付した。

図表 II-1-(1)-① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に 伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について(平成 20 年 2 月 21 日 付け環自野発第 080221003) (抜粋)

- 1 被害防止計画の作成に係る協議等
 - (1) 鳥獣保護事業計画及び特定津鳥獣保護管理計画との整合性

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。)第 4 条に規定する鳥獣保護事業計画(同法第 7 条に規定する特定鳥獣保護管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)と被害防止計画は整合性が図られることとなっているが、当該被害防止計画における捕獲計画数の設定の考え方については被害防止計画に記されることになっているとことであり、その設定の考え方の合理性の有無について適切に判断されたい。例えば単独又は複数の被害防止計画における捕獲計画数が特定鳥獣保護管理計画で設定されている保護管理の目標数を上回る場合、整合性がとれているとは言えず、最新の生息状況等も踏まえ、被害防止計画に記す捕獲計画数の調整を図る等の措置が必要と考えられる。特定鳥獣保護管理計画又はそれに相当する計画等がない場合においては、農林水産業等に係る被害の実態を踏まえ、例えば鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 19 年環境省告示第 3 号)の「II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項」の「第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」に示す被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲の考え方等を参考に適切に判断されたい。

(注)下線は、当省が付した。

図表 Ⅱ-1-(1)-③ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第 11 次)(抜粋)

- 第三 特定計画制度の推進
 - 2 地域における取組の充実
 - (1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標 数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示 を行うものとする。

また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。

さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、 効果的な個体数調整を進めるものとする。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 II -1-(1)-値 鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等における被害防止計画の目標達成状況の評価に 関する規程

〇 鳥獸被害防止対策交付金実施要綱(抜粋)

第九 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、生産局長が別に定めるところにより、地方農政 局長等に報告するものとする。

第十 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事に対して必要に応じ指導を行うものとする。

なお、地方農政局長等は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

- (4) 生産局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

(1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、都道府県の指導の下、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに生産局長が別に定めるところにより都道府県知事に報告するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、当該計画を地方農政局長等に生産局長が別に定めるところにより報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により都道府県知事から報告を受けた場合、当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

〇 鳥獸被害防止総合対策交付金実施要領(抜粋)

第七 事業の評価

- 1 事業評価
 - (1) 要綱第10の1の(1)の評価の報告は、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
 - (2) 要綱第10の1の(1)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うものとする。
- 2 改善計画
 - (1) 要綱第 10 の 2 の (1) の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が 70%未満であるものとする。
 - (2) 要綱第10の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱第10の1の事業評価及び報告を行うものとする。

別表 1

3 事業評価の報告

区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目
	事業実施主体名、構成市町村
	2 実施時期に係る項目
	3 事業内容等に係る項目
	事業内容、事業量
	4 管理に係る項目
	管理主体者
	5 利用に係る項目
	供用開始時期、利用率
	6 事業効果、評価に係る項目
	事業効果、経営状況、事業実施主体の評価

(事務連絡)

H20~H22 年度の鳥獣被害防止総合対策事業の評価報告の実施について

1. 概要

H20 年度から H22 年度に実施された鳥獣被害防止総合対策事業については、事業実施要網・要領に基づき、事業実施主体が属する市町村において作成された被害防止計画の目標年度が H22 年度になっている場合、事業実施主体は各農政局等に、もしくは事業実施主体から報告を受けた都道府県は各農政局等に、H23 年の9月末までに事業評価報告書を提出することとなっています。

このため、各農政局等担当者におかれましては、事業実施主体から評価報告書を徴求して頂くとともに、都道府県へのご連絡をお願い致します。

(1) 事業実施主体の評価報告書の提出先について

- ① 事業採択年度が単年度の場合
 - (a) H20 年度もしくは H21 年度に採択した場合、報告先は各農政局等(様式:事業実施要領別記様式第3号)
 - (b) H22 年度に採択した場合、報告先は都道府県(事業実施要領別表1の3)
- ② 事業採択年度が複数年度の場合
 - (a) 最終採択年度が H21 年度の場合、報告先は農政局等(様式:事業実施要領別記様式第3号)
 - (1) 最終採択年度が 1122 年度の場合、報告先は都道府県(事業実施要領別表1の3)

(2)「評価報告書の作成」について

【『第三者の意見』について】

- ① 実施要網第6の1の(1)にある「第三者の意見」とは、事業実施主体及びその属する市町村の被害防止対策協議会の構成メンバー以外の学識経験者等の意見とします。
- ② H20 年度及び H21 年度の実施要領別記様式第3号にある「被害防止計画目標評価報告書」の「5. 第三者の意見」欄には、意見とともに第三者の名前及び所属名・役職等を記載するようご指導願います。
- ③ 都道府県から農政局等に報告してもらう場合、H22年度の実施要領別記様式第8号の「5. 第三者の意見」欄に、各事業実施主体が照会した第三者の意見と、その者の名前及び所属名・役職等を記載して頂くよう、都道府県に対してご連絡をお願い致します。

【「目標の達成状況の算出」について】

- ① 事業実施主体が同じ市町村に複数ある場合、目標値はその市町村が作成した被害 防止計画に基づくため、実績値も含めて算出した達成率は同じものになると考えら れます。
- ② 被害防止計画に複数の目標指標がある場合、H20 年度及びH21 年度実施要領別記様 式第3号の2「被害防止計画目標の達成状況」欄に適宜項目を増やし、その指標毎 に達成率を記載してもらうよう、ご指導をお願いします。
- ③ H20 年度及び H21 年度の実施要領第6の2に基づき、達成率が70%未満である場合は、改善計画(実施要領別記様式第4号)を作成してもらう必要があります。したがって、複数の目標指標がある場合は、各指標を勘案した総合的な達成率を算出してもらう必要があります。
- ④ そのため、目標指標が複数ある場合は、例えば主要獣種での達成率を採用するなど、地域の実情を踏まえた総合的な達成率も併せて「達成状況」欄に記載するよう ご指導願います。なお、その判断に当たっては、第三者の意見を聞くなどして客観 性の確保に努めるようご指導願います。
- ⑤ なお、達成率の算出にあたっては、H20 年度及びH21 年度の実施要領別記様式第3号の2「被害防止計画目標の達成状況」欄(H20 年度、H21 年度の場合)には、「B(=実績値)/A(=目標値)」とありますが、その意味としては、「B(=基準年値-実績値)/A(=基準年値-目標値)」であるとして算出して下さい。
- ⑥ 都道府県から報告してもらう H22 年度事業の場合は、実施要領別記様式第8号の 4「各事業実施地区における被害防止計画の達成状況」欄に、①~⑤と同様の考え 方に基づき、達成率を記載して頂くよう、都道府県に対して連絡をお願い致します。

2. 今後のスケジュール

○7月27日

当該評価報告業務について、本省鳥獣被害対策室より各農政局等への事務連絡を発出。

○8月~

各農政局等においては、随時、以下の対応を実施。

《事業実施主体から各農政局等に報告する場合の対応》

- ・ 事業実施主体に対して、実施要網・要領に基づき、評価報告書を作成し、第三者 の意見を聴いた上で公表するよう指導。
- 9月末日までに、農政局等に報告するよう指導。

《事業実施主体から都道府県に報告する場合の対応》

・ 都道府県に対して、事業実施主体に対して事業実施要領別表1の3「事業評価の 報告」を求める必要がある旨を連絡し、かつ、その内容を実施要領別記様式第3号 に基づきとりまとめる必要がある旨を連絡。 ・ 9月末日までに、都道府県から農政局等に別記様式第3号(評価報告)を提出してもらうよう連絡。

○10月~

各農政局等において、実施要綱・要領に基づき、改善計画の作成等の指示、都道府県 等との連絡調整、関係部局を交えた検討会の開催等、必要に応じた対応を実施。併せて 本省に報告。

> 《 問い合わせ先 》 農業生産支援課鳥獣被害対策室 鳥獣被害対策推進班

> > 課長補佐: 今井 (82575)

係長:山岡(81885)

TEL (直通): 03-3591-4958

青森県におけるニホンザルの生息動向の把握状況 図表 II-1-(1)-(1

生息地及び 調査対象地域	直近の調査年度	生息数	調査方法	調査報告書等
下北地域	平成 22 年度	56 群 1,923+α頭 (平成 22 年度)	平成 16 年度以降生息動向に関する調査を継続。生 息環境については、農地及び集落周辺のみ実施。	「平成 22 年度下北半 島ニホンザルモニタリン
(むつ市、大間町、			県は市町村の協力を得ながらサルの生息状況や被	グ調査 調査報告書」
風間浦村、佐井村)			害などの状況を把握するため、毎年度モニタリング調 査を実施する。群れごと、加害レベルごとに把握。	
津軽半島地域	平成19年度から	22 群 534 頭	調査手法は、管内の 10 中学校の生徒及び地域住民	「津軽半島ニホンザル
	21 年度	(平成 19 年度から 21 年度)	ヘサルの目撃情報をアンケートにより把握。得られた	生息数等調査報告書
(津軽半島の青森			情報を基に、調査区域を分割して踏査を実施した。(車	2007 2008 年」
			及び徒歩による。)	
町、今別町、中泊町			調査期間は平成19年12月12日から14日の3日間、	
及び五所川原市のサ			20年3月25日から27日の3日間、20年12月15日	
ルが目撃され、猿害			から 19 日の4日間。	
が発生している6市 町村)				
西海岸地域	平成15年度から	22 群 650+α頭	平成15年度は中学生や地元住民への聞き取り調査。	「平成 19 年3月西海
	18 年度	(平成 15年度から 18年度)	平成 16 年度、17 年度はサルの生息状況を把握する	岸地域ニホンザル生息数
(鯵ヶ沢町及び深浦			ためにサルを捕獲して発信機を装着し、群れを調査。	等調査報告書」
町の日本海沿岸地域			現地調査時は農作物被害の発生状況も調査。	
の猿害が発生してい			18 年度は補足調査をし、報告書の作成をした。	
る地域)				
岩木川上流域	平成 11 年度から	6群 198+ 4頭	ニホンザルによるリンゴを中心とした農作物の被	「平成 16 年 3 月 岩木
	14 年度	(平成 11 年度から 14 年度)	害が拡大し、ニホンザルの群れの状況を把握し、適切	川上流域ニホンザル生息
(西目屋村、相馬村			な保護管理を講じる基礎資料とする。	数等調査報告書」
(現弘前市) 及び弘			・調査時期:平成11年度から14年度にかけて対象地	
前市 (東目屋地区)			域を順次調査	
			・調査方法:発信機の装着によりニホンザルの行動域	
			や生息数の把握に努める。地元農家への被事やで必出心情報の闘き時の	
	3			

(注) 1 当省の調査結果による。2 青森県内におけるニホンザルの地域個体群は、下北、津軽半島及び白神山地の3群であるが、青森県自然保護課は、このうち、白神山地周辺のニホンザルについて、1つの連続した地域個体群との認識を持った上で、鳥獣保護法の観点から把握が必要な地域として、白神山地の西側(西海岸地域)と北側(岩木川上流地域)の群れを

調査している。

図表 Ⅱ-1-(1)-① 愛知県における鳥獣の生息状況に係る調査の実施状況

区			実施方法等(平成 22 年度)			
分	実施時期	対象鳥獣	実施方法	実施内容		
モニタリング	毎年度	イノシシ、 ニホンザ ル、ニホン ジカ、カモ シカ	アンケート 調査	対象者: 猟友会会員 200 人 内 容: アンケート調査により、当該鳥獣を目撃又 は捕獲した場所や時期、生息場所における生 息数、生息数の増減の動向等を把握		
グ調査	特定鳥獣保護 管理計画作成 の前年度	イノシシ、 ニホンザ ル、ニホン ジカ、カモ シカ	アンケート調査間き取り調査	○対象者:鳥獣保護員、森林保全推進員等250人 ○内容:猟友会会員のものと同様 ○アンケート調査を行った250人の中からより詳細な情報を持っていると思われる人を50人抽出して、当該鳥獣の生息数、生息場所、生息数の増減の動向等について聞き取りを実施		
		上記以外の鳥獣	アンケート 調査	○一連のアンケート調査票により、上記のイノシシ等(4獣)の生息状況に係るアンケートと併せて、 それ以外の鳥獣の生息動向を把握		
現地調査	特定鳥獣保護 管理計画作成 の前年度	ル	行動域調査 生息個体数	○電波発信機を利用した群れの追跡調査 捕獲したニホンザルに電波発信機を装着し、捕獲 地点において放獣した後、当該個体を含むニホンザ ルの群れについて1か月間目視観察や方位探査に より位置データを得て、行動域等を把握 ① 区画法による生息頭数把握		
		力	調査	過年度に実施した調査結果からニホンジカの分布密度が高いと予想される区域を選び、その中から調査場所を5か所選定し(1区画は2から3km)、さらにそれを細分化した小区画(10 から20ha)ごとに調査員を配置して個体数を記録② 区画法との比較のための糞粒・糞塊法調査上記①の区画ごとに1本設定したベルトセクトライン(長さ約2km、幅4m)を4本のサブラインに分割した上で、1回目の調査で糞粒をすべて取り除くサブラインとそのまま残すサブラインを設け、糞粒の位置の記録(と採取)を行い、2回目の調査では、サブラインごとにすべての糞粒の位置の記録及び採取を実施 ③ 糞の相対密度把握のための糞粒・糞塊法調査過年度調査において分布が認められた地域において、調査ルート(長さ約2km、幅4m)を100本以上設定し、ルート内の全ての糞粒の位置の記録、採取及び計測を実施		
	当省の調査結果に	カモシカ	生息個体数調查	○区画法による踏査調査 過年度に実施したアンケート調査の結果等に基づき設定した 20 区画を一斉踏査し、目撃した個体の性別や大きさ、個体数、フィールドサインを記録(なお、踏査時に、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカのフィールドサインが確認された場合もそれらを記録)		

⁽注) 当省の調査結果による。

図表 Ⅱ-1-(1)-18 鳥獣の生息調査の実施状況

調査対象市(愛知県内)における鳥獣の生息調査の実施状況(平成23年度)

対象鳥獣	調査項目	実施方法等	調査結果の活用方法及び今後 の調査予定(市の説明)
イノシシ	調査地点	○ 調査を行う者を新規雇	○ 調査を行っている者のほとんどが猟友
シカ	における	用(ハローワークで 15 人	会会員であり、鳥獣の生態に詳しいことか
サル	• 生息獣種	の求人を出した結果、13	ら、当該調査により市内における獣類ごと
ハクビシン	及び生息数	人を雇用した。結果的に	のおおよその生息範囲、生息数、行動範囲
アライグマ	作付され	13人のうち12人が猟友会	等が分かる見込み
等	ている農作	会員であった。)	○ 当該調査結果と同市が把握している農
	物の種類	○ 13 人を5班(1班当た	作物等への被害状況のデータ(地区ごと、
	設置され	り2人から3人)に分け、	作物ごと、被害を及ぼす獣類ごとに整理)
	ている防除	各班が分担して市内全域	や市内における防除対策(柵や檻の設置状
	施設(柵、檻)	を調査(踏査)	況)のデータを合わせて分析し、被害防止
		○ 調査では、幅2kmの区	対策を検討した上で、平成 24 年度から順
		域を班員が並行して踏査	次各地区に出かけて農家に被害防止対策
		し、獣類を目視で確認す	に関する助言等を行う予定
		るとともに、足跡、糞等	○ 平成 24 年度以降にも同様の調査を行い
		の痕跡を調べて、それら	たいが、事業費の確保が課題であり、実施
		の情報を位置情報ととも	方法等について検討していく予定
		に記録(その都度地図に	
		記載する等)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 本生息調査は、厚生労働省の緊急雇用創出事業臨時特例交付金(13,004千円)を活用した委託事業による。

調査対象広域鳥獣害対策協議会における生息調査の実施状況(平成21~22年度)

対象鳥獣	調査項目	実 施 方 法 等	調査結果の活用方法(市の 説明)
ニホンザル	広域協議会を構成する	○ 捕獲したニホンザルに電波	ニホンザルの追払い活
	4市町に設定したモデル	発信機を装着して放獣し、当該	動に活用
	地域におけるニホンザル	個体を含むニホンザルの群れ	
	の群れの行動域等の把握	の位置データを得て、行動域を	
		把握	
		○ 目視により、群れごとのおお	
		よその個体数を把握	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 本事業費 (委託費及び電波発信機購入等) は、平成20年度4,776千円、21年度5,328千円である。

図表 Ⅱ-1-(1)-⑨ 広島県における農作物被害の推移

鳥獣名	区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
イノシシ	被害量 (トン)	2, 388 (100)	2, 723 (114. 0)	2, 525 (105. 7)	2, 482 (103. 9)	2, 811 (117. 7)
	被害金額 (千円)	425, 960 (100)	449, 345 (105. 5)	437, 012 (102. 6)	445, 501 (104. 6)	573, 487 (134. 6)
カラス	被害量 (トン)	395 (100)	398 (100. 8)	319 (80. 8)	224 (56. 7)	295 (74. 7)
	被害金額 (千円)	73, 031 (100)	89, 844 (123. 0)	76, 819 (105. 2)	57, 438 (78. 6)	76, 064 (104. 2)
シカ	被害量 (トン)	105 (100)	179 (170. 5)	284 (270. 5)	336 (320. 0)	369 (351. 4)
	被害金額 (千円)	24, 511 (100)	35, 792 (146. 0)	51, 175 (208. 8)	77, 317 (315. 4)	70, 379 (287. 1)

⁽注) 1 当省の調査結果による。

² 鳥獣は、平成22年度の被害金額が多い順となっている。

³ 括弧内は、平成18年度を100とした場合の指数である。

図表Ⅱ-1-(1)-2 生息調査及び被害状況調査の実施における関係機関の意見(抜粋)

	区分	意見	対象機関
		(生息動向) 生息状況の把握等については、鳥獣保護行政を担当する環境省が行	東北農政局
		1年心動向】生心状化の記煙等については、局部体護行政を担当する環境省が行うべきものであり、また、農林水産本省からも特段の指示がないことから生息	水仙辰蚁川
		調査は実施していない。東北地域野生鳥獣対策連絡協議会等の場を利用して環	
		境省、県などが行っている生息動向調査等の情報を収集しているが、定期的に	
		報告等を求めているものはない。	
		【生息動向】有害鳥獣の生息動向等の把握については、環境省が所管する特定鳥	東海農政局
		獣保護管理計画の中で把握するものと認識しており、また、農水省本省からの	
		調査指示がない。	
		【生息動向】管内の生息動向調査には取り組んでいない。調査を行う場合、悉皆	中国四国農政局
	農林水産省	調査か推計値を算出するための調査が必要となるが、シカ以外は検出方法が確	
		立していないとされているため、調査する方法がないというのが現状である。	
		さらに、このような状況の中で、当省の任務は農林水産業の発展等を目的としていることがより、生息動力符の把握とり、独実教徒も重視している。	
		していることから、生息動向等の把握より、被害軽減を重視している。 【生息動向】鳥獣被害防止に係る業務を担当するに当たり、鳥獣ごとの具体的な	九州農政局
		生息動向等を把握することは人員的、予算的に困難である。	儿別長政府
		【生息動向】農作物被害を発生させている鳥獣はいずれも希少種ではなく、現状	沖縄総合事務
_		では保護の観点からの取組は必要ではないことに加え、現実的に大きな農作物	局農林水産部
玉		被害が発生している状況では、鳥獣保護管理よりも捕獲により生息数を減少さ	7. 3)2C 1.73 //
		せ、被害を軽減させることが優先で取組が進められている。	
		【被害調査】被害状況調査は、国指定鳥獣保護区では、農林水産業への鳥獣被害	東北環境事務所
		がなく、また、環境省本省からも特に指示がないため実施していない。	
		【生息動向】鳥獣保護の立場で業務を行っているため、管内の国指定鳥獣保護区	中部環境事務所
		内の鳥獣の保護管理の一環として、保護区内の鳥獣の生息状況の調査を実施している。	
		ているが、農作物等に被害を及ぼしている鳥獣の生息状況を把握するという観	
		点での調査は行っていない。 【生息動向】農林水産業に被害を及ぼす鳥獣ごとの生息動向等を把握する差し迫	九州環境事務所
	環境省	1年心動向 1 展析が産業に被告を及ばり 局部 ことの生心動向等を記煙り 3 差し担った必要性を感じていない。なお、九州地方環境事務所では、国指定鳥獣保護	70711來吳尹物別
	外死日	区内における鳥獣の捕獲許可に関する事務を行っているが、農林業に有害なイ	
		ノシシ、シカ等は国指定鳥獣保護区においてもその生息数が増加し過ぎている	
		と容易に推測されることから、申請される頭・羽数どおりに捕獲許可を行って	
		おり、それらの生息動向等を把握する必要性は特に感じていない。	
		【被害調査】鳥獣保護区内で調査地点を設定して、ニホンジカによる樹木のはく	
		皮被害等の調査は実施しているが、被害面積、被害量、被害金額といった項目	環境事務所
		では把握していない。	- III
		【被害調査】農作物の被害状況の把握については、農林水産部局の所管であるた	2 県
		め、自然保護部局では把握していない。等 【生息動向】鳥獣の生息動向及び生息環境を把握する業務は、自然保護部局で行	(自然保護部局) 3 県
		【生心動向】局影の生心動向及の生心環境を拒強する業務は、自然保護部局で11 っており、当局では把握していない。等	3 原 (農林水産部局等)
-	数 诸存俱	【生息環境】予算の関係から、生息環境の調査までは行っていない。	1県
都道府県		【工心水光】「弁り肉かり、工心水光り間直よでは」」といい。	(自然保護部局)
		【生息動向】農林水産部局では、平成 23 年度から県単独予算による事業を立ち	1県
		上げ、市町村が単独では難しい広域的な調査等の取組を実施していくこととし	(農林水産部局)
		ており、23 年度には、特定鳥獣の生息状況調査を実施する予定である。	()及[[/]()工[[/]()
		【生息動向】出没状況を地図に落として、出没場所の傾向は把握しているが、生	1市
		息数や群数の生息調査は専門的な機関に委託しないとできず予算化を伴う。市	
		では、24年度に初めて市内のニホンザルの生息動向について予算を要求してい	
		る状況である。	
	市町村	【生息動向】費用や技術的な理由により実施が困難である。	1町
	,.	【生息動向】野生鳥獣の生息動向等の調査は、県が実施しており、その調査結果	1市
		が情報提供される。また、生息動向等は、広域に調査すべきであり、調査方法 も確立していないため、市では実施していない。	
	ŀ	【生息動向】平成 23 年度事業により、市内全域における獣類の生息状況の調査	1市
		1年心動向』十成 23 中及事業により、同門主域における歌類の生态状況の調査を実施中	T 1114

	【生息動向】把握方法が確立しておらず、県も未把握である。市の体制で調査実施は困難である。	1市
	【生息動向】生息状況調査は、調査するノウハウがないため外部に委託する必要がある。仮に実施したとしてもそのことが被害軽減に直結しているものでなく、費用対効果の観点からも消極的にならざるを得ない。イノシシについては、市内に蔓延しているという事実は間違いなく、生息状況よりも、どのように被害を防止していくのかということの方を重視している。	1市
	【生息動向】サル及びイノシシは市内全域に出没し、全域で農作物被害が生じていることに加えて、市街地中心部にも出没していることから、農作物のみならず人的被害のおそれもあり、生息状況の把握より被害防止の方が主とならざるを得ない。	1市
	【生息動向】生息調査の実施については、人的体制及び予算的な問題から困難である。生息状況を把握するより、農作物等の被害防止を行うことが重要であり、生息状況も判明すればよい程度で、分らなくても業務に支障はない。	1市
市町村	【生息動向】イノシシについては、生息数の推定について現段階では有効な手段 が確立されていない。	2市町
	【生息動向】イノシシや鳥類の生息数や生息密度については、有効な調査手法が確立されていない。また、イノシシや鳥類の生息分布については、市内全域に広く分布していることから把握する必要性を特に感じていないため、把握していない。	1市
	【生息動向】ニホンジカが増えすぎていることは明白であり、被害を抑制するために捕獲を行っていくことが当面の急務であり、同市内における生息数や生息密度を把握する必要性があるとは認識していない。	1市
	【生息動向】町では調査に従事する人員の確保ができない。カラスは町域を超えて広範囲に移動し、山林深くの樹木の頂上に巣を作ることから、町単独の取組では追跡が困難である。	1町
	【生息動向】カラスは村域を超えて広範囲に移動し、山に囲まれた傾斜の多い地 形に巣を作ることから、村単独の取組では追跡が困難である。	1村

(注) 当省の調査結果による。

図表	I I −1−(1)-② 調査対	象市町村	等に	こおり	ける	農作物等への鳥獣被害の把	握力	法-							
							調査事項			調査方法、算出方法等 集 農 有 J 猟 ス 変 業 実 実 カ カ カ						算出方法等
	区分	3分 対象鳥獣 調査 被害 被害 金額 その他		農家からの聞き取り	アンケート調査	集落代表者からの報告	農業共済組合への照会	有害捕獲申請書と確認	Aからの聞き取り	猟友会からの聞き取り	現地調査	その他				
	1)	ニホンジカ、ク マ、アライグマ	毎年 4月 から 6月	0		0	被害金額の判断の基準を「被害面積の作物収入金額を目処に被害を予測して必ず記載して下さい。」としている。		0							・踏害…足跡がある場合は、当該1 枚の圃場(作付面積)のおおむね1 割程度の被害面積 ・食害…食害がある場合はおおむね 3割程度を被害面積
北海道	2	エゾジカ	<u>(おおむ</u> <u>ね)</u> <u>3年</u> ごと	0			・被害量:被害面積から推計 ・金額:被害量に単価を乗じ 算出		0							・牧草のシカによる食害実態調査を 実施し、柵内・外の草丈、収量、成分含有量等を比較し、被害を推計
	3	トド	<u>3か月</u> <u>ごと</u>		0	0	・被害件数 ・漁獲物、漁具									・「トド・オットセイ等実態調査実施要領」(北海道)により、漁協が調査を実施
	1)	イノシシ、ニホ ンザル、カモシ カ、ハクビシン、 カラス、ハクビ シン、ネズミ、 スズメ,ムクド リ	毎年 1月	0	0	0	・場所、時期も把握 ・金額:統一単価でなく、報告の積み上げで算出		0							・集落代表者を通じ、全戸にアンケート調査・報告されたままのデータを集計
山形	2	イノシシ、ニホ ンザル、カモシ カ、カラス、ネ ズミ、スメ ムクドリ、 グマ	年2回 10月 翌年4 月聞き 取り	0	0	0		0				0	0		0	・被害の申出があった農家並びに調査者が、パトロールで発見した被害農家及びその周辺農家
	1)	ニホンザル、カ モシカ、ツキノ ワグマ	毎年 11 月かに 1月 把握	0	0		・戸数、種類、場所も把握。 ・被害金額は県の収量及び基 準単価を利用し計算により 算出	0							0	・トウモロコシの食害については現 地調査
青森	2	ニホンザル、クマ、カラス、ノウサギ	毎年 1回	0			・全て有害捕獲申請の申請書 の被害箇所から面積を算出 し、平均単価、収量を乗じて 金額を算出					0				・有害捕獲申請の申請書に添付され た被害箇所から担当者が被害面積 を割り出し、県から示された単価、 平均収量を乗じて被害金額を算出 している。
	3	アライグマ	年1回	0	0		・ <u>被害金額は県から示された</u> 単価、平均収量を被害面積に 乗じて算出	0							0	・被害増大のため詳細に被害状況を調査
	1	全ての鳥獣	毎年 4月	0			・被害時期、被害場所も把握 ・ <u>被害面積はアンケートの結果をそのまま集計</u> ・県から示された単収を乗じて被害量を算出 ・県から示された単価を上記金額に乗じて被害金額を算出		0							・市内全農家へのアンケート調査
愛知	2	全ての鳥獣	毎年1 月から 12月被 害実績 を報告 (年度で ない)	0			・被害の程度、農作物以外に 係る被害状況等を把握 ・ <u>被害面積に県が示した単収</u> を乗じて被害量を算出 ・上記被害量に県が示した単 価を乗じて被害金額を算出		0							・市内全農家へのアンケート調査 ・被害面積は、アンケート調査票に 記載された「被害を受けた面積」に 「被害の程度」(大、中、小)に応 じた割合を乗じて算出(「被害の程 度」の区分は、大が70~100%、中 が30~70%、小が0~30%となっ ており、被害面積の算出において、 「被害の程度」が大の場合は0.85、 中の場合は0.5、小の場合は0.15 を「被害を受けた面積」に乗ずる。)
滋賀	1)	イノシシ、ニホ ンジカ、ニホン ザル、カラス、 その他鳥獣	毎年 4月	0	0					0						・集落の代表者に調査表の記入を依頼 ・記載方法を詳細には示しておらず、実態把握の方法は各自治会に任せている。
只	2	イノシシ、ニホ ンジカ、ニホン ザル、ハクビシ	毎年 4月	0	0					0						・被害調査票を全自治会に配布し、 調査方法を一任しているが、当該調査票は県が求めている作付面積、被

I		ン、その他獣類													害面積 (被害割合) を把握できる様
		ノ、てツ他獣類													吉田碩(做吉刮台)を把握ぐさる様 式になっておらず、被害実態を的確
															に把握できるものとはなっていな
		四十七年		<u> </u>											<u>い。</u>
	1	野生鳥獣による 農作物被害状況 調査要領に対象 とされている鳥 獣	被況要よ告を害調領る依受	0	0	0				0	0		0		・共済データを基に、農家からの駆除依頼実績及び猟友会からの聴き取り結果を加味・農業共済を基に、3割以上の被害については一律10割の被害面積として積算し、また、3割未満の被害
			実施												については、3割以上の被害面積に 60%を乗じて積算
広島	2	同調査要領に対 象とされている 鳥獣	被況要よ告けまって報受	0	0	0			0	0					・県内の全農家に対し、アンケート 調査を実施 ・被害金額については、水稲共済に 係る損害評価結果を活用
	3	同調査要領に対 象とされている 鳥獣	被況要よ告けまるを実施	0	0	0				0	0			0	・共済データ及び異常気象による農作物被害標準単価表を基に、農家からの報告、有害捕獲申請、現地確認の結果を加味し、算出
徳島	①	加害鳥獣全般 (イノシシ、ニ ホンジカ、ニホ ンザルを列記)	通年で 調査実施 年2回 報告	0	0	0	・被害作物別、加害鳥獣別に被害時期、被害地区、被害面積、被害率、被害量、被害金額を集計・被害面積、被害額、 <u>被害量は、県の実施要領で定める算出式に基づき算出</u>	0						0	・県作成の被害調査実施要領により 調査を実施している。 ・被害の報告があったもののみが対象
		ハクビシン、	通年で				同上								・県作成の被害調査実施要領により
	2	加害鳥獣全般	調査実施 年4回 報告	0	0	0		0						0	調査を実施している。 ・被害の報告があったもののみが対 象
福岡	①	イノシシ、カラス	毎年 3月	0			・福岡県では被害額算出基礎 資料(県が作成)を調査要領 に添付して市町村に依頼し ている。 上記資料では基準収量及 び基準価格を掲載しており、 被害面積から被害量、被害金 額を算出するようになって いる。 ・市では要領及び上記資料に 沿って被害の把握を行って いる。					0		Δ	・調査対象市では、イノシシ、カラスによる被害面積等の算定の際、市から調査の依頼を受けた農業協同組において、毎年度、下部組織の担当職員は、被害の申告や相談があったものの被害状況を把握しているが、当該申告の記録が不十分であることから、農業者から申告等された際の被害状況の記憶に基づき、品目ごとの被害面積を上部機関に報告している。
	2	イノシシ、ニホ ンジカ、スズメ	毎年 2月 から 3月頃	0			<u>同上</u>					0			・ 平成 22 年度は、JAの担当職員から、前年度と比較した鳥獣被害の増減状況を聴取し、その割合を前年度の被害面積に乗じたものを被害面積とし、当該面積に基づき被害金額及び被害量を算出し、県に報告
	1)	カラス、コウモ リ、シロガシラ、 マングース、そ の他獣類	通年	0	0	0	・鳥獣種名、農作物名、栽培 面積、基準収穫量、被害発生 時期も把握			0					・被害報告を受け、報告のあったものについて把握 ・共済データを参考値として活用
沖縄	2	カラス、ヒヨドリ、シロガシラ、コウモリ、ネズミ、マングース	毎年 3月頃	0	0	0	・県が作成した報告様式及び 主要農作物の標準単価表を 配布して調査を区長に依頼 する。 ・県の報告様式の記入要領は 国の要領の把握方法をより 具体的に示している。 ・鳥獣種名、農作物名、栽培 面積、基準収穫量、被害発生 時期も把握	0							・区長による、各農家への聞き取り調査

⁽注) 1 当省の調査結果による。

² 調査事項については、聞き取り及びアンケート等により市町村が把握している項目を「○」としている。(計算や推計によるものは空欄としている。)

³ 当省の【調査結果】で挙げている事例について、下線を付した。

図表Ⅱ-1-(1)-② 鳥獣被害に係る原因究明の実施状況

【国の機関】

結果の活用状況	 ・ 剣山山系鳥獣保護区における生息状況の拍攝及び個体数調整の基礎資料として活用するほか、選係会議等で情報発表して情報共有を図っている。 	・ 積雪期に行うエゾシカ 駆除箇所の林道除雪路線 の選定資料・ 関係機関への情報提供・ プレスリリース	 侵入防止柵、植栽保護柵の設置等 関係機関への情報提供 プレスリリース 野除資材による対策の実施 関係機関への情報提供
分析結果	 ・ ニホンジカの植生への影響は継続的に続いており、その影響は鳥熊保護区全域に及んでいることが確認できた。地域的にはそれまで刺皮されていなかった樹種まで剥皮されるようになっており、また、不嗜好植物による偏向遷移が進んでいる状況が確認できた。 ・ ニホンジカのはく皮被害については、すべての樹種ではく皮が見られているわけではないが、はく皮対象樹種に変化がみられる。 ・ エホンジカのはく皮被害については、すべての樹種ではく皮が見る。 ・ 本記をしているおけではないが、はく皮対象樹種に変化がみられる。 ・ 本記をしていたスズタケについて、ニホンジカの探食に起因すると思われる枯死・消失が認められた。また、クマザサへの被度は依然として高い。 ・ 本配本に対するはく皮は29地点中17地点で確認。低本は減退し、ほとんどの場所で不嗜好性植物が優占種として残っている。ササ類への食圧が強くほとんど枯死している地点も多く確認した。土壌浸食は確認できなかったが、調査地点が林内で落葉などが浸食を防いだものと思われる。 ・ グラミノイド(イネ科、カヤツリグサ科植物)特にササ類の割合が高い。冬季には枯葉の割合が高く探食環境の悪化がみられる。栄養状態は全多的に悪い る。栄養状態は全多的に悪い 	・ 全道的に見ると、かつて道東地域に発生していた食害が全道に拡大している傾向にあることが判明した。	 ○ 平成 22 年度 調査対象地における針葉樹の被害率は50%を超え、ヒノキやウラジロモミの被害率はスギよりも高い傾向にあった。一方、広葉樹の被害率は30%弱となっており、直径10cm未満の個体に破害が多い傾向にあった。 ○ 平成 23 年度 ○ 下次 22 とが推察された。植生への被害については、深刻な状況が続いている。 ○ 平成 23 年度 ・ ツキノワグマによる剥皮被害は、針葉樹が主であり、被害はこれ。 ・ ツキノワグマによる剥皮被害は、針葉樹が主であり、被害はちゃくりびでによる剥皮被害は、針葉樹が重を受けやすい傾向にあった。 ・ 針葉樹では広葉樹の混交割合が低いほど、また、広葉樹・針に混交林との距離が近いほど、繰り返し被害に遭う回数が多い傾向にあった。 ・ クマが剥皮後に、形は層を部めている行動が確認されてお
分析方法	平成 22 年度国指定剣山山系鳥獣保護区におけるニホンジカが策調査において、ニホンジカによる権生への景況を把握するため、当該鳥獣保護区域内において実施している生息密度調査メッシュのうち 10 か所に調査区面を設定し、剥皮の程度を調査	- 調査名) ンカの立木被害等が天然更新に ¹ 5法等) ンカによる樹木の被食状況や天ý 投定し、エゾシカによる被害状対 間査、稚樹調査、林床植生調査	(事業・調査名) ニホンジカとの共存に向けた生息環境等整備モデル事業 (平成 22, 23) (分析方法等) ニホンジカによる被害が甚大である静岡森林管理署管内及び周辺の民有林において調査を実施。 ・ 生息状況調査、樹皮剥皮実態調査、進入防止柵の設置 ・ 生息状況調査、被害地の概況調査、新たな捕獲方法の実施、植生保護柵の設置 ・ 生息状況調査、被害地の概況調査、新たな捕獲方法の実施、植生保護柵の設置 ・ 生息状況調査、被害地の概況調査、新たな捕獲方法の実施、植生保護柵の設置 ・ 本息、調査名) クマ・シカとの共存に向けた生息環境等整備モデル事業(平成 21, 22, 23) (分析方法等) ・ 政害・生息環境等調査、剥皮防除対策の実施 ・ 被害・生息環境等調査、剥皮防除対策の実施 ・ 被害・生息環境等調査、剥皮防除対策の実施 ・ かったころ割皮の悪兄経明、各種防陰沓材の効果調本 ・ カッたころ割皮の悪兄経明、各種防陰沓材の効果調本
加害鳥獣	ポ シ ボ リ	H よシ ど	よシンキー トグワノキッ トグツンボー
実施機関	中国四国 境事務所	北海道森林管理局	題東森林田司

実施機関	加害鳥獣	分析方法	分析結果	結果の活用状況
		〇平成 23 年度 クマによる剥皮の要因解析、各種防除資材の効果調査 	り、樹液等から養分を摂取するため剥皮行動をしているので はないかと推察された。 ・ 「主伐・間伐」の実施と被害発生との相関関係は認められ なかったが、「除伐・つる切・下刈等」を実施している割合が 高いほど、繰り返し被害を受ける傾向にあった。 ・ 忌避剤(ニュチン臭)によるツキノワグマの拒否行動等は 確認できなかった。	
	\\\\\	(事業・調査名) 乗鞍岳特定地理等保護林等におけるイノシシ被害調査(平成22) (分析方法等) 乗鞍岳特定地理等保護林等の高山植生への被害の実態や、イノシシの季節的利用などの動向を調査し、高山植物などへの被害対策を検討するなど基礎資料を得ることを目的に実施。 ・ イノシシ被害についての間取り調査、大型哺乳類などの生息実態調査、植生への被害調査、被害対策の検討	イノシンは、ガンコウランやチングルマなどの間に生育するある程度肥大したセリ科草本の根茎を探って食べていると推測された。	関係機関への情報提供
		(事業・調査名) 北アルプス山麓におけるニホンジカ生息調査(平成 23) (分析方法等) 松本市から北安曇郡小谷村までの北アルプス山麓のニホンジカの生息地域を特定し、今後の生息 数及び生息域拡大の予測と対応策を検討するための基礎資料を得ることを目的に実施。 ・ 痕跡調査、ライトセンサス調査、聞き取り調査、資料・文献調査	生息地点は山岳部を除く、北アルプス山麓全域に及んでいた。 特に大町市北部小熊山から鹿島周辺での痕跡は非常に多く、南側 に位置する大町市常盤~松川村にかけて痕跡が確認された。松本 市中房から一ノ沢周辺では、目撃情報はあったが、痕跡は確認で きなかった。八景山・花見で多数の痕跡が確認され、部分的な生 息域となっていた。乗鞍周辺では、目撃情報はあったが、痕跡は 確認できなかった。	・ 関係機関への情報提供
中部森林管理局		(事業・調査名) 南アルプス保護林におけるシカ被害調査(平成18,19) (分析方法等) 南アルプス全域を対象にシカによる被害の実態を調査し、被害対策の検討資料を得るために実施。 ・ 被害状況及び植生調査、生息痕跡及び聞き取り調査、希少種への被害調査	ダケカンバ林、沢地形、緩傾斜地が連続しているような地域において、シカによる著しい被害が例外なく発生していた。シカ被害が顕著に現れ始めたのは2~3年前からで、特にお花畑はその様相が一変するなど被害は深刻であった。	・ 防護柵の設置・ 関係機関への情報提供
	はないがあ	(事業・調査名) 八ヶ岳の高山帯におけるシカ被害調査(平成 21) (分析方法等) 八ヶ岳の高山特有の植物がシカの食害等により絶滅が危惧されることから、シカの被害対策の検 計資料を得るために実施。 ・ シカ被害の有無と程度の調査、フィールドサイン調査、自動撮影調査、聞き取り調査、希少 種への被害調査	シラビソ林、コメツガ林、ハイマツ帯ではシカの被害があまり 見られなかった。ダケカンバ林や高茎草本群落ではシカの被害が 著しく、植物の群落構造が変化してしまっている場合も多い。将 来的な植物群落の維持が危惧される。風衝草原においてもシカの 被害が確認され、今後もシカの食害が続いた場合、生育している 植物の絶対量が減少し、最悪の場合、植物群落の消滅も危惧される。	・ 防護柵の設置・ 関係機関への情報提供
		(事業・調査名) 人島ヶ原湿原植生のニホンジカ被害に関する調査(平成 23) (分析方法等) 植生保護柵設置前後のシカの行動変化及び植生保護柵設置後のシカの進入状況を明らかにすることを目的として実施。	湿原を保護柵で全周囲うことで、大部分のシカの湿原への侵入を防ぐことができた。しかしながら、北側半分のみを囲った場合、その効果は低かった。一方で、少数ながらもシカの侵入を確認した。侵入路となっている場所、とりわけ湿原北側部分では保護柵の高さが不足している可能性がある。	・ 関係機関への情報提供
近畿中国森林管理局	ニホンジカ	(事業・調査名) 大杉谷国有林におけるニホンジカの生息状況及び森林被害の現況把握調査(平成 23) (分析方法等) ・ ラインセンサス調査、糞塊及び糞粒調査、センサーカメラ調査、G P Sテレメトリー調査、 森林植生衰退状況調査、固定プロット森林影響調査	 夏期にシカがこの地域のササを集中的に利用していることが 示唆された。推定生息密度は日出ヶ岳から正木峠の東側の尾根 を中心に高くなっていた。 ほぼ全域でシカが安定的に生息、繁殖できる条件を備えていると考えられ、撮影頭数が比較的多かったメッシュの下層植生はササであった。 防鹿柵 (パッチディフェンス) 内は、対照区と比較すると稚樹本数が多い結果となり、シカの侵入や食害を防ぐ効果があることが確認された。また、稈高が高くなりつつあるササによる被陰も稚樹の枯死要因になると考えられた。 	・ 防護柵の設置・ 関係機関への情報提供

中柘林間	加字自群	サーサウ	一	は田田は日本
	で で で で で が ン だ に が と が に が に に が に に に に に に に に に に に に に) 回廊(剣山地区)におけるニ よる植物への食害状況を把握 2か所の計4か所に調査プロ 等)を実施。 、林床調査 共存に向けた生息環境等調査 よる樹木・ササなど被害の状 高知県側2か所の計4か所に 基の状況等を調査 室の状況等を調査	増加、不量 関外に は は は は は は は は は は は は は	- 防護柵の設置 - 関係機関への情報提供
九州森林 僧理局 (、	ニホンジカ(ヤクシカ合む)	(事業・調査名) 野生鳥獣との共存に向けた生息環境等調査 (H21, H22, H23) (分析方法等) ニホンジカによる九州中央山地地域及び屋久島地域におけるスズタケ等の下層植生及び樹木等の被害実態、生息密度等について調査を実施 ○ 平成 21 年度 ・ 被害状況調査、生息密度調査、人慣れジカの分布調査、希少動植物の分布調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査	 ○ 平成 21 年度 全ての調査地において、ニホンジカによるスズタケへの食害が顕著であった。樹木では低木類への食痕が多く、樹皮剥ぎも認められた。 観光客の餌やり等によって人慣れジカが発生、個体数の増加による周辺植生への被害が懸念される結果となった。 平成 22 年度 平成 22 年度 平成 22 年度 平成 23 年度 「平成 23 年度 「中成 23 年度 「東島山の 11 箇所の全域でニホンジカの食害を確認。食痕の無 察島山の 11 箇所の全域でニホンジカの食害を確認。食痕の無 を受けているものと推測された。ヒノキ林での食被率は糞粒調査を受けているものと推測された。ヒノキ林での食物率は糞粒調査を実施 を受けているもの移動規制柵の効果を検証するため調査を実施 と規制するための移動規制柵の効果を検証するため調査を実施 した。 	 ・ ニホンジカ (ヤクシカ合む)による希少動植物への被害について経過観察 ・ 広域移動規制柵、植任保護柵、防護柵等の設置 ・ 関係機関への情報提供

【都道府県】

区分	加害鳥獣	分析方法	分析結果	結果の活用状況
		・ 生息分布、個体数・群れ数、地区別被害状況の推移を集計し、分析	・ 個体数、群れ数が増加している。被害戸数が減っている地	・ モンキードッグの活用は猿害対策の一つとして考え
事例①	ニボンボラ		区もあるが、被害金額と比例せず、増えている地区もある。	ていく必要があるが、地域性を見ながら導入していく
			・ モンキードッグがかなり効果を上げている。	ことが必要となる。
	Ì	・ 平成12年から19年までの保護地域関係市町村における農業被害発生状況、	・ 国有林における林業被害は報告されていない。	・ 天然記念物食害対策事業により電気柵を設置してい
事例②	イシー・サング・サング・サング・サング・サング・サンド・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	国有林における林業被害発生状況、保護地域関係市町村における被害防除実	・ 被害の減少は防護柵設置の効果である可能性がある。	S.
	シナン	施状況を収集し、食害発生状況を把握		
	ニホンジカ	· 集落環境診断	・ 集落に野生獣を引きつけるエサ (野菜くずの放置、水稲の	被害を受けている集落では、集落環境点検を行うこ
	~ グ グ		二番穂等)の存在、農地に隣接した未管理状態の里山や放棄	とにより、左記に掲げる各自集落の弱点を住民自らが
© [A.#	ー ド ン ボ ブ		田等による野生獣の隠れ場所の存在、侵入防止柵の管理不足	発見し、被害防止プランの策定等、集落の自主的な活
	ハクビシン		等による侵入路の存在が明らかになる。	動を促す。

_	
•	_
٦	Ŕ
٦	•
J	Ļ,
ţ	Ħ
	E
1	ᆫ

区分	加害鳥獣	分析方法	分析結果	結果の活用状況	備考
事例①	エゾジカ	・ データに基づき分析したものではないが、 設置した侵入防止柵の内側にシカが侵入 してくることから侵入ルートを探した。	・ 侵入防止柵が途切れる道路、河川から侵入している状況を確認した。	・ 電気柵の設置や忌避剤の散布を実施した。	
事例②	におくずル メズメ カラス ムラス ヒョドリ	・ 現地調査及び生産者や農協への聞き取り調査	・ 現地調査等による被害を及ぼす鳥獣を特定した。	・ 当該鳥獣に対する作物ごとの被害状況の把握及び対策の検討	・被害金額の増減と鳥獣害防止総合施策事業等の効果の有無との関連性などについての原因分析までは行っていない。・分析に必要と思われる個人設置を含めての電気柵の市内の設置状況についても把握されていない。
事例③	ニホンザルニホンザル	・農作物被害拡大地区の被害状況及び対策を分析・農作物被害拡大地域の被害状況及び対策を分析	・ 群れの拡大・分裂及びハナレザルにより、鳥獣被害対策実施隊の追い上げ、追い払いだけでは限りが生じる。 ・ 群れの分裂により、鳥獣被害対策実施隊の追い上げ・追い払い活動では限りが生じる。	・モンキードッグの導入・ 電気柵の設置、農家への指導・ 分析結果を基に被害地域に電気柵を設置した。	
事例⑤	カワウ イノジジ ニホンザル ニホンザル	 ・学者等カワウの生態に詳しい者からの聞き取り ・ 県獣害担当職員、狩猟者等からの聞き取り ・ 県の調査、県獣害担当職員、狩猟者等からの聞き取らの聞き取り ・ 県の調査、狩猟者等からの聞き取り ・ 県の調査、狩猟者等からの聞き取り 	・カワウが営巣するための環境が整っている。カワウの天 敵がいない。餌となる魚が豊富等。 ・ 山中での餌が不足。人間の知らず知らずの餌付け(農 地への生ゴミ等廃棄、放任果樹等)里山未整備等。 ・ 小雪化による自然淘汰の減少。里で栄養価の高い餌を 採ることによる出産低年齢化、出産周期の短期化。 ・ 小雪化による生息適地の拡大。森林内での被害はある ものの、農作物も餌として認識してきた。	 ・ 水産被害のみならず、植生に多大な影響を与えているため、個体数調整が必要との結論。 ・ 誘因物の除去徹底。里山や耕作放棄地整備等の人里に出没しにくい環境整備。防護柵、捕獲。 ・ 誘因物の除去徹底。里山や耕作放棄地整備等の人里に出没したくい環境整備。防護柵、捕獲、追い払い告。 ・ 大工林の皮剥ぎ防止のためのテープ巻き。里山整備等の人里に大口を見がしたくい環境整備。防護柵、捕獲、追い払い等。 	・集落環境診断=設備整備の予定箇所について、被害実態や施行計画作成の際に現地で検討すること
事例⑥	ンツンドー ルサンギー メレメ カルメンギー カルジンドー	・ 集落環境点検 =設備整備の予定箇所の被害実態や施行 計画作成の際に現地で検討することだけ ではなく、住民から被害発生の連絡を受け た際に、現地に出向き、その対処方法を検 討することも含む。		I	被害の通報を受けて、現地確認に出向き、 農家等の説明を聴き、施設整備要否の判 断、防除の工夫についての助言等を行う。被害原因は、個々のケースによって異な るが、全体の傾向分析等を市の体制を行 うのは負担が大きい。
事例②	ノンジン	 学・官連携地域支援事業の一環として、 大学と共同で、平成 21 年度はイノシンの 食性・行動調査、22 年度はイノシンのテレ メトリー調査、23 年度は忌避剤等効果調 査を実施 	・ 調査結果を報告書に整理 ① 地域環境の変容 ② 地域社会の変容	調査研究結果を地域の農家代表者(農区長)の研修会において説明するとともに、地域住民に対しイノシン新聞を作成・発行し、周知放任果樹の除去対策、生産月の防護柵の点検、地域ぐるみの啓発と対策等を説明	

図表 Ⅱ-1-(1)-② 被害原因分析の実施状況

調査対象機関における被害原因分析の実施状況

	区分	調査対象 機関数(a)	原因究明 実施機関数(b)	実施割合 (b/a)	
玉	地方農政局	6	0	0%	
の機	地方環境事務所	7	1	14.3%	
機関	森林管理局	7	6	85.7%	
	小 計	20	7	35.0%	
	道 県	9	2	22.2%	
	市町村等 22		7	31. 8%	
	合 計	51	16	31.4%	

⁽注) 当省の調査結果による。

調査対象市町村における被害原因分析の実施状況

区分	実施方法	実施内容	結果の活用
	大学との連携	広島大学との学・官連携地域支援	調査研究結果を地域の農家代表
		事業の一環として、平成21年度はイ	者の研修会において説明するとと
事例①		ノシシの食性・行動調査、22 年度は	もに、地域住民に対し「イノシシ
		イノシシのテレメトリー調査、23 年	新聞」を発行し周知。
		度は忌避剤等効果調査を実施。	
	集落環境点検	平成 21 年度に、各種講習会と併せ	地域ぐるみで被害防止対策を普
		て点検を実施。設備整備予定箇所の	及・推進。侵入防止柵の一体的な
事例②		被害実態や施行計画を作成する際に	整備を推進し、獣が出にくい環境
# MIC		現地で検討を行う。また、被害の連	づくりに取り組み、被害を軽減。
		絡を受けて現地に出向き、その対処	
		方法を検討。	

⁽注) 当省の調査結果による。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 被害防止計画における被害の軽減目標の設定状況の例

	<u> </u>	E1C0317 01	平成 20~22		(), (), (), (), (), (), (), (), (), (),	平成	23~25 年度言	計画
<u></u>		現状値	目標値		実績値	現状値	目標値	
区	分	(19 年度)	(22 年度)	②/(I)	(22 年度)	(21 年度)	(25 年度)	4/3
		1	2	0, 0	, , , , ,	3	4	0, 0
2 2 2 2 4	面積(ha)	137. 0	40.6	0. 30	57. 67	41. 72	13. 90	0. 33
イノシシ	金額(千円)	16, 865	5, 622	0. 33	94, 866	51, 307	17, 102	0. 33
ニホンジカ	面積(ha)	1.4	0. 7	0. 50	2. 19	0.66	0.33	0. 50
ールンシカ	金額(千円)	311	156	0. 50	1, 944	1,066	533	0. 50
ニホンザル	面積(ha)	0.7	0.4	0. 57	0.38	0.12	0.06	0. 50
ーポンリル	金額(千円)	131	66	0. 50	875	339	169	0. 50
カモシカ	面積(ha)	0.7	0.4	0. 57	0.41	0.02	0.01	0. 50
71.07	金額(千円)	91	46	0. 51	1,070	19	9	0. 47
アライグマ	面積(ha)	0. 1	0. 1	1	0.79	0.31	0.15	0. 48
7 7 1 2 3	金額(千円)	17	9	0. 53	4, 125	338	169	0. 50
タヌキ	面積(ha)	_	_	_	0. 22	0.34	0.17	0. 50
7 A 1	金額(千円)	_	_	_	919	1,603	801	0. 50
ヌートリア	面積(ha)	0.8	0.4	0. 50	1. 19	0.62	0.31	0. 50
A 1.97	金額(千円)	100	50	0. 50	1, 475	1,858	929	0. 50
ハクビシン	面積(ha)	7.7	3. 9	0. 51	3. 53	2.03	1.01	0. 50
/·/ L	金額(千円)	1, 057	529	0. 50	16, 827	7, 418	3, 709	0. 50
その他獣類(キツネ、アナ	面積(ha)	_	_	_	1. 22	0.84	0.42	0. 50
グマ、ノウサギ等)	金額(千円)	_		_	225	100	50	0. 50
カルガモ	面積(ha)	8. 5	4. 3	0. 51	0.69	1. 27	0.63	0. 50
747 P 74 C	金額(千円)	385	193	0. 50	675	1, 221	610	0. 50
ハト	面積(ha)	13. 3	6. 7	0. 50	0.58	7. 51	3. 75	0. 50
7 · [·	金額(千円)	469	235	0. 50	418	3, 838	1, 919	0. 50
スズメ	面積(ha)	90. 9	45. 5	0. 50	10.64	7. 11	3. 55	0. 50
,,,,,	金額(千円)	2, 599	1, 300	0. 50	10, 070	7, 911	3, 955	0. 50
カラス	面積(ha)	34. 9	17. 5	0. 50	6. 55	4.60	2.30	0. 50
, v , , , ,	金額(千円)	1,876	938	0. 50	27, 553	17, 738	8, 869	0. 50
ヒヨドリ	面積(ha)	14. 2	7. 1	0. 50	1. 39	0.68	0.34	0. 50
	金額(千円)	526	263	0. 50	8,050	4, 044	2, 022	0. 50
ムクドリ	面積(ha)	24. 3	12. 2	0. 50	0.46	0.79	0.39	0. 49
	金額(千円)	927	464	0. 50	3, 897	5, 960	2, 980	0. 50
その他鳥類(キジ、サ	面積(ha)	0.8	0.4	0. 50	1. 17	0.63	0.31	0. 50
ギ類、カワウ等)※	金額(千円)	127	64	0. 50	2, 168	4, 140	2,070	0. 50
計	面積(ha)	335. 3	140. 2	0.42	89. 08	69. 25	27.63	0.40
·	金額(千円)	25, 481	9, 935	0.39	175, 157	108, 900	45, 896	0.42

⁽注) 1 当省の調査結果により、作成した。

^{2 「}その他鳥類」のうち、平成19年度の現状値、22年度の目標値の対象はキジのみである。また、カワウは23年度から対象鳥獣となっている。

³ 網掛け部分は目標軽減率を表しており、イノシシについては前年の現状値の3分の1、その他鳥獣については半分となるように軽減目標を定めている。

被害防止計画と実施計画における捕獲計画数等の比較 図表 II-1-(1)-(5)

区分		年度	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24年度	25 年度
	捕獲計画数	被害防止計画	649	649	649	1,520	1,520	1,520
	(頭)	実施計画	649	649	895	1,520		
\ \ \	捕獲実績(頭)		662	926	2, 223			
	被害金額 (千円)		33, 967	51, 307	94, 866			
	捕獲計画数	被害防止計画	27	27	27	35	35	35
	(道)	実施計画	27	27	27	35		
アンショー	捕獲実績(頭)		9	15	15			
	被害金額 (千円)		1,646	1,066	1,944			

(注) 1 当省の調査結果により、作成した。2 捕獲計画数及び捕獲実績は、狩猟を除く。3 被害防止計画の捕獲計画数について、平成23年度から25年度については、次期計画(計画期間:平成23年度から25年度)内で設定されている計画数

4 網掛け部分についてはイノシシの被害防止計画、実施計画の捕獲計画数及び捕獲実績を示している。 である。

図表 Ⅱ-1-(1)-2 調査対象市町村等における被害防止計画の被害軽減目標等の設定状況

					基	準値	目標	票値	目標	 目標	
	区分	計画期間	現状値の 年度	鳥獣種	面積 (ha)	金額(千円)	面積 (ha)	金額(千円)	軽減率 (面積)	軽減率 (金額)	備考
北海道	被害防止計画	平成 23 年		エゾジカ	523	246, 640	330	140,000	36. 9%	43.2%	
	(M) (T) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M	度から 25	平成 21 年度	ヒグマ	3	510	2	300	33. 3%	41.2%	
		年度まで		アライグマ	1	10	1	10	0.0%	0.0%	H
	被害防止計画	平成 21 年 度から 23 年度まで	平成 20 年度	農業被害		637		210		67. 0%	農業被害=ヒグマ、 ニホンジカ、アライ グマ、タヌキ、キツ ネ、カラス
		1/26		漁業被害		36, 589		18, 000		50. 8%	漁業被害=トド、ア ザラシ
		T-1-00 F		エゾジカ	3151	292, 217	2205	204, 551	30. 0%	30.0%	ノイヌ、キツネ、カ ラス被害は、家畜の
	被害防止計画	平成23年 度から25	平成 21 年度	ノイヌ キツネ	3 頭 68 頭	385 5, 548	2頭 47頭	269 3, 883		30. 1% 30. 0%	殺傷被害頭数、ヒグ
	3	年度まで	一一, 从 21 千皮	カラス	275 頭	25, 288	192 頭	17, 701		30.0%	マは目撃件数を記載
		1250		ヒグマ		27 件	- 100 - 100 - 10	18 件		00.070	している。
山形県	被害防止計画①	平成 23 年 度から 25 年度まで	平成 21 年度	ニホンザル	22. 11	28, 883	19. 90	25, 995	10.0%	10.0%	被害量 基準:52.83 t 目標:47.55 t 現状の 10%減を目 標値。
	被害防止計画②	平成 21 年 度から 23 年度まで	平成 18 年度	ニホンザル	55	14, 545	44	11, 636	20.0%	20.0%	
福島県、 山形県、 宮城県	被害防止広域 対策協議会③	平成 23 年 度から 25 年度まで	平成 22 年度	ニホンザル	215. 9	102, 136	86	79, 000	60. 2%	22. 7%	
青森県	被害防止計画	平成 23 年 度から 25 年度まで	平成 22 年度	ニホンザル	8. 16	5, 542	4	3, 000	51. 0%	45.9%	被害戸数 基準:223戸 目標:150戸
				ニホンザル	3. 6	11, 872	2. 9	9,500	19. 4%	20.0%	
	被害防止計画	平成 23 年		ツキノワグマ カラス	3	9, 819	2. 4	7, 850 7, 500	20.0%	20. 1%	
	(V) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	度から 25	平成 21 年度	カルガモ	1. 2	9, 409 244	1.0	200	16. 7%	18. 0%	
		年度まで		ノウサギ	3. 7	12, 247	3. 0	9,800	18. 9%	20.0%	
				アライグマ	0.2	409	0.2	409	0.0%	0.0%	
愛知県				イノシシ	41. 72	51, 307	13. 9	17, 102	66. 7%	66. 7%	当初被害を「0」と することを目標とし ていたが、県から無 理な目標は立てない よう指導を受け、イ ノシシは 2/3、その
				シカ	0.66	1,066	0. 33	533	50.0%	50.0%	他鳥獣は 1/2 程度を
				サル	0. 12	339	0.06	169	50.0%	50.1%	軽減目標としてい
				カモシカ	0. 02	19	0. 01	9	50.0%	52.6%	る。
		平成 23 年		アライグマ	0. 31	338	0. 15	169	51. 6% 50. 0%	50.0%	
	被害防止計画	度から25	平成 21 年度	タヌキ	0. 34 0. 62	1, 603 1, 858	0. 17	801 929	50.0%	50. 0%	
		年度まで		ハクビシン	2. 03	7, 418	1. 01	3, 709	50. 2%	50.0%	
				その他獣類※1	0.84	100	0. 42	50	50.0%	50.0%	ツェスの原説特ーナ
				カルガモ	1. 27	1, 221	0. 63	610	50.4%	50.0%	※1 その他獣類=キッネ、アナグマ、ノ
				ハト	7. 51	3, 838	3. 75	1,919	50.1%	50.0%	ウサギ等
				スズメ	7. 11	7, 911	3. 55	3, 955	50. 1%	50.0%	
				カラス ヒヨドリ	4. 6	17, 738	2.3	8, 869	50.0%	50.0%	
				ムクドリ	0. 68	4, 044 5, 960	0. 34	2, 022 2, 980	50. 0% 50. 6%	50. 0%	
				その他鳥類※2	0. 63	4, 140	0. 31	2, 070	50. 8%	50.0%	※2 その他鳥類=キ ジ、サギ、カワウ類
				イノシシ	74. 5	16, 399	48.1	10, 098	35. 4%	38.4%	
				ニホンザル	21. 9	6, 953	15. 3	4, 867	30. 1%	30.0%	
	被害防止計画	平成 23 年	77.40.55	ニホンジカ	80. 5	8, 904	56. 4	6, 232	29. 9%	30.0%	
	2	度から 25 年度まで	平成 21 年度	その他獣類アオサギ	41.8	9, 391 3, 090	21. 1	5, 907 2, 163	49. 5%	37. 1% 30. 0%	
				カワウ	11 1	·	г 7		40 00/		
滋賀県		亚战 02 年		その他鳥類	11. 1 73. 3	2, 813	5. 7 51. 3	1, 969 31640	48. 6% 30. 0%	30. 0% 30. 1%	
以貝乐	被害防止計画	平成23年 度から25	平成 21 年度	ニホンザル	18. 6	45, 240 20, 330	13. 1	14220	29. 6%	30. 1%	
	1)	年度まで		ニホンジカ	15. 0	9, 090	10. 5	6, 350	30. 0%	30. 1%	
<u> </u>	1		<u> </u>	🗸 /🗸	10	2,000	10.0	-,	301 0/0	J 1 1 /J	

				4.183.							
				ハクビシン アライグマ ヌートリア	5	1, 930	3. 4	1, 320	32. 0%	31.6%	
				カラス等 鳥類	13. 4	12, 220	9. 3	8, 537	30. 6%	30. 1%	
				カワウ	-	1, 364, 000	-	395,000		71.0%	
				イノシシ	16. 2	5, 840	11.3	4,080	30. 2%	30. 1%	
				ニホンザル	3. 3	680	2.6	540	21.2%	20.6%	
				ニホンジカ	9	2, 260	7. 2	1,800	20.0%	20.4%	
				ハクビシン		200			OF 70/	00.00/	
				アライグマ カワウ	1.4	200	0.9	140	35. 7%	30. 0%	
				アオサギ	_	200	_	160		20.0%	
広島県		平成 21 年		イノシシ	19. 92	74, 118	18	66, 700	9.6%	10.0%	
	被害防止計画	度から23	平成 20 年度	タヌキ	1. 69	7, 723	1. 5	7,000	11.2%	9.4%	
	1	年度まで	1 /94 = 3 1 /2	カラス	5. 92	26, 658	5. 3	24, 000	10.5%	10.0%	
		1250		ヒヨドリ	1. 95	9, 499	1.8	9,000	7.7%	5.3%	
				イノシシ	74. 69	42, 333	40	20,000	46.4%	52.8%	
	地生性心型面	平成 23 年		シカ	51.45	555	3	500	94.2%	9.9%	
	被害防止計画	度から 25	平成 22 年度	ニホンザル	0.5	1,601	0.3	1,000	40.0%	37.5%	
	2	年度まで		ヌートリア	0. 2	1	0.1	1	50.0%	0.0%	
				アライグマ	0.01	241	0	100	100.0%	58.5%	
				イノシシ	24	11, 500	16.8	8,050	30. 0%	30.0%	
		平成 21 年		ニホンジカ	99	31, 760	69. 3	22, 230	30. 0%	30. 0%	
	被害防止計画	度から23	平成 20 年度	サル		0		0	- 10		
	3	年度まで	1 // 1 /2	カラス	2	260		0	100.0%	100.0%	
		1		カワウ、サギ		2, 130		1, 490	100.0/0	30.0%	
徳島県					0.54	950	0.40		9.3%		
				イノシシ	0.54		0.49	850		10. 5%	
				ニホンジカ	12.85	14, 710	11. 56	13, 230	10.0%	10. 1%	
				サル	1.85	2, 690	1.66	2, 420	10. 3%	10.0%	
				ノウサギ	0. 94	960	0.85	860	9.6%	10. 4%	
	被害防止計画	平成 23 年	→ 5	カラス	0. 24	340	0. 22	300	8.3%	11.8%	
		度から25	平成 22 年度	カワウ	_	2, 300	_	2,070		10.0%	
	•	年度まで		アオサギ	_	1,000	_	900		10.0%	
				スズメ	0.22	180	0.2	160	9.1%	11.1%	
				キジバト	0.27	250	0. 24	230	11.1%	8.0%	
				ハクビシン	0.81	530	0.73	480	9.9%	9.4%	
				タヌキ	0. 26	240	0. 23	220	11.5%	8.3%	
				イノシシ	0. 56	1, 321	0.3	900	46.4%	31. 9%	
		平成 23 年		サル	0.6	_	0.5	500	16.7%		
	被害防止計画	度から 25	平成 21 年度	シカ	0.8	1, 230	0.5	850	37.5%	30. 9%	
	2	年度まで	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	カワウ	_	37, 800		30,000	- / -	20.6%	
				ハクビシン	0. 01	23	0.01	20	0.0%	13. 0%	
福岡県				イノシシ	40. 58	115, 176	28. 41	80, 623	30. 0%	30.0%	
四四四次		平成 21 年		アナグマ	0.03	818	0. 02	573	33. 3%	30.0%	
	被害防止計画	学成 21 年 度から 23	平成 20 年度	ヒヨドリ	1. 25	6, 765	0. 02	4, 736	29. 6%	30.0%	
	1	年度まで	1 水 40 干皮	カラス	10. 37	39, 308	7. 26	27, 516	30. 0%	30.0%	
		一一尺より		ドバト		·			30. 1%	30.0%	
					4. 49 0. 62	7, 280 808	3. 14	5, 096 565	30. 1%	30. 0%	
		亚什 00 左		イノシシ			0. 42				
	被害防止計画	平成 22 年	THO HH	シカ	7. 09	15, 227	4. 97	10, 658	29. 9%	30.0%	
	2	度から 24 佐藤まで	平成 20 年度	カラス	0.03	75	0.02	52	33. 3%	30. 7%	
		年度まで		スズメ	0.4	402	0. 28	281	30. 0%	30. 1%	
VI .600				ヒヨドリ	0.02	50	0.01	35	50.0%	30. 0%	
沖縄県		平成 23 年		ハシブトカ							
	被害防止計画	度から25	平成 22 年度	ラス		17, 680		8, 100		54. 2%	
	1)	年度まで		シロガシラ		,		-, - 0		- 2. 2/0	
		1/25		マングース							
		平成 23 年		ハシブトカ							
	被害防止計画	ー 放 25 ー 度から 25	平成 22 年度	ラス		8, 740		4,000		54. 2%	
	2	年度まで		シロガシラ		5, 110		1, 000		O 1. 4/0	
				マングース							
	被害防止計画	平成 23 年									
	3	度から 25	平成 22 年度	シロガシラ		28, 800		24, 500		14. 9%	
		年度まで									

⁽注) 1 平成23年度を計画期間に含む被害防止計画に基づき、当省が作成した。

² 網掛け部分は被害の目標軽減率が30%前後となっているものである。

³ 滋賀県の被害防止計画については、共同で作成している2市それぞれの目標値を記載している。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 鳥獣被害防止計画の現状値の設定及び協議時期

	区分	計画期間	現状値の年度	道県との協議	備考
	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成23年3月2日	
北海道	被害防止計画②	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成22年3月5日 (計画期間中)	
	被害防止計画③	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	(不明)	
山形県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成 23 年 3 月 15 日	
四沙岽	被害防止計画②	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 18 年度	平成 21 年 4 月 30 日	
福島県 山形県 宮城県	被害防止広域対策協議会③	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	(不明)	
青森県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 2 月 10 日	被害実績の速 報値を現状値と している。
	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成23年2月7日	
愛知県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成 23 年 3 月 15 日	
多州 尔	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	(不明)	
滋賀県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	(不明)	
	被害防止計画①	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成 22 年 3 月 11 日 (計画期間中)	
広島県	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	(不明)	
	被害防止計画③	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成 21 年 3 月 1 日	現状値が前年 度の被害実績と なっている理由 不明。
徳島県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 2 月 21 日	現状値が前年 度の被害実績と なっている理由 不明。
	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成 23 年 2 月 24 日	
福岡県	被害防止計画①	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成 21 年 7 月 16 日 (計画期間中)	
田川乐	被害防止計画②	平成 22 年度から 24 年度まで	平成 20 年度	平成 22 年 1 月 29 日	
	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成23年6月8日 (計画期間中)	
沖縄県	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 5 月 17 日 (計画期間中)	
	被害防止計画③	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 6 月 16 日 (計画期間中)	

⁽注) 1 当省の調査結果による。 2 網掛け部分は、現状値に計画期間の初年度の前年の数字を使っているものである。

図表 Ⅱ-1-(1)-28 2 市が作成する被害防止計画の被害の軽減目標の例

区分	指標	品目	現状値(平原	成 21 年度)	目標値(平向	戈 25 年度)
分	1日1宗		金額(万円)	面積(ha)	金額(万円)	面積(ha)
		水稲	4, 065	37. 2	2, 845	26. 0
		麦	25	2.0	17	1.4
	イノシシ	豆類	125	1.8	87	1.3
		野菜	235	31.0	164	21.7
		果樹	74	1.3	51	0.9
		水稲	1, 210	11. 4	847	8.0
		麦	10	0.8	7	0.6
	ニホンザル	豆類	39	1. 1	27	0.8
		野菜	615	3. 6	430	2. 5
		果樹	159	1. 7	111	1.2
		水稲	796	6.6	557	4.6
1	ニホンジカ	麦	94	7. 3	65	5. 1
		豆類	10	1. 1	7	0.8
		野菜	9	0. 1	6	0.0
	ハクビシン	水稲	44	1.0	30	0.7
	アライグマ	豆類	27	0.9	18	0.6
	ヌートリア	野菜	87	1. 9	60	1.3
	7 177	果樹	35	1.2	24	0.8
		水稲	952	9. 4	666	6.6
	カラス等	麦	1	0. 1	0. 7	0.0
	鳥類	豆類	16	0.9	11	0.6
	AND TO SE	野菜	202	2.0	141	1.4
		果樹	51	1.0	35	0.7
	カワウ	魚類	136, 400	_	39, 500	_
	イノシシ		584	16. 2	408	11. 3
	ニホンザル		68	3. 3	54	2.6
	ニホンジカ		226	9.0	180	7. 2
2	ハクビシン アライグマ		20	1. 4	14	0.9
	カワウ アオサギ		20		16	

⁽注) 1 当省の調査結果により、作成した。 2 網掛け部分の記述が①、②の間で異なる部分である。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 2市が作成する被害防止計画対象鳥獣の捕獲計画数の考え方

区分	1	2
イノシシ	実際の生息数は把握できていな	イノシシの被害は甚大であり、檻
	いが、捕獲状況から、山沿いの地区	を購入して捕獲数の増加を目指すこ
	が特に多く被害も増加傾向にある	ととし(捕獲実績:平成 20 年度 19
	ことから、 <u>年間捕獲目標は、過去3</u>	頭、21 年度 19 頭)、 <u>捕獲計画数を 30</u>
	年間の平均捕獲数の 120%に当たる	<u>頭</u> とする。なお、 <u>狩猟期(捕獲実績:</u>
	190 頭とする。	平成 20 年度 149 頭、平成 21 年度 156
		頭) については、捕獲計画数を 150
		<u>頭</u> とする。
ニホンザル	市内に十数群の群れがあると推	近年、ニホンザルの個体数が増加
	定され、それぞれの群れの頭数につ	してきており、農作物被害および民
	いては、未確認であるが、近年の出	家などへの生活環境被害が深刻化し
	現状況及び、被害調査から相当数の	てきている。県のモニタリング調査
	数が生息していると考えられるこ	や市における聞き取り調査などで約
	とから、年間の捕獲目標は、過去3	400 頭が生息しているものと推測で
	年間の平均捕獲数の 120%に当たる	きる(捕獲実績:平成 20 年度 41 頭、
	130 頭とする。なお、今後一定被害	21 年度 38 頭)。被害状況に応じて有
	を抑える為に群れの頭数を減少さ	害鳥獣捕獲を実施することとし、個
	せる必要があると判断される場合	体数の 10%に相当する 40 頭を捕獲
	等には、滋賀県が策定した第二次特	計画数とする。
	定鳥獣保護管理計画に基づく個体	
	数調整を検討する。	
ニホンジカ	県の平成19年度調査では、長浜市	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジ
	の生息数は、約2,800頭と推定され	カ)に基づき、個体数調整を実施し
	ている。近年の暖冬により、湖東お	ており (捕獲実績:平成 20 年度 65
	よび湖西地域から移動しているこ	頭、21 年度 101 頭)、今後も継続し
	とが増加の一因と思われる。被害状	て捕獲する。 <u>捕獲計画数は 100 頭</u> と
	況も、皮剝ぎによる森林被害はもち	する。なお、 <u>狩猟期(捕獲実績:平</u>
	ろん、水稲を主とする農業被害が増	成 20 年度 141 頭、21 年度 279 頭)に
	加しており、今後対策が急がれるこ	<u>ついては、捕獲計画数を 280 頭</u> とす
	とから、年間の捕獲目標は、県の配	る。
	分目標数に当たる881頭とする。	

(注) 当省の調査結果により、作成した。

図表 Ⅱ-1-(1)-3 2市が作成する被害防止計画(案)に対する県の意見書(抜粋)

項目	意見等
1 対象鳥獣の種類	○ アライグマについては、別種カニクイアライグマとの区別が
	難しいため、「アライグマ(この計画ではカニクイアライグマを
	含む。)」としてください。
2(1) 被害の状況	○ 地域合計の表を付けてください。
	○ 「ハクビシン等」の「等」はなんでしょうか。
	○ アライグマは、平成21年度に被害報告はあがっていません。
	○ 両市で書き方が違うので統一してください(品目、面積の小
	数点以下)。
	○ カワウについて一方は被害量が掲載されていますが、もう一
	方は記載されていません。
	○ カワウの被害について、県内における平成22年春時点でのカ
	<u>ワウ生息数は 23,000 羽であり、魚類の捕食量は 1,700 トンと推</u>
	定されています。これに魚類の単価を乗じると県内での捕食金
	額となりますが、この金額全てが水産業への被害とは言えませ
	<u>ん。さらに一方の市内に限定した被害金額を算定することは非</u>
	常に困難であることから、提示されている被害金額の算出根拠
	または留意事項を注釈として併記すべきと考えられますので、
	<u>検討してください。</u>
2(2) 被害の傾向	○ ニホンザルの項で、「生息数が増加傾向にあり」とありますが、
	その根拠があれば記載してください。
	○ ニホンジカの項で、被害面積が約 1,980ha とありますが、ど
	の程度の被害をこの面積に集約しているのでしょうか。(森林被 まだはの数字でしょうか。)
	害だけの数字でしょうか。) ○ **** *** *** *** *** *** *** *** ***
	○ 被害額が約 100 億円(30 年人工林投資額)とありますが、算出根拠はあるのでしょうか。森林保全担当課では、平成 21 年度
	のニホンジカ被害面積は、全県で 232ha、当該地域では約3ha
	としており、統計画とかなり乖離があります。(被害額について
	は、県では算出していません。)提示されている被害面積・被害
	金額の算出根拠または留意事項を注釈として併記すべきと考え
	金額の昇山依拠または留息事項を住がとして併記すべると考える
	○ 対象鳥獣にあがっているヌートリアの記載がありません。
	○ カワウの捕食量が上回っている(と推定される。)を追記して
	○

はどうでしょうか。

- 2(3) 被害の軽減目標
- 当該地域の合計欄を記載してください。
- 両市で書き方が違うので統一してください(品目、面積の小 数点以下)。
- 2(4) 従来講じてきた 被害防止対策
- 猟友会に委託しての捕獲があるならば、書きぶりを統一して ください。
- 鳥獣保護区に逃げ込むことがあり、(狩猟による) 捕獲ができ なくなる。と追記するべきと考えます。
- 市が防護柵設置のための補助金を交付しているとあります が、防護柵の整備状況を記載した方がよいと考えます。
- 2(5) 今後の取組方針
- 「対象鳥獣の捕獲」と「個体数管理」は関連した内容である ため、同一項目で記載してはどうでしょうか。
- 3(1) 対象鳥獣の捕獲 体制
- 今後の取組方針で、「地域住民によるわな免許取得・管理を推 進する。」と計画されているので、地域住民の役割も記載しては どうでしょうか。
- する取組
- 3(2) その他捕獲に対 □ 対象鳥獣によって取組内容が違いますので、対象鳥獣ごとに 記載してください。
- 3(3) 対象鳥獣の捕獲 計画
- 両市で書きぶりを統一してください。
- 4(2) その他被害防止 に関する取組
- 県では特定鳥獣保護管理計画(カワウ)を定め、カワウの個 体数管理を科学的かつ計画的に進めており、同計画に基づき、 銃器捕獲を行っています。大規模営巣地で追い払いを行えば、 カワウを無秩序に分散させてしまう事になり、分散により営巣 地での捕獲効率の低下、新たな営巣地の出現につながる危険性 が高くなります。このため、追い払い行為をされる前には事前 に県に協議をしてください。
- (注) 1 当省の調査結果により、作成した。
 - 下線部分は、被害防止計画(案)に対する県の意見書の内容のうち、被害防止計画に反映され ていないものである。

図表 Ⅱ-1-(1)-③ 愛知県の特定鳥獣に係る捕獲計画の不整合(平成23年度)

区分	獣種	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ
市町村実施計画	個体数調整	4, 492 頭	318 頭	760 頭
案の合計	狩猟	1,882頭		933 頭
米のロ司	合計	6, 374 頭	318 頭	1, 693 頭
特定計画の捕獲目	標 (狩猟を含む)	約3,000頭	200 頭	約 800 頭

⁽注) 1 当省の調査結果により、作成した。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 山形県における隣接市町村へ往来する群れの捕獲計画(平成23年度)

調査対	対象市町における排	i獲計画	同一	群のいる隣接市における	6捕獲計画
区分	群(頭数) (a)	捕獲計画 (b)	区分	群(頭数)	捕獲計画 (c)
1	A群 (75 頭)	10 頭	3	E群 (150 頭の一部)	30 頭
	B群	10 頭	4	B群 (30 頭)	17頭 (C群と合計)
<u></u>	(30 頭)	口與	5	F群 (30 頭)	10 頭
2	C群 (50頭)	10 頭	6	C群 (50 頭)	17 頭 (B群と合計)
	D群 (50 頭)	20 頭	7	G群 (50 頭)	15 頭

⁽注) 1 当省の調査結果により、作成した。

² 網掛け部分は、市町村実施計画案の合計数が特定計画の目標数の約2倍となっているもの。

² 同じ群名が隣接市町にいる場合と、群名は異なっても遊動域が重複している場合がある。

図表 Ⅱ-1-(1)-33 評価時期を迎えた被害防止計画の目標達成状況の評価の実施状況

「日本語画	
水形型 中央 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大	•
日本の中に関わった。	
使わら22 中級20年 日級20年 日級	
中級文化 アライダー 0.2 0 0.8 - 1 0 0 130 -	
中成29年度	
東接の日本	
選集というには、	
日本語	、カラス被害
世帯県	
□形果 ① 東成20年 東成20年 度から22 (平成23年	
① 度から22 年度まで 9月30日)	
では、20年 度まで 報告	標:
乗成20年度から52 存在させて 単成2年度 単元22年度 単元22年度 単元22年度 単元22年度 単元22年度から522 存在まで 単元22年度 シカ 1.4 0.7 2.19 -113% × 311 156 1.944 -1054% × 9月20日 サル 0.7 0.4 0.38 107% □ 131 66 875 -1145% × 1.97 0.17 0.013 0.011 150% □ 1.570 1.570 1.740 58% × -ホンザル 14.8 11.8 7.5 243% □ 1.545% × 1.970 1.570 1.570 1.740 58% × -ホンザル 14.8 11.8 7.5 243% □ 1.545% × 1.970 1.570 1.210 980 174% □ 1.570 1.740 58% × -ホンザル 14.8 11.8 7.5 243% □ 1.545% × 1.970 1.570 1.210 980 174% □ 1.570 1.740 58% × -ホンジカ 1.3 96 12.56 12.85 79% □ 1.500 1.30 100 110 67% □ 1.570 1.740 58% × -ホンジカ 1.3 96 12.56 12.85 79% □ 1.500 1.30 100 110 67% □ 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570 1.570 1.570 1.740 58% □ 1.570	
② 中成20年度から22 年度まで 報告 ターファイン 4.0 2.8 2.1 158% ○ 12.525 8.8500 7.080 146% ○ カラス 4.2 3.0 3.0 100% ○ 13.045 9.100 9.920 79% ○ 4.0 188% ○ カルガモ 5.1 3.6 1.9 213% ○ 995 700 440 188% ○ フゥサギ 3.2 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 10.033 7.000 13.430 -112% × 2.3 2.3 3.9 -78% × 3.11 156 1.944 -1054% × 9月20日) サル 0.7 0.4 0.38 107% ○ 131 66 875 -1145% × 2.3 2.3 2.3 3.1 156 1.944 -1054% × 2.3 2.3 2.3 3.1 156 1.944 -1054% × 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 3.1 156 1.944 -1054% × 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3	青調査により変
(型) 度から22 年度まで 報告 カラス 4.2 3.0 3.0 100% ○ 13.045 9,100 9.920 79% ○ カルガモ 5.1 3.6 1.9 213% ○ 955 700 440 188% ○ ハウサギ 3.2 2.3 3.9 -78% × 10.033 7,000 13.430 -112% × 中成22年度 単元 (平成23年度 9月20日) サル 0.7 0.4 0.6 57.67 82% ○ 16.865 5,622 94,866 -694% × 9月20日) サル 0.7 0.4 0.38 107% ○ 131 66 875 -1145% × 1145% × 11.8 7.5 243% ○ 1.500 1.570 1.740 58% × 1.970 1.740	
乗ります。	
できた。 では22年度 では23年度 では23年度 では23年度 では23年度 を持ちている では23年度 では23年度 を持ちている では23年度 では23年度 を持ちている では23年度 では23年度 では23年度 では23年度 では23年度 では23年度 を持ちている では23年度 で	
① 平成22年度 報告 シカ 1.4 0.7 2.19 -113% × 311 156 1,944 -1054% × 2.19 -113% × 311 156 1,944 -1054% × 311 156 1,940 -1054% × 311 156 1,940 -	
度 (平成23年 9月20日) サル 0.7 0.4 0.38 107% ○ 131 66 875 -1145% × 243	
登録 日本の	
注意	
中成20年度から22年度まで 平成23年度 東京の 22年度まで 中成23年度 東京の 22年度まで 平成23年度 東京の 22年度まで 平成23年度 東京の 22年度まで 平成23年度 東京の 22年度まで 平成23年度 東京の 23年度 23年度 23年度 23年度 23年度 23年度 23年度 23年度	
① 度から22 年度まで 報告 ハクビシン 1.7 0.013 0.011 150% ○ 130 100 110 67% ○ 被害量 現状:0.0.16 t、実績:0.25t、達成 であら22 年度まで 報告 平成23年度 報告 平成23年度 報告 平成23年度 事告 ・	
世帯には、	
徳島県 平成20年度から22年度まで 平成23年度 7ナデオギ 1,200 1,000 1,000 1,000 1,000 0 1,0	
平成20年度から22年度まで 平成23年度 報告 日本シザル 1.96 1.76 1.85 55% △ 2,900 2,610 2,690 72% ○ フウサギ 1.28 1.15 0.94 262% ○ 1,360 1,230 930 331% ○ カラス 0.35 0.32 0.24 367% ○ 480 440 340 350% ○ カワウ 2,500 2,250 2,300 80% ○ アオサギ 1,200 1,080 1,000 167% ○ スズメ 0.31 0.28 0.22 30% ○ 270 230 180 225% ○ キジパト 0.35 0.32 0.27 267% ○ 330 300 250 267% ○	
平成23年度 度から22 年度まで 日本告 日本告 日本告 日本告 日本告 日本告 日本告 日本告 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
年度まで カワウ 2,500 2,250 2,300 80% 〇 アオサギ 1,200 1,080 1,000 167% 〇 スズメ 0,31 0,28 0,22 300% 〇 270 230 180 255% 〇 キジバト 0,35 0,32 0,27 267% 〇 330 300 250 267% 〇	
アオザギ	
スズメ 0.31 0.28 0.22 300% 〇 270 230 180 225% 〇 キジバト 0.35 0.32 0.27 267% 〇 330 300 250 267% 〇	
サンハト 0.35 0.32 0.27 267% 0 330 300 250 267% 0 インシシ 3 2.6 3.44 -110% × 2,654 2,300 3,400 -210% ×	
75-20-05-1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
平成20年 平成23年度 サル 1.7 1.4 0.05 550% 〇 4,426 3,500 130 463% 〇 年から29 平成23年度 3,500 20 400% 〇 1,330 1,000 0 534% 〇	
② 度から22 年度まで サスス3+及	
ハクビシン 0.3 0.3 0.12 0% × 58 56 100 89% O	
沖縄県 ① 平成20年度から22年度をから22年度まで 平成22年度 カラス 85 イー - 15,650 10,000 543 181% で 被害面積についが未設定であり、評価項目となって	評価の際にも
② 平成20年度度から22年度まで カラスシロガシラ - - - - - - 31,000 15,000 11,100 133% ○	
③ 平成20年度から22年度すら22年度まで 報告 シロガシラ ー ー ー ー - 30,830 23,120 2,880 26% △	

 ⁽注) 1 当省の調査結果により、作成した。
 2 「目標達成率」欄は、「○:70%以上」、「△:1%~69%」、「×:0%以下」とする。
 3 網掛け部分は被害の軽減目標の達成状況を示している。
 4 「被害防止計画」欄の数字は、図表Ⅱ-1-(1)-②と対応している。

徳島県内の被害防止計画の目標達成状況の評価状況 図表 II-1-(1)-3

5度 終期)	達成率	-2, 483%	-1, 337%	287%	150%	127%	119%	%68	
22 年度 (計画終期)	実績値 (千円)	15,653	41, 116	22, 440	11,900	3, 985	23, 350	41, 430	
英	達成率	-104%	-1, 386%	-203%	%0	%98	%201	%86	
21 年度	実績値 (千円)	4,850	41,300	37,890	14,000	4,600	23, 670	41, 215	
渡	達成率	116%	24%	%66-	%0	167%	24%	I	
20 年度	実績値 (千円)	3,850	36, 080	34,600	14,000	3, 400	25,060	I	
22 年度	目標値 (千円)	3, 924	35, 800	28, 340	12,600	4, 380	23,850	40,856	
平成19年度	基準値 (千円)	4, 378	36, 170	31, 490	14,000	5,840	26, 500	46, 166	Υ γ
X X X	協議会	①	(2)	(3)	4	9	9	2	とっ 一田 学学 開子 グボー・ (ボ)

20、21年度については、19年度を基準に当該年度時点の達成率を算出している。

徳島県内の平成20から21年度までに総合対策事業を実施している協議会について整理したものである。

網掛け部分は達成率が70%未満のものである。

⑦の平成 20 年度の実績値は、対象鳥獣が異なっているため「一」とする。

図表Ⅱ-1-(1)-③ 被害防止計画の作成及び評価報告等の流れ(例)

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度から 25 年度
		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	4	一部伍却任
被害防止計画の作成	•		[次期計画の作成]	
				[次期計画の作成]
* 计程式设计码 米里		毎年度各都追析県に報告		
事未の夫施仏沈報古	•			
評価報告	不要	不要	不要	23年9月末までに農政局に提出
スコム田半年の光光(ボ)				

勧告 説明図表番号 (2) 鳥獣被害防止対策の総合的かつ効果的な実施 【制度の概要】 ア 鳥獣被害防止のための取組 被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的 図表 Ⅱ-1-(2)-(1) 知見を踏まえ、被害防止計画の作成を推進し、各地域において、農林水産業等に係る 被害の防止のための鳥獣の捕獲及び侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止のための取 組を総合的かつ計画的に推進することとされている。 (ア) 侵入防止柵の設置 被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的 な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を 推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維 持管理手法の普及を推進することとされている。 侵入防止柵の設置については、交付金実施要綱の細部について定めた鳥獣被害防 図表Ⅱ-1-(2)-② 止総合対策交付金実施要領において、事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業 により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を 行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するも のとされている。これに対し、都道府県知事は、当該事業の適正な推進が図られる よう、事業実施主体に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施 後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努め、また関係書類の整備並びに施 設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとされ ている。 図表Ⅱ-1-(2)-③ また、文化庁の「天然記念物食害対策費国庫補助要項」(昭和54年5月1日付け 文化庁長官裁定)では、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条の規定 により、天然記念物に指定された動物(カモシカ、特定地域のニホンザル等)によ る農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業 (侵入防止柵設置、捕獲、防護網等設置など) に要する経費について、国が補助対 象経費の3分の2を補助することとされている。 (イ) 追い払い活動等の推進 鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、侵入防止柵の設置等に加え、特にニ 図表Ⅱ-1-(2)-① ホンザルやカワウ等については、追い払い活動や追い上げ活動を行うことが有効で (再掲) あるとされている。 このため、被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、追い払い犬の育成や、 電波発信機を活用した追い払い活動等を推進することとされており、特に追い払い

大については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等

を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放し飼いが認められたことも踏まえ、その活用を推進することとされている。

なお、被害防止基本指針では、追い払い活動等の実施に当たっては、他の地域に 被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努めることとされている。

(ウ) 鳥獣の捕獲等

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。このため、被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、猟友会への委託などの従来の取組に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進することとされている。

また、被害防止基本指針では、捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法等の 関係法令を遵守すべきことについて周知を図ることとされている。

なお、鳥獣保護基本指針では、有害な鳥獣の捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとするとされている。

イ 広域的な被害防止対策の取組の推進

特別措置法第12条第2項では、「地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。」と規定されている。

また、鳥獣保護基本指針において、広域の鳥獣保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努めることとされ、国は市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に関して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めることとされている。

図表Ⅱ-1-(2)-④

図表Ⅱ-1-(2)-① (再掲)

【調査結果】

ア 鳥獣被害防止のための効果的な取組

特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、被害防除対策の実施、鳥獣の個体数管理及び生息環境管理による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。

(7) 侵入防止柵の適切な設置・管理

調査対象 22 市町村等における農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び文化庁の天然記念物食害対策事業により整備した侵入防止柵の設置・管理状況を調査したところ、以下のとおり、適切に設置・管理されていない例がみられた。

図表Ⅱ-1-(2)-⑤

- ① 鳥獣被害防止総合対策事業により整備した電気柵に隣接して樹木等があるため、サルの侵入・脱出が可能であるとみられ、設置効果が十分発揮されないおそれがあるものがある。(青森県内)
- ② 農林水産省は、交付金実施要綱において、鳥獣被害防止総合支援事業の採択要件を「整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。」と規定しており、具体的には、集落等の各整備地区において、同一種類の柵を一体的に整備・管理していることとし、地形等の理由から連続した同一種類の柵の設置が困難な場合は、各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われていることを条件としている。

しかし、今回、連続していない農地に整備した柵の管理状況をみると、地区の 鳥獣被害対策協議会により管理することとし、受益農家には年に1回除草等の作 業日誌を提出させているが、同協議会では、規約に基づく具体的な維持管理方法 等を定めた文書等が確認できず、個々の農家が自己の農地の柵をそれぞれに管理 しているようにも判断される状況となっている。

農林水産省は、現状では、柵の設置後、農作物被害の発生など管理が不十分なことによる具体的な支障は生じていないとしているものの、交付金の採択要件である地域における一体的な管理がより徹底される必要がある。(福岡県内)

(イ) 鳥獣の捕獲等の的確な実施

被害を与える鳥獣の個体数管理について、従来、狩猟が鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしてきたが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟による捕獲数は減少傾向にあり、被害を与える鳥獣の個体数調整の手段として十分なものではなくなり、鳥獣保護法に基づく許可を受けて実施する捕獲(農作物等の被害を防止するための有害鳥獣捕獲及び特定計画に基づく個体数調整)が重要となっている。

調査対象 22 市町村等における鳥獣の捕獲状況を調査したところ、前述(第 3 - 1 - (1) - ウ 被害防止計画の内容の妥当性確保)のとおり、生息数を的確に把握した上で生息数に見合った捕獲計画を策定していないことなどにより、特定計画、実施計画及び被害防止計画に定められている捕獲計画数が必ずしも適切な設定となっておらず、生息数に見合った捕獲が行われていないとみられる例があった。

なお、捕獲の実績を上げるためには、捕獲体制の整備・強化も必要であるが、これについては、平成24年3月の特別措置法の一部改正により、国等は捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置を講ずるよう努めることとされ、今後、捕獲体制の整備・強化を図るものとされている。

イ 広域的な被害防止対策の取組の推進

調査対象 22 市町村等における広域的な被害防止対策の取組についてみたところ、

以下のとおり、共通する対象鳥獣(個体群)に対する効果的な取組が行われていない 状況がみられた。

① 青森県は、県内に4個体群のニホンザルが生息しており、このうち下北半島の1 個体群は天然記念物として、県により詳細な調査が実施され、関係4市町村で広域 的な被害防止対策が実施され効果を上げている。

図表Ⅱ-1-(2)-⑥

一方、これ以外の3個体群については、広域的な捕獲数の設定や被害防止対策等が行われておらず、調査対象とした1市及びその隣村は、それぞれが被害防止計画を作成し、追い払いや有害鳥獣捕獲等の対策を個別に実施している。

この結果、連携の不十分な追い払い及び有害鳥獣捕獲によって分裂した群れの遊動域が市村域を越えて押し出される状況となり、電気柵を設置した地区を越えて、電気柵を未設置の地区まで被害地域が拡大している。

また、青森県では、40 市町村のうち 13 市町村で 10 被害防止対策協議会が設置されているが、下北半島 4 市町村以外は、複数市町村の共同の被害防止対策協議会は設置されておらず、共通の対象鳥獣であるニホンザルの被害防止対策において、各市町村が個別に被害防止計画を作成し対策を実施している状況である。

② 調査対象とした山形県と同県に隣接する宮城県及び福島県では、いずれもニホン ザルの特定計画を作成し、保護管理を計画的に行うこととしている。

同3県内の16市町及び農業協同組合を構成員とする広域対策協議会では、同協議会に参加する地方自治体の間での被害情報の共有、捕獲方法の検討などを実施しており、自治体ごとの対策の実施で被害防止計画の被害軽減目標を達成するなど一定の効果を上げているが、今後は、被害発生状況等の動向に応じて、ニホンザルの群れに対する市町村域及び県域をまたがった被害防止対策を連携して実施する余地がある。

また、東北地方環境事務所では、「管内の東北各県からの広域指針作成に係る要望がないことから広域指針の検討を行っていないが、県域をまたがって移動するニホンザルは、県同士の連携・協力が効果的であると考えられることから、今後関係県等から申出があれば意見交換を行う。」としている(全国における広域指針の作成例として、関東山地ニホンジカ広域協議会(事務局は関東地方環境事務所)による「関東山地ニホンジカ広域保護管理指針」等がある。)。

【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行う 観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を効果的かつ効率的に運営する ため、市町村等において、交付金事業による侵入防止柵の設置及び管理が適切に行 われるよう、都道府県に対し指導すること。 ② 農林水産省は、複数の市町村における広域的な対策を一層推進するため、関係市町村が共同して行う広域的な被害防止計画の作成等の取組の支援を強化すること。また、環境省は、関係都道府県との連携による広域的な指針の作成が円滑に進むよう、地域の実情に応じ必要な技術的助言を行うこと。

図表 Ⅱ-1-(2)-① 鳥獣被害防止のための取組に係る指針

○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(抜粋)

- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
 - 1 基本的な考え方
 - (2) 被害防止対策の基本的な考え方

これまで、都道府県の区域内においてその数が著しく増加し、農林水産業等に著しい被害を与えている鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。)を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けて個体数管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な保護管理対策が行われてきている。また、トドについては、漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく管理対策が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、これまでの取組に加え、被害の状況を適確に把握しうる市町村及び地域の農林漁業者が中心となって被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画(鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。)の作成を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲及び侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、国及び都道府県は、被害防止計画に基づき市町村が行う被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

4 鳥獣の捕獲等

(1) 市町村職員や農林漁業団体の職員等による捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者人口の減少や高齢化等が進行していることから、これに対応した新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、従来の取組に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進する。

なお、<u>捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法(昭和25年法律第214号)等の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。</u>また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第67号)により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分離され、わな猟に関する狩猟免許取得の負担が軽減されたこと、また、特にイノシシについては箱わなが効果的であるという報告があること等を踏まえ、安全で効果的な箱わな等による捕獲を推進する。

- 5 侵入防止柵の設置等による被害防止
 - (1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果

が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道 府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に 対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホン ザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との 連携・協力に努める。

7 国、地方公共団体等の連携及び協力

(1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、 農山漁村の活性化、鳥獣の保護管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。

なお、国においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、平成4年から、農 林水産省、環境省、文化庁及び警察庁による関係省庁連絡会議を設置しているところであるが、 被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施する観点から、当該連絡会議の充実強化を推進する。

(2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

(3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の 農林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。 このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で 構成する被害防止対策協議会の組織化を推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対

策を推進する。

(4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

○ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第 11 次)(抜粋)

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第三 特定計画制度の推進

1 特定鳥獣の適切な保護管理

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群(以下1において「地域個体群」という。)の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣保護管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護管理に努めるものとする。

① 広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域 に関係する行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。 また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や 被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広 域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

(1) 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、本基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣保護管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。

Ⅱ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
 - (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

<u>その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに</u> 行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(注)下線は、当省が付した。

図表 Ⅱ-1-(2)-② 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について(抜粋)

第5 事業の実施等の手続

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業(以下「本事業」という。)により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、 必要な指導及び監督を行うものとする。

図表 Ⅱ-1-(2)-③ 天然記念物食害対策費国庫補助要項(昭和54年5月1日付け文化庁長官裁定)(抜粋)

1 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条の規定により天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。ただし、捕獲事業及び効果測定等調査は、都道府県のみとする。

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 幼樹保護
- (2) 防護柵設置
- (3) 捕獲
- (4) 防護網等設置
- (5) 餌場借上
- (6) 給餌
- (7) 効果測定等調査
- (8) その他保護管理のために必要な施設の設置等

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙(略)のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ア 幼樹保護経費
 - イ 保護柵設置経費
 - ウ 捕獲経費
 - 工 防護網等設置経費
 - オ 餌場借上げ経費
 - カ 給餌経費
 - キ 効果測定等調査経費
 - ク その他保護管理のために必要な施設の設置等に要する経費
- (2) その他の経費

事務経費

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2とする。

図表 II −1-(2)-④ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する 法律(抜粋)

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

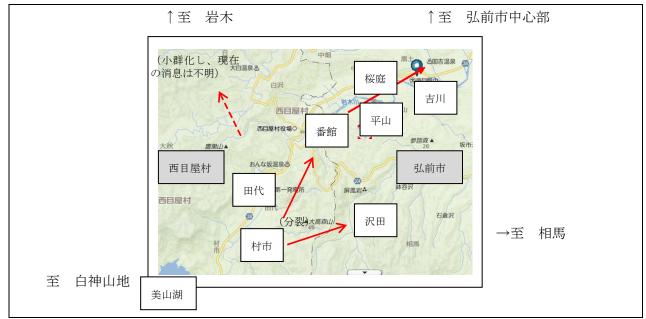
- 第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。
- 2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。
- 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。
- (注)下線は、当省が付した。

図表 Ⅱ-1-(2)-⑤ 国庫補助等で整備した施設の設置・管理が不適切な事例

区分		事業名及び実施年度	内容
青森県	事例①	鳥獣害防止総合対策事業	・ 整備した電気柵の外側に樹木が隣接し
		(平成 21 年度)	ているため、サルの侵入が容易であり、
		鳥獸被害防止総合支援事業	設置効果が低い。
		(平成 23 年度)	
福岡県	事例②	鳥獣被害防止総合支援事業	· 鳥獸被害防止総合対策交付金実施要綱
		(平成 23 年度)	において、採択要件を「整備事業を実施
			する場合は、受益戸数が3戸以上である
		〔参考〕	こと。」と規定しており、地形等の理由か
		「鳥獣被害防止総合対策交付金交付対	ら連続した同一種類の柵の設置が困難な
		象事業事務及び交付対象事業費の取扱	場合は、各整備地区において受益農家等
		いについて」(19 生産第 9425 号、平成	により一体的に柵の維持管理が行われて
		20年3月31日、農林水産省生産局長通	いることを必要な条件としている。
		知)抄	しかし、補助金で整備された電気柵の
		10 個人施設、目的外使用の恐れがある	維持管理が、地区の鳥獣被害対策協議会
		もの及び事業効果の少ないものは、交	規約に基づき実施されているとしている
		付対象としないものとする。	ものの、連続していない農地について、
		11 施設の整備予定場所は、施設の設置	農地ごとに柵を整備し、管理も個々の農
		目的から勘案して適正と認められな	家に委ねられており、個人施設(農地)
		ければならない。	に電気柵が整備されているのと相違がな
		14 事業実施主体等において、維持管理	いようにみられるものがある。
		計画が策定されており、かつ、当該維	
		持管理計画が確実に実行されると見	
		込まれなければならない。	

(注) 当省の調査結果による。

図表 Ⅱ-1-(2)-⑥ ニホンザル加害群による被害の変化の例



- (注) 1 宇都宮大学農学部附属里山科学センターの江成広斗特任助教の調査結果に基づき、当省が作成した。
 - 2 矢印は、加害群の遊動域の変化と被害状況をみると、2000年代初頭には西目屋村村市、藤川及び田代周辺で被害を出していた群れが、分裂・小集団化して北側・東側に進出しており、現在は、弘前市東目屋地区の桜庭、吉川及び相馬地区沢田まで進出していることを指す。
 - 3 弘前市相馬地区沢田のニホンザル加害群については、西目屋村から進入した群れに加えて、以前から別の加害群も存在している。

勧告
説明図表番号

2 鳥獣保護・管理の的確な実施等

【制度の概要】

(1) 鳥獣の捕獲許可審査の適切化等

鳥獣保護法第9条第1項では、学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業 又は生態系に係る被害の防止の目的等のために鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等 をしようとする者は、鳥獣保護法第9条第2項に基づく許可の申請(以下「捕獲許可 申請」という。)を行い、鳥獣保護法第28条第1項の規定により国が指定する鳥獣保 護区の区域内(以下「国指定鳥獣保護区内」という。)において鳥獣の捕獲等又は鳥 類の卵を採取等する場合には環境大臣の、それ以外の場合にあっては、都道府県知事 の許可を受けなければならないと規定されている。

また、捕獲許可申請に当たっては、捕獲等を行う者が猟具の安全な取扱いに関する知識・技術を有しているか等を判断するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「鳥獣保護法施行規則」という。)第7条第1項の各号に規定される必要事項(狩猟免許を申請者が現に受けている場合にあっては狩猟免許の種類、狩猟免状の番号及び交付年月日、銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日等)を捕獲許可申請書に記載することとされている。

鳥獣保護基本指針では、都道府県知事が、その権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務を市町村長に委譲する場合には、対象とする市町村や種を限定した上で適切に行い、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとされている。また、都道府県知事は、市町村長に対し、鳥獣保護法、鳥獣保護法施行規則、鳥獣保護基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告を行うよう助言するものとされている。このような権限委譲が行われた場合には、対象地域の有害鳥獣捕獲や個体数調整による捕獲等の捕獲数が特定計画の捕獲目標数と齟齬を来さないよう留意する必要がある。

なお、鳥獣保護法第9条第13項の規定に基づき、鳥獣保護法第9条第1項による 許可を受けた者は、許可の有効期間が満了したときは、鳥獣保護法施行規則で定める ところにより、その日から起算して30日を経過する日までに、その許可に係る捕獲 等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならないとされ ている。

(2) 特定計画に係る評価結果の公表の徹底

鳥獣保護基本指針では、特定計画の見直しについて、「計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うも

図表 Ⅱ -2-(1)

図表 II -2-②

図表Ⅱ-2-① (再掲)

図表Ⅱ-2-② (再掲)

のとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。」こ ととされている。

【調査結果】

(1) 鳥獣の捕獲許可手続の適切化等

ア 鳥獣の捕獲許可申請及び審査の適切化

調査対象市町村等における捕獲許可申請や申請に対する審査の状況等を調査し た結果、以下のとおり、審査が不適切な例がみられた。

① 捕獲許可申請及び審査が適切に行われていない例

i) 愛知県内の調査対象市は、鳥獣保護基本指針等に基づき有害鳥獣捕獲及び個 体数調整の許可権限を県から委譲されており、許可申請は、許可対象者である 市長から許可権者である市長に対して行われ、鳥獣の駆除は地元猟友会に委託 して実施されている。

同市における、平成18年度から22年度までのイノシシ、ニホンジカの捕獲 許可数と捕獲数をみると、22 年度におけるイノシシの捕獲許可数が 540 頭であ るのに対し捕獲数が 663 頭(捕獲率 122.8%)、18 年度におけるニホンジカの 捕獲許可数が 95 頭であるのに対し捕獲数が 122 頭(同 128.4%)と、捕獲数が 捕獲許可数を上回っている。しかし、捕獲許可数を超過する捕獲について、改 めて捕獲許可申請が行われないまま事実上の許可が行われ、許可に係る申請が 適切に行われていなかった。

なお、同様な例が福岡県内(ヒヨドリ)及び沖縄県内(カラス)でもみられ た。

ⅱ)滋賀県内の調査対象市は、鳥獣保護基本指針等に基づき有害鳥獣捕獲の許可 | 図表 II-2-④ 権限を県から委譲されているが、特定計画が作成され、個体数調整が必要な鳥 獣(ニホンザル及びニホンジカ)についても、捕獲に当たり、県知事許可によ る個体数調整ではなく、全て市長に許可権限が委譲されている有害鳥獣捕獲に よるものとした申請が行われ、市長許可による有害鳥獣捕獲が行われている。

この結果、県の特定計画では、ニホンザルについて、群れの個体数を大きく 減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率を踏ま えて年間の有害鳥獣捕獲の上限を推定生息数の10%までと定めているが、同市 のニホンザルの平成 22 年度の捕獲数は 209 頭であり、同市内の推定生息数 1,320頭の10%を超える状況となっている。

また、同市では、各支所がそれぞれ有害鳥獣捕獲許可を行っており、本庁に おいて市全体の捕獲許可数を把握しておらず、結果的に捕獲計画数の数倍もの 捕獲許可(平成22年度では、捕獲許可頭数が、ニホンザルは捕獲計画数の39

図表Ⅱ-2-③

倍、ニホンジカは 2.60 倍となっている。) を与えることとなり、市の捕獲計画 及び特定計画における有害捕獲数の制限に基づかない捕獲許可となっている。

② 申請者の狩猟免許に係る確認ができず、不適格者に捕獲許可を与えるおそれがある例

環境省は、「鳥獣捕獲許可等取扱要領」(平成19年3月23日付け環境省自然環境局長通知)により、捕獲許可申請の申請書の様式を定めている。当該様式では、鳥獣保護法施行規則第7条第1項の各号に規定される必要事項の記載欄を設けているが、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合には、代表者以外については「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿」に必要事項を記載の上添付することとされている。

しかし、同申請者名簿には、狩猟免許に係る記載欄が欠落していることから、 代表者以外の申請者について、狩猟免許に係る確認を行うことができない。この ため、調査対象とした近畿地方環境事務所においては、平成 18 年度以降、調査 時点(平成 23 年 10 月)までの3件の申請延べ25人に対して、狩猟免許を保持 していない又は既に狩猟免許が失効しているにもかかわらず捕獲許可を与える おそれがあった。

また、国指定鳥獣保護区における捕獲許可審査において、次のとおり、鳥獣保護法等に基づく狩猟免許等に関する確認を十分行っておらず、その結果、銃刀法に基づく銃器の所持許可の有効期間が満了した者に許可するなど、不適切な審査を行っている例がみられた。

[事例]

調査対象とした近畿地方環境事務所における平成 18 年度以降、調査時点までの鳥獣の捕獲許可申請(全3件)に対する審査状況を調査したところ、次のとおり、十分な確認を行わずに許可を行っている状況がみられた。

- i)許可申請書の狩猟免許に係る記載事項について、狩猟免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の許可番号及び交付年月日が記載されておらず、「※同下」(申請者が下欄記載の銃器所持許可証に係る許可番号及び交付年月日と同様であると誤認して記載したものと考えられる。)と記載された許可申請書を有効なものとして受理し、狩猟免許に係る確認を行わないまま許可を与えているもの。(3件)
- ii) 許可申請受理時又は許可時において、銃器所持許可証の確認を行わないまま 許可を与えたが、
 - ア 銃器所持許可証の有効期間が既に満了しているもの(2件延べ26人)
 - イ 捕獲許可の期間中に、銃器所持許可証の有効期間が満了するもの(3件延べ17人)

がある。

図表 Ⅱ -2-(5)

図表Ⅱ-2-⑥

図表Ⅱ-2-⑦

イ 許可に係る捕獲結果の都道府県への情報提供の実施

鳥獣保護法第9条第13項では、捕獲の許可を受けた者は、許可に係る捕獲等の結果を許可権者である環境大臣又は都道府県知事に報告することと規定されている。

図表Ⅱ-2-⑧

調査対象とした九州森林管理局管内の2森林管理署等(鹿児島森林管理署、宮崎森林管理署都城支署)は、平成22年度に国指定鳥獣保護区である霧島鳥獣保護区(宮崎県・鹿児島県域)内で個体数調整を行ったニホンジカなど計53頭の捕獲実績について、鳥獣保護法第9条第13項の規定に基づき捕獲許可権者である九州地方環境事務所に報告しているものの、当該報告を受けた九州地方環境事務所は、捕獲地域の自治体である宮崎県及び鹿児島県に対しては、報告義務がないことから情報提供を行っていない。

このうち宮崎県では、ニホンジカについて、全地域において特定計画に基づく保護管理を行っており、特定計画の効果的実施のため、同県指定鳥獣保護区内における捕獲実績(雌・雄、妊娠状況等捕獲個体記録)を把握している。同県では、これまでは、国指定鳥獣保護区における捕獲数が100頭以下と少ないこともあり、国に対して情報提供を求めていなかったが、今後は、同県内における野生鳥獣の捕獲の実態を正確に把握するため、捕獲場所、妊娠状況等の捕獲実態に係る情報を活用していきたいとしている。

捕獲許可権者である環境省(地方環境事務所)は、国指定鳥獣保護区内における 野生鳥獣の捕獲実績が、特定計画の保護管理の目標等に的確に反映されるよう、同 保護区内で許可した鳥獣の捕獲結果のうち、森林管理局等国の行政機関等の捕獲に 係る情報について、必要に応じ都道府県に情報提供することが重要であると考えら れる。

(2) 特定計画の評価の実施及び評価結果の公表の徹底

調査対象9道県のうち、特定計画を作成していない1県を除く8道県について、終期を迎えた特定計画の評価の実施状況及び評価結果の概要の公表状況を調査したところ、次表のとおり、評価を実施しているものが6道県、科学委員会等の提言を受けているため評価を実施していないものなどが2県となっている。

また、評価を実施している6道県についてみると、「評価結果の概要」として次期特定計画と別個の形式で公表している道県はなく、前期計画の評価結果を踏まえて次期計画の中に盛り込んで記載する等の状況となっており、今後、次期計画の公表とともに、評価結果の概要を公表する予定があるものは1道県のみとなっている。

図表Ⅱ-2-9

表 特定計画の評価の実施状況及び評価結果の概要の公表状況

特定計画作成道県数	うち、評価を 実施した道県数	既に評価結果 の概要を公表 済みの道県数	今後、評価結果の 概要を公表する予 定がある道県数	評価を実施 していない 道県数
8	6	0	1	2

(注) 当省の調査結果による。

なお、公表の予定がない理由として、①鳥獣保護基本指針において、公表することとされていることについて認識がなかった、②公表している次期特定計画の中で評価結果を随時反映させており、評価結果自体の公表は必要ないなどとしており、鳥獣保護基本指針において評価の概要を公表するとされている趣旨が十分理解されていない状況となっている。

【所見】

したがって、環境省は、鳥獣の保護及び管理を適切に実施する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 鳥獣の捕獲許可について、都道府県から捕獲許可権限を委譲された市町村において、鳥獣の捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう、都道府県に対し助言を行うこと。

また、審査において、申請者の適格性を確実に確認できるよう、許可申請添付資料の様式の見直しなどの必要な措置を講ずること。

さらに、国指定鳥獣保護区内で許可した鳥獣の捕獲結果について、必要に応じ特 定計画に基づく保護管理を行う都道府県に対し、情報提供すること。

② 都道府県において、特定計画の評価結果が分かりやすく公表されるよう、鳥獣保護基本指針の趣旨の徹底を図ること。

【参考】

(地方支分部局に対する改善意見)

環境省は、近畿地方環境事務所において、国指定鳥獣保護区における捕獲許可申請に対する審査が不適切な状況がみられたことから、狩猟免許等に関する確認の徹底を図るなど、捕獲許可申請の適切な審査の実施を徹底するとともに、全国の地方環境事務所に注意を促す必要がある。

図表 Ⅱ-2-① 鳥獣保護法及び同法施行規則(抜粋)

O 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(特定鳥獣保護管理計画)

- 第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護のための管理(以下「保護管理」という。)に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。
- 2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定鳥獣の種類
 - 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
 - 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
 - 四 特定鳥獣の保護管理の目標
 - 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に 掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
 - 一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(以下「希少鳥獣」 という。)であるとき。
 - 二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区が あるとき。
- 7 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

- 第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。
 - 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 (略)
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- $5 \sim 12$ (略)
- 13 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(鳥獣保護区)

- 第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるときは、 鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定す ることができる。
 - 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
 - 二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該 都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

- 第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲 等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面(以下この条において「証明書」という。) を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。
 - 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量
 - 三 捕獲等又は採取等の目的、期間、区域及び方法
 - 四 捕獲等又は採取等をした後の処置
 - 五 学術研究を目的として、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法
 - 六 愛玩のための飼養を目的として、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあっては、 申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請者が申請日以前五年 の間に愛玩のための飼養を目的として法第九条第一項の許可を受けたことがあるときは当該許可に 係る鳥獣の種類及び数量
 - 七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は 採取等をしようとする場合にあっては、その旨
 - イ 鳥獣保護区
 - 口 休猟区
 - ハー公道
 - ニ 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 第二十一条第一項の特別保護地区
 - ホ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公 衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識によりその区域を明示したもの
 - へ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域
 - ト 社寺境内
 - チ 墓地
 - 八 狩猟免許を申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている場合にあっては、 当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の 番号及び交付年月日
 - 九 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

図表Ⅱ-2-② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第11次)(抜粋)

Ⅱ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
 - (5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、 分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制 の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、 特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第 12 条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針 及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状 況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

第六 特定計画の作成に関する事項

9 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

図表Ⅱ-2-③ 捕獲許可数を上回る捕獲が行われている例

区分	対象鳥獣	年度	捕獲許可数(a)	捕獲数(b)	捕獲率(b/a)
		18 年度	301	199	66. 1%
		19 年度	330	191	57. 9%
	イノシシ	20 年度	380	252	66. 3%
		21 年度	420	344	81.9%
事例①		22 年度	540	663	122.8%
(愛知県内)		18 年度	95	122	128.4%
		19 年度	193	98	50.8%
	ニホンジカ	20 年度	200	114	57.0%
		21 年度	200	143	71. 5%
		22 年度	280	147	52. 5%
Litric		20 年度	600	218	36. 3%
事例② (福岡県内)	ヒヨドリ	21 年度	350	308	88.0%
(101) 471(1-47)		22 年度	700	801	114.4%
		20 年度	700	1, 343	191.9%
事例③ (沖縄県内)	カラス	21 年度	1400	1, 134	81.0%
(1) // 32/(1 4)		22 年度	4, 150	800	19. 3%

⁽注) 1 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-④ 個体数調整が必要な鳥獣について、有害鳥獣捕獲による対応を行っている例

			許可	捕獲		
区分	対象鳥獣	事項	個体数 調整	有害 捕獲	狩猟	計
	ニホンザル	捕獲計画数	-	18		18
		捕獲許可数	_	699	- (非狩猟 - 鳥獣)	699
事例①		捕獲数	-	209	(大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型)	209
(滋賀県内)	ニホンジカ	捕獲計画数	-	184	-	184
		捕獲許可数	-	473	-	473
		捕獲数	_	86	351	437

⁽注) 当省の調査結果による。

² 網掛けは、捕獲率が100%を超えるもの。

地方環境事務所長 殿

住	所	()	
		電話番号()
氏	名			(記名押印又は署名)
職	業			
生年	月日	É	年 月	月日生

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定(並びに同法第9条第8項及び同法施行規則第7条第7項の規定)により、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、以下により申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等を しようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあっては 研究の事項及び方法	
愛がん飼養の場合、現に飼養して いる鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において、捕獲等又は 採取等しようとする場合にあってはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該 免許の種類、免許を与えた知事名 狩猟免状の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空 気銃所持許可証の番号及び交付年 月日	
備	

(備考)

1. 法人申請で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあっては、() を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人申請の場合は() 内の文字を抹消すること。

- 2. 住所欄には、法人申請(従事者証を交付する場合)の場合以外は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
- 3. 氏名欄には、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合には、氏名欄の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者以外は「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可申請者名簿」に必要事項を記載の上添付すること。

法人申請の場合は、その法人の長の名前を記入し、従事者は従事者名簿に必要 事項を記載の上、添付すること。

- 4. 捕獲の頭(羽・個)数は、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。
 - また、1 頭を共同で捕獲するような場合においては、合計 \bigcirc 人で1 頭というように記載すること。
- 5. 目的欄には「学術研究(生態調査)」「有害鳥獣捕獲(農林水産業被害防止等、 捕獲等をする事由を記載すること。
- 6. 区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入し、 捕獲の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図を添付すること。
- 7. 方法欄には、使用する捕獲用具の名称を記入し、その構造、設置方法等を示す図面を添付すること。
 - なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付図面に記載すること。
- 8. 処置欄については、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、「計測後放鳥」、「飼養」、「飼養又は処分」、「譲渡はしない」、「放鳥はしない」、「標本は ○頭以内」等と記入すること。
- 9. 研究の事項及び方法欄には、学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法について、詳細に記入すること。
- 10. 飼養している鳥獣の種類及び数量等欄には、愛がん飼養を目的として鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量を記入すること。

また、申請者が申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として法第9条第1項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を記載すること。

- 11. 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第 1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地そ の他公衆慰楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明 示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、 墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限地域又は猟区内において捕獲等 又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載。
- 12. 狩猟免許に関する記入欄には、申請者(法人にあっては捕獲等に従事する者)が狩猟免許を現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日を記載。
- 13. 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等を使用とする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載。
- 14. 用紙のサイズは日本工業規格A4版とすること。
- 15. 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は 届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載 すること。

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

析					Ж	ין		
틃					垂			
6						銃砲の種 類		
1る鳥類								
大探取 j					用する	交付争		
捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の 卵の種類及び数量					銃器を使用する場合	所持許可 交付年月日 証番号		
捕獲す卵の種					生年月日 捕獲する鳥獣又は採取する 自和の師の確報及び終題	H X		
Ш			三載	7	獣又は排 舗籍 ひこ	○ <u> </u>		
生年月日			狩猟免許に係る記載 欄がない		捕獲する鳥獣又は採取す 自粗の師の種類なび数号	, C.		
			狩猟免許 欄がない		田 捕狐	K E		
		L			生年月			
				(銃器使用の場合)	卌			
品				金器份	盤			
名					品			
田 田 ""				可申請	′位			が、た。
				(等の許	田			当省が作成した。
				鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿				
刑				鳥類のタ				環境省提供資料に基づき、
世				等及び	ν Ε			提供資料
				の捕獲	所			環境省]
]		鳥獸	世			(洪)

図表Ⅱ-2-⑥ 許可申請書における狩猟免許に係る誤認記載

	事例 1	事例 2	事例3
申請日	平成 21 年 2 月 18 日	平成 22 年 10 月 4 日	平成 22 年 12 月 24 日
狩猟免許を受けて			
いる場合は当該免許			
の種類、免許を与えた	※同下	※同下	※同下
知事名、狩猟免状の番			
号及び交付年月日			
銃器を使用する場	許可番号:	許可番号:	許可番号:
合は、猟銃・空気銃	第●●●●●号	第●●●●●号	第●●●●●号
所持許可証の番号及	許可年月日: 平成 19 年 10 月 11 日	許可年月日: 平成 19 年 10 月 11 日	許可年月日: 平成 19 年 10 月 11 日
び交付年月日	, , , , ,	, , , , , ,	,,,,
申請書受理日	平成 21 年 2 月 20 日	平成 22 年 10 月 5 日	平成 22 年 12 月 24 日
許可年月日	平成21年3月6日	平成 22 年 10 月 22 日	平成 23 年 1 月 20 日
宝木笠の坐泊	狩猟免許と銃器所持	に係る許可を誤認して記	己載しているにもかかわ
審査等の状況	らず、これを見逃し申請	者の狩猟免許に係る確認	が行われていない。

⁽注) 1 当省の調査結果による。

^{2 「※}同下」は、申請者が、狩猟免許について、下欄記載の銃器所持許可証に係る許可番号及び 交付年月日と同様であると誤認して記載したものと考えられる。

図表 II -2-⑦ 銃器所持許可証の確認及び審査状況

	7 1 1 1 1								
					受理時に		許可時に		許可期間中
申請年月日	申請者	交付年月日	有効期間満了日	受理年月日	有効期間	許可年月日	有効期間	許可期間滿了日	に有効期間
					が満了		が満了		が満了
	代表者	平成19年10月11日	平成 22 年 10 月 10 日						
	1	平成 18 年4月2日	平成 21 年 4 月 1 日						•
	2	平成19年1月21日	平成 22 年 1 月 20 日						
	3	平成19年10月16日	平成 22 年 10 月 15 日						
	_	平成 19 年 3 月 26 日	平成22年3月25日						
平成21年2月18日	4	平成 18 年 3 月 26 日	平成21年3月25日	平成21年2月20日		平成 21 年3月6日		平成21年5月4日	•
	rC	平成 20 年4月 25 日	平成23年4月24日						
	9	平成 18 年 9 月 12 日	平成21年9月11日						
	2	平成 20 年 2 月 18 日	平成23年2月17日						
	∞	平成 20 年 11 月 6 日	平成23年11月5日						
	6	平成 21 年 1 月 21 日	平成24年1月20日						
	代表者	平成19年10月11日	平成 22 年 10 月 10 日				•		•
	1	平成 18 年4 月 2 日	平成 21 年 4 月 1 日		•		•		•
	2	平成 19 年 1 月 21 日	平成22年1月20日		•		•		•
	3	平成19年10月16日	平成 22 年 10 月 15 日				•		•
_	_	平成 19 年 3 月 26 日	平成 22 年 3 月 25 日	日 日 () () () () ()	•	日 66 日 61 日	•	日 06 日 日 66 日	•
日4日777年	4	平成 18 年 3 月 26 日	平成21年3月25日	цс н от т. 77 ж т	•	77	•	7 20 7	•
	2	平成 20 年4月 25 日	平成23年4月24日						
	9	平成 18 年 9 月 12 日	平成21年9月11日		•		•		•
	2	平成 20 年 2 月 18 日	平成23年2月17日						
	∞	平成20年11月6日	平成23年11月5日						
	代表者	平成19年10月11日	平成22年10月10日		•		•		•
	1	平成 18 年4 月 2 日	平成 21 年 4 月 1 日		•		•		•
	2	平成19年1月21日	平成22年1月20日		•		•		•
	3	平成19年10月16日	平成 22 年 10 月 15 日		•		•		•
平 10 日 01 日 07 日	_	平成 19 年 3 月 26 日	平成 22 年 3 月 25 日	五年 20 年 10 日 27 日	•	平成 23 年 1 日 90 日	•	证据 93 年 7 日 1 日	•
H 74	4	平成 18 年 3 月 26 日	平成21年3月25日		•	07 F	•		•
	rC	平成 20 年4月 25 日	平成23年4月24日						
	9	平成 18 年 9 月 12 日	平成21年9月11日		•		•		•
	2	平成 20 年 2 月 18 日	平成23年2月17日						•
	∞	平成 20 年 11 月 6 日	平成23年11月5日						
更新後の銃器所持許可	証の確認	更新後の銃器所持許可証の確認が行われていない件数			12		14		17
「田大米開)が六(た)	ا ا ا								

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-⑧ 森林管理署等における許可後の捕獲状況

(0 0 8	0 0 8 0	0 0 0 43	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
11.3.4.3.3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	6 12	6 12 4	6 4 9 9 100 100	6 4 4 9 9 100 10 10 5
THVを 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	インググ におンジを	イニ イン・	イ	
THOS 791PJ 平成 22 年 10 月 1 日から ニ 同年 10 月 29 日末で イ	24 S		+	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$
本品日出3 数の調整 平点 同年	数の調整 平原			
平成 22 年 9 月 21 日	平成22年9月21日	ш	ш	1 B B B 12 B 12 B 12 B 12 B 12 B 12 B 1
→ 「			城太	度児島森林管理署 宮崎森林管理署都城支署 宮崎森林管理署都城支署 国

(注) 当省の調査結果による。

図表 II-2-(9) 特定計画終期における評価結果の概要の公表状況

ı K			- ::: <u>-</u>			
調査対象道具	対象鳥獣	計画期間	「評価結果の概要」の 公表の有無	パブリックコメントの有無	「評価結果の概要」の 公表予定の有無	備考
北海道	エゾジカ	平成 20 年4月1日から	卓	有	有	
		24年3月31日まで	(第4次計画公表に 併せて公表予定)	(平成 24 年 1 月 11 日から 同年 2 月 11 日まで)	(第4次計画公表に 併せて公表予定)	I
三米	ニホンザル	平成20年4月から23年				変更点として、「市町村」の取組状況を掲載
		3月まで		(平成 24 年 3 月 8 日から 同年 3 月 22 日まで)		
青森	下北半島	平成20年4月から24年		有		1:
	ニボンサル (天然記念物)	3月まで		(平成 23 年 11 月 15 日から 同年 12 月 4 日まで)		子会貝芸の提言」をまとめているか、非公開
愛知	グベン	平成 19 年8月1日から		1		- 特定
	おいていた。	24年3月31日まで	Ħ	,	#	討会の資料として、華成状況をし、△、×で評価したも ぐか佐書)ケニを対した事子を与けない。
	ーやイッグ ニホンカホシカ		€	(半版 24 年 1 月 11 日から 同年 2 月 10 日まで)	₩	ひを下放してv*のハーン、イニメスタッのトではなv'。 また、評価結果の概要を公表することを特に念頭に置いて、ンドンド。*
淡 智	ニホンジカ	亚成17年11月15日から				V、(V)よがった。 特定計画の改定(案)を審議・検討する滋賀県環境審
K A	ニホンザル				月、今、中	議会自然環境部会において、調査対象としたニホンザル、
	ツキノワグマ	74 干3月31 日まじ	一部を除いて無		半して選め第一	ニホンジカ、カワウの3鳥獣についても評価結果を示し、
	カワウ		(個体数調整に関す	村	(個体数調整に関す	検討されており、その内容を議事録として公表するにと
			る事項のみ「評価結	ŗ	る事項のみ「評価結	どまっている。
			果」として公表)		果!として公表)	このほか、「ホンジカについては、「滋賀県ニホンジカ
						保護管理計画検討委員会」及び「磁質県ニホンジカ保護 管理計画関係者検討会」の議事概要を公表している。
広島	インジツ	平成 20 年4月1日から				検討会で評価及び見直しを行っている。前期計画をそ
ì	エネンジオ	3月31日まで	半	戦		のまま公表するのではなく、次期計画の中で前期計画を取するような仕様に近くさせ、これよくとは
	77					
海島		平成 19 年4月1日から				①県の特定計画に公表するとは記載していない、②基 + おおいい、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	ドングと	24年3月31日まで				本指型において 概要を公表するものとするとされている ・1・4 - (と 製物・1・4 -) を関係する これ
				有		ことで丁ガ彪戦してペペスグクで、②可画生及どに付た局戦の雑谷舗給計会 同車門参昌会に対して確時 計画権
			半	(平成 24 年 2 月 22 日から		W. F. 安日 ユアドコス・コンダスイイン・プラン・コロイ 抹汗 沪 華 夕 説 田 リーア いろ ほか 一 県 鎌 今 の 議 事 一 新 間 取 材
				同年3月2日まで)		たがにてその都度放送されている、各種会合等で計画進
						捗状況等を説明する機会があるので、一般県民向けにま
						で公表するという認識を持ち合わせていなかった。
福岡	インツツ	平成 20 年4月1日から				特定計画の策定及び変更の作業の中で、保護管理検討
	ニホンジ と	94年3日31日キベ		有		委員会において専門的な観点から対応策等について評価
			熊	(平成 24年2月 27 日から	 	
				同年3月12日まで)		ている。しかし、「評価結果の概要」として公表は行っていない。
沖縄	特定計画を作成し	を作成していない。			-	
(注) 1		7,1				

1 2 (注)

当省の調査結果による。 平成 24 年 3 月 15 日現在の状況である。

勧告 説明図表番号

3 被害防止技術の適切な普及の推進等

【制度の概要】

(1) 人材登録制度の活用

鳥獣被害防止対策において、被害の原因究明や被害の防除、特定計画等の作成・見直しなど、地域における被害防止対策を的確かつ効果的に実施するために、専門的な知識や経験を有する人材が必要とされている。一方、事業を実施する市町村等では、専門的な知見を有する担当者等が乏しい状況となっている。

このため、環境省は、鳥獣保護基本指針及び鳥獣保護管理に係る人材登録実施規程 (平成21年1月30日付け自然環境局野生生物課)に基づき、人材登録制度を設け、 鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者(鳥獣保護管 理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター及び鳥獣保護管理調査コーディネ ーター)を登録し、地方公共団体等の要請に応じて、登録者を紹介している。

また、農林水産省においても、特別措置法第15条及び被害防止基本指針に基づき、地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者を農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として登録し、地方公共団体等の要請に応じて、アドバイザーを紹介している。

(2) トドの被害防止技術の積極的な情報提供

特別措置法第 14 条では、「国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定されている。

また、被害防止基本指針では、被害防止対策の実効性を上げるため、「国及び都道 府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術並びに生息数推計手法等の研究開発を推進す るとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成や普及指導員 の活用等により、被害防止技術の迅速かつ適切な普及を推進する。」こととされてい る。

近年、我が国北部の周辺海域では、トド等の有害生物が出現し、漁獲量の減少、漁 具の破損等の被害が発生しており、北海道におけるトドによる被害金額は、平成 18 年度以降 22 年度まで 13 億円から 15 億円程度に高止まりしているが、有効な被害防 止対策がないとの声も聞かれる。

図表Ⅱ-3-①

図表Ⅱ-3-②

図表Ⅱ-3-③

図表Ⅱ-3-④

図表Ⅱ-3-⑤

図表Ⅱ-3-⑥

【調査結果】

(1) 人材登録制度の有効活用

平成23年9月末現在、環境省の人材登録事業に登録している技術者は86人、農林 水産省のアドバイザーの登録者数は155人となっている。

図表Ⅱ-3-⑦

これらの専門家登録制度の利用実績をみると、環境省の人材登録事業は、平成 20 年度から開始したものではあるが、鳥獣保護管理捕獲コーディネーターの利用申請数は 21 年度に6件(6件全て同一人。うち1件は、農林水産省の補助事業で、全国の普及指導員を対象とした現地での鳥獣被害対策の研修に派遣)、22 年度に3件(3件とも21年度の6件と同一人)、鳥獣保護管理プランナーの利用申請数は22年度に1件あったのみであり、鳥獣保護管理調査コーディネーターについては両年度とも利用申請がなく、環境省への利用申請数は少ない状況である。また、農林水産省のアドバイザーの利用実績は、平成21年度に73件、22年度に48件となっており、鳥獣の生態、被害防止対策、捕獲技術等に係る研修及び現地指導、被害防止計画の評価内容の妥当性の検討(第三者のチェック)等に携わっている。

一方、調査対象とした 22 市町村等のうち5市町村では、環境省の人材登録事業を 承知していないとするものや自然保護部局では承知しているが、農林水産部局では人 材登録事業を承知していないとするものがみられた。

なお、平成23年9月現在、両方に登録されている専門家が41人いるものの、両方に登録されていることをプロフィールに明示しているのはわずか2人にとどまっている、同一の登録者に関する登録内容が異なっているなど、登録されている専門家を有効に相互利用できるように情報を整備する余地がみられた。

(2) トドの被害防止技術の積極的な情報提供

水産庁は、有害生物の発生状況に関する調査や漁業者への情報提供、有害生物の駆除・追い払い等の対策を実施しているほか、北海道では道単独でトドの被害防止対策を実施している。

今回、水産庁の有害生物漁業被害防止総合対策事業(有害生物被害軽減実証事業及び有害生物駆除事業)、北海道のとど被害防止総合対策事業等について調査したところ、以下のとおり、トドの追い払い対策の効果について、各漁業協同組合等への情報提供が十分に行われていない、又は効果的な捕獲対策に関しての情報提供が十分に行われていない状況がみられた。

① 北海道では、平成20年度から22年度までにおいて、有害生物被害軽減実証事業により、延べ38漁業協同組合等が花火弾によるトドの追い払い等を実施しており、このうち3漁業協同組合等では、この取組には一定の効果があったと評価している。

一方、鳥獣被害総合対策交付金事業によりトドの休憩場所で威嚇機材による追い 払い等を実施した2漁業協同組合等は、この取組には目立った効果がなかったと評価している。 図表Ⅱ-3-⑧ 図表Ⅱ-3-⑨

水産庁からは、これらの追い払い対策の効果について、各漁業協同組合等に対し て積極的に情報提供は行われていない。

② トドは、警戒心が強く、船のエンジン音により岩場から水中に逃避する等捕獲が 困難な鳥獣とされている。このため、北海道内の漁業協同組合によるトドの捕獲状 況をみると、捕獲計画を定め、捕獲が実施できた組合は、平成22年度で25組合の うち7組合(28.0%)のみとなっており、捕獲が進捗していない状況となっている。 また、水産庁では、前述のとおり、トドは捕獲が困難な動物であることを理由と して、捕獲計画どおりに捕獲することができた漁業協同組合の効果的な取組につい て情報収集を行い、これについて提供することを行っていない。

なお、調査対象町では、各年度トドの捕獲計画を立てているものの、平成20年度以降捕獲ができず、被害金額は20年度3,659万円から22年度8,945万円まで2.4倍に増加しているが、対策の効果が上がっていない状況がみられた。このことについて、同町を含む地域を範囲とする漁業協同組合は、効果が実証されていない対策は実施に踏み切れないので、国等が実証事業等で効果のあった追い払い等の事例を広く関係市町村等に情報提供してほしいとしている。

図表 II - 3 -10

図表Ⅱ-3-⑪

【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、被害防止対策を実施する市町村等に対する 被害防止技術の適切な普及を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 環境省は、鳥獣保護基本指針等に基づき鳥獣の保護管理及び被害防止対策に関する専門的知識、技術を有する人材をより有効に活用する観点から、人材登録事業の情報提供方法を見直すこと。

また、農林水産省は、被害防止対策において、より一層人材の活用が進むよう、専門的知識、技術を有する人材に係る情報をきめ細かく提供するよう見直すこと。

② 農林水産省(水産庁)は、有害生物被害軽減実証事業及び鳥獣被害防止総合対策 交付金事業を活用して実施したトド被害防止に係る取組について、追い払いや捕獲 等の対策が必要な関係市町村及び漁業協同組合に対し、効果のあった追い払い方 法、捕獲の事例等を積極的に情報提供することにより、被害防止対策を推進するこ と。

図表 Ⅱ-3-① 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第11次)(抜粋)

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第四 人材の育成・確保

- 1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保
 - (1) 基本的な考え方

鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、I第三-2の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

- ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備
- イ 猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体数管理
- ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間団体の育成・確保

国は、こうした鳥獣保護管理に関する専門的な知識、技術等の評価と必要な人材確保に係る体制 (鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み)の整備を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも 連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。

- ア 特定計画等の鳥獣保護管理に関する計画作成に必要な人材
- イ 特定計画等の作成及び実施に関する助言・指導に必要な人材
- ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材
- エ 地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材
- オ 地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材
- カ 上記ア〜オの育成・確保を総合的に実施できる団体
- 2 研修等による人材育成
 - (1) 国が実施する研修の基本的な考え方
 - ア 全国的な視点からの鳥獣保護管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。
 - イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、 必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ま

しい。

- (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方
 - ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。
 - イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等とする が、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害 対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。
 - ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣保護管理に 関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修において も、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高め る等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。
 - エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に 関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも連携 し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。
- (3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方
 - ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタ リング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息 環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。
 - イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。
 - ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適 切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとす る。

図表 II-3-② 鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程(平成 21 年 1 月 30 日付け自然環境局野生生物 課施行)(抜粋)

(目的)

第一条 この規程は、鳥獣保護管理の担い手の専門的な知識や技術等を客観的に評価し、一定の要件を満たしていると認められる者を登録するとともに、鳥獣保護管理の実施を行う行政や鳥獣による被害の防除を必要とする農業団体等に対して情報を提供することにより、各地域における計画的で科学的な鳥獣保護管理に係る取組を促進し、もって専門的な知識や技術等を有する者を適切に活用できる体制の構築の実現に資することを目的とする。

(登録)

- 第二条 環境省自然環境局長は、この規程の定めるところにより、鳥獣保護管理に必要な専門的な知見 及び実績を客観的に評価し、一定の要件を満たしていると認められる者を、環境省自然環境局に備え る登録簿に登録するものとする。
- 2 環境省自然環境局長は、次に掲げる部門ごとに登録簿を備えるものとする。
 - 一 個人の部門
 - イ 鳥獣保護管理に係る計画の策定及び実施に係る助言等を行う人材
 - ロ 鳥獣保護管理の現場において、被害防除を含む鳥獣の捕獲に係る指導技術に基づく適切な指導 等を行う人材
 - ハ 計画的な鳥獣保護管理を実施するために必要な調査を行う人材
 - 二 団体の部門

個人の部門に登録されている者を所属させている団体であって、鳥獣保護管理に係る技術及び実 績等を有し、総合的な鳥獣保護管理を実施する団体

(登録の要件)

- 第三条 個人の部門の登録簿に登録する者は、次に掲げる要件を満たすと認められる者とする。
 - 一 鳥獣保護管理に係る専門的な知見を有すること。
 - 二 鳥獣保護管理に係る実績等を有すること。
- 2 団体の部門の登録簿に登録される団体は、次に掲げる要件を満たすと認められる団体とする。
 - 一 個人の部門に登録されている複数の者を所属させていること。
 - 二 鳥獣保護管理に係る技術及び実績等を有すること。
- 3 環境省自然環境局長は、前条第二項第一号の個人の部門について、本条第一項各号のいずれかの要件を満たす者が希望する場合において、当該者を準登録することができる。

(登録の申請)

- 第四条 登録を受けようとする個人は、第十四条の細則に定める申請書に、添付書類(鳥獣保護管理に係る専門的な知見及び実績を有することが客観的に評価できる書類)を添えて、環境省自然環境局長に申請しなければならない。ただし、専門的知見及び実績が卓越すると認められる者として、第十五条に定める運営事務局が推薦する者(以下「推薦者」という。)においてはこの限りではない。
- 2 登録を受けようとする団体は、第十四条の細則に定める申請書に、添付書類(団体の定款、個人の 部門の登録を受けている者が当該団体に所属していることを証する書面、鳥獣保護管理に係る技術及

び実績等を有することが客観的に評価できる書類)を添えて、環境省自然環境局長に申請しなければならない。

 $3 \sim 4$ (略)

(審查)

- 第五条 環境省自然環境局長は、前条第一項又は第二項の申請者の審査(以下「審査」という。)を行う ものとする。
- 2 環境省自然環境局長は、必要に応じて面接による審査を行うことができるものとする。

(登録の実施等)

- 第七条 環境省自然環境局長は、第五条に基づく審査の結果、第三条第一項の要件を満たすと認められる者及び推薦者に関し、氏名又は団体名その他必要な事項について登録簿に登録するとともに、当該合格者に対し第十四条の細則に定める登録証を交付するものとする。
- 2 登録の有効期間は、三年以内とする。
- 3 環境省自然環境局長は、登録簿の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該登録簿を変更 するものとする。

(活動実績等の報告)

第八条 環境省自然環境局長は、登録者の活動実績及びその他環境省自然環境局長が指定する事項を記載した報告書(以下「活動実績等報告書」という。)を、登録者に対し必要に応じて求めることができる。

(登録の更新)

- 第九条 登録の有効期間の更新(以下「更新」という。)を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、登録の有効期間の満了する日までの間に、第十四条の細則に定める申請書に更新申請者が現に有する登録証の写しを添えて、環境省自然環境局長に提出しなければならない。
- 2 (略)

(登録簿の公表)

第十条 環境省自然環境局長は、登録簿を広く一般に公表するものとする。

(変更の届出)

- 第十二条 登録を受けている者は、登録簿の記載事項に変更が生じたときは、一月以内に、次の各号に 掲げる事項を記載した変更届出書を環境省自然環境局長に提出しなければならない。
 - 一 届出をする者の氏名、住所及び交付を受けている登録証の番号
 - 二 変更の内容、時期及び理由

図表Ⅱ-3-③ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度に係る規定

- O 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(抜粋) (人材育成)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習慣等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(抜粋)
- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
 - 9 人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員をはじめ、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、 研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。

図表 II-3-④ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成 18 年 3 月 29 日付け 17 生産第 8581 号生産局長通知)(抜粋)

第一 目的

近年、イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農業被害が深刻化している中で、地域における 農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを 農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を設けるものとする。

第二 定義

この要領において「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)とは、野生鳥獣による農作物被害の防除に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者であって、第4の4の規定による登録を受けたものをいう。

第三 アドバイザーが行う助言等の内容

アドバイザーが行う助言等の内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 地域における防除体制の整備
- (2) 地域における総合的防除計画の策定
- (3) 防護柵等の被害防止施設の整備
- (4) 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- (5) 地域における被害防止対策の担い手の育成
- (6) 「広域連携産地競争力強化支援事業」の実施
- (7) その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

第四 登録の手続

- 1 地方農政局、沖縄総合事務局、地方公共団体、公的試験研究機関及び大学その他これらに準ずる公的機関(以下「地方農政局等」という。)は、現在又は過去の鳥獣害対策活動の実績等から判断して、野生鳥獣の生態、行動等に関する専門的知識を有すると認める者又は野生鳥獣による農作物被害の防除に関する相当の知識及び経験を有すると認める者をアドバイザーの候補者として、本人の同意を得て、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)に推薦することができるものとする。
- 2 生産局長は、1により推薦された者のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たし、アドバイザーとして登録することが適切と認める者に対し、アドバイザーへの登録を依頼するものとする。
 - (1) 野生鳥獣の生態、行動等に関する専門的知識を有すること。
 - (2) 野生鳥獣による農作物被害防止対策に関する相当の知識及び経験を有すること。
- 3 アドバイザーへの登録を承諾する者は、承諾書(様式第1号)に農作物等野生鳥獣被害対策アドバイザー登録票(様式第2号)を添えて生産局長に提出するものとする。
- 4 生産局長は、3の承諾者をアドバイザーとして登録し、当該アドバイザーに対し、農作物野生 鳥獣被害対策アドバイザー登録証(様式第3号)を送付するものとする。
- 5 1の推薦の受付は、原則として、初年度は年2回、次年度以降は年1回とする。

第六 登録簿の作成及び管理

1 生産局長は、登録したアドバイザーに係る氏名、連絡先(住所、電話番号、FAX番号、電子

メールアドレス等)、専門分野、対応可能地域等の情報を記載した登録簿を作成するものとする。

- 2 1の登録簿は、農林水産省生産局農産振興課、地方農政局生産経営流通部農産課及び沖縄総合 事務局農林水産部農産園芸課(以下「農産振興課等」という。)で管理するものとする。
- 3 登録簿に記載された情報のうち、連絡先以外の情報については、本人の了承を得た上で、農林 水産省のホームページ等により公表するものとする。
- 4 アドバイザーは、登録簿に記載された内容に変更が生じたときは、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録票を生産局長に再提出するものとする。

第七 利用の手続

- 1 アドバイザーに助言等を依頼しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用申込書(様式 第4号)を農産振興課等へ提出し、希望するアドバイザーに係る情報の提供を受けるものとする。
- 2 農産振興課等は、1の申込みを受けた場合には、当該利用者に対し、様式第5号により、アドバイザーに係る情報を提供するものとする。
- 3 利用者は、依頼する助言等の内容その他必要な事項について、情報の提供を受けたアドバイザーとの間で直接調整を行い、契約を締結するものとする。
- 4 利用者からアドバイザーに対して支払われる経費については、原則として、交通費、滞在費等 に係る実費相当額とするものとする。
- 5 アドバイザーは、依頼された助言等に付随して営利目的の活動をしてはならないものとする。
- 6 依頼した助言等の活動に関して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の 実施に積極的に協力するものとする。

第八 実績報告

生産局長は、本制度の利用の実態を把握するため、必要に応じ、アドバイザーに対し、依頼を受けて実施した助言等の活動の内容についての報告を求めることができるものとする。

第九 その他

- 1 本制度による登録は、国家資格の付与を意味しないものとする。
- 2 本制度を利用した個別の事案に係る調整、トラブル等に関する責任は、利用者及びアドバイザーに帰属するものとする。
- 3 農林水産省は、アドバイザー、利用者等に対して、鳥獣害対策に関連する各種情報をホームページ等により随時提供するとともに、本制度の運用に関して意見を求める等により、本制度の運用の改善に努めるものとする。

図表 Ⅱ-3-⑤ 鳥獣被害防止対策に係る専門的知識を有する人材による助言等の仕組み

区分	環境省	農林水産省
制度の名称	・鳥獣保護管理に係る人材登録事業	・農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録制度
制度の開始時期	・平成21年2月3日~(募集開始) ・同年7月登録者決定	・平成 18 年 7 月 1 日~
制度の根拠	・鳥獣保護基本指針「第四 人材の育成・確保」 ・「鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程」	・鳥獣被害防止特措法第 15 条「人材の育成」 ・被害防止基本指針「第 9 人材育成」
制度の趣旨	・鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程に 基づき、専門的な知識や経験を有する技術者を 登録して、鳥獣保護管理に関する事業を実施し ようとする地方公共団体や農業団体等の要請 に応じて、登録者についての情報を紹介する取 組みを実施。	・地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度。
助言等の主な内容	① 鳥獣保護管理プランナー地方公共団体が策定する管理計画等の策定や策定の際の助言。 ② 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター鳥獣保護管理の現場において適切な捕獲方法の指導や集落等への鳥獣の出没対策や被害防止対策等の助言。 ③ 鳥獣保護管理調査コーディネーター管理計画等策定のための調査や保護管理計画実施後のモニタリングを行う。	 地域における被害防止体制の整備 防護柵等の被害防止施設の整備 被害防止のための捕獲対策 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農地管理技術 地域における被害防止対策の担い手の育成 その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進
登録の概要	鳥獣保護管理に係る人材登録への登録申請者は、申請期間(約1ヶ月)中に、所定の申請書に必要事項を記載するとともに、各分野で指定されたテーマに沿った課題小論文を提出する。提出された書類及び小論文は審査会によって書面審査をうけ、鳥獣保護管理に係る高い技術を有するものとして所定の要件を満たした者は、環境省自然環境局に備える登録簿に登録され、「鳥獣保護管理に係る人材登録事業登録され、「鳥獣保護管理に係る人材登録事業登録証(準登録の場合、準登録証)」が交付される。	 生産局長は、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関から、アドバイザーの候補者の推薦を受ける。 生産局長は、地方農政局等から推薦のあった者に対して、アドバイザーの登録を依頼する。 アドバイザーの登録を承諾する者は、承諾書とアドバイザー登録票を提出する。 生産局長は、登録アドバイザーに対して、登録証を発行する。 登録機関は3年とする。ただし、登録アドバイザーとしての適正に欠けると認められる場合は、登録を取り消すことができる。
登録状況 (平成 23 年 9 月 末日)	試験研究機関、大学、都道府県、NPO等の専門家を登録 ①鳥獣保護管理プランナー 46名 ②鳥獣保護管理捕獲コーディネーター 12名 ③鳥獣保護管理調査コーディネーター 28名 計86名	試験研究機関、大学、都道府県等の専門家 を 158 名登録
利用手続 (HPから抜粋)	① 鳥獣保護管理に係る人材登録事業の登録者に関する情報を利用するためには、鳥獣保護管理に係る人材登録事業利用申請書を運営事務局に提出する必要があります。 ② 利用申請書が受理されると、運営事務局から希望する登録者の連絡先等についての情報が提供されます。利用者は、情報を提供された登録者に直接連絡し、依頼する活動内容や経費負担等について調整します。	① 登録アドバイザーに助言等を依頼しようとする者(以下「利用者」という。)は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、自らの活動に有用と思われる者を選択し、連絡先を生産局農産振興課鳥獣害対策企画班又は地方農政局農産課鳥獣害対策係に照会する。 ② 連絡先の提供を受けた利用者は、直接、登録アドバイザーに連絡をし、依頼する助

なお事業の主旨から、利用申し込み者については鳥獣保護管理に取り組む地方公共団体等の公益性を有する団体を基本的に想定しています。

- 言等の内容や経費負担について調整する。
- ③ 依頼者から登録アドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とする。
- ④ 依頼した助言等の活動に関連して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に当たり積極的に協力する。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑥ 北海道におけるトドによる被害金額の推移

(単位:千円、%)

振興局区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	左の 平均額
宗谷	371, 866	378, 723	278, 459	302, 027	445, 513	355, 318 (24. 8)
留萌	304, 088	322, 575	325, 983	256, 061	243, 717	290, 485 (20. 2)
石狩	91, 482	177, 958	296, 212	206, 221	228, 441	200, 063 (13. 9)
後志	598, 256	496, 219	262, 705	499, 178	444, 376	460, 147 (32. 1)
その他	98, 987	80, 318	222, 354	90, 645	150, 774	128, 616 (9. 0)
計	1, 464, 679	1, 455, 793	1, 385, 713	1, 354, 132	1, 512, 821	1, 434, 628 (100)

⁽注) 1 当省の調査結果による。 2 「左の平均額」の () 内は、計を 100 とした場合の指数である。

図表 II -3-⑦ 人材の活用状況

(a) 環境省及び農林水産省の登録された人材の活用状況

生活技術目	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	登録者数 (人)		利用実績 (件)	
大加() ()	<u> </u>	(平成23年9月現在)	平成20年度	21 年度	22 年度
	鳥獣保護管理プランナー	46	0	0	1
環境省	鳥獣保護管理捕獲コーディネーター	12	0	9	3
	鳥獣保護管理調査コーディネーター	87	0	0	0
一	田石を開いて、これが出土をあって、これに	11 F	O L	73	48
	展下物割、生活部へ図書が、現ノート・イーケー	100	0	(16)	(17)

環境省の人材登録制度は平成20年度を始期としており、20年度は初年度のため実績が0となっている。なお、数値は利用実績の件数ではなく、利用申請があった件数である。 (注) 1 01 m

農林水産省のアドバイザーの利用実績は同一人の利用であっても、1として数えている。 () 内は、環境省及び農林水産省の両方に人材登録されているアドバイザーの人数としている。

(b) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの利用内容等

	クマーその他	1 1	1 1	1 0
(株)	ングビ	2	3	3
要望のあった獣種	重	2	13	5
要望のあ	サル	6	17	14
	シカ	8	27	13
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	23	42	20
	その他	6	2	2
	捕獲技術	1	9	9
70内容 (件)	鳥獣の生 態	12	17	2
利用の内	被害防除 対 第	24	34	2
	総合的な対策	25	25	29
利用アドバ	イギー数 (人)	78	73	48
	機関数	64	69	43
区分	年度	平成 20 年度	平成21年度	平成22年度

(注)農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

有害生物漁業被害防止総合対策事業(トド部分) 図表 II -3-(8)

(単位:円)

	平成 20 年度) 年度	21	21 年度	22	22 年度
ZI ZI	交付先	交付額	交付先	交付額	交付先	交付額
有害生物駆除事業	9漁協	22, 749, 611	7漁協	31, 646, 407	9漁協	43, 031, 062
有害生物被害軽減実証事業	10 漁協等	51, 681, 062	14 漁協等	58, 217, 724	14 漁協等	58, 753, 345
수 -	19 漁協等	74, 430, 673	21 漁協等	89, 864, 131	23 漁協等	101, 784, 407

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑨ 北海道におけるトドの被害防止対策の実施状況(駆除以外)

事業名等	取組区分	事業等実施者	取組内容	左の取組による効果	備考
【農林水産省】	追い払い	被害防止対策協議	休息場所にお	効果がないとは言えない	
鳥獣被害防止総		会①	ける威嚇機材	が、目立った効果はない。	
合対策交付金			による追払い		
			(爆音機)		
		被害防止対策広域	銃(実弾)に	漁業者から若干被害が	調査対象とした漁業協同
		協議会②	よる追払い	減ったという意見を聞い	組合は、北海道のとど被害防
				ている。	止総合対策事業で駆除とし
	11.1.51	11 .1.21			て銃による追い払いを実施。
	被害防止	被害防止対策協議	上陸防止柵の	効果がないとは言えない	
『 曲 44. 1. 元 49	施設整備	会①	設置	が、目立った効果はない。	
【農林水産省	追い払い	漁業協同組合① (注2)	花火弾による	5~6月に実施。一定の	
(水産庁)】		(注2)	追い払い	効果はあり。冬期間は、北 海道のとど被害防止総合	
有害生物漁業被害 防止総合対策事業				対策事業で駆除を実施(あ	
(有害生物被害軽				対象事業で駆除を美胞(の まり効果はない。)	
減実証事業)		漁業協同組合②		漁協①と同様	
/火元 平未/		(注2)		(音による威嚇効果はある。)	
		漁業協同組合③		4月から6月に実施。一	
		(注2)		定の効果はあり。	
その他(独自の	追い払い	道内各漁業協同組合	花火弾による	(漁業協同組合連合会)	
取組等)			追い払い	効果はあり、全漁連として	
				推奨している。ただし、銃身を	
				傷めるおそれがある。	
			轟音玉による	(漁業協同組合連合会)	
			追い払い	目立った効果はなく、危	
				険なため取扱いに注意を	
				要する。	
	強化網の	北海道	強化刺し網の	被害防除ついて効果は	調査対象とした漁業協同
	導入		性能評価	あり、漁獲効率及び操作性	組合では、平成 18 年当時に
				についても支障なしと判	強化刺し網を利用した他の
				断している。ただし、経済	漁業協同組合から、網が重く
				性については、価格が通常	使い勝手が悪いとの意見を
				の網の数倍から 10 倍の価	聞いており使用を敬遠して
				格であり、現状での普及は	いる。現在の強化刺し網の開
				困難である。	発状況については、承知して
	1				いない。

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 有害生物漁業被害防止総合対策事業(有害生物被害軽減実証事業)については、毎年度 10 から 14 事業者により事業が実施されているが、平成 20 年度以降で毎年度実施している事業者から 3 事業者を抽出し調査したものである。
- 3 「左の取組による効果」については、事業実施者から聴取した結果等に基づき、当省が記載した。

北海道内におけるトドの採捕計画及び実績の推移 図表 II -3-①

M	分	平成 20 年度	21 年度	22 年度
	全漁協数	25 漁協	25 漁協	25 漁協
	漁協数	25 漁協	24 漁協	25 漁協
日二年至	(%)	(100)	(100)	(100)
大作司国	捕獲数	160 頭	145 頭	183 頭
	(%)	(100)	(100)	(100)
	漁協数	8漁協	7漁協	7漁協
金井子	(%)	(32.0)	(29.2)	(28.0)
坏佣夫順	捕獲数	71 頭	62 頭	55 頭
	(%)	(44.4)	(42.8)	(30.1)

⁽注) 1 北海道水産局水産振興課の資料に基づき、当省が作成した。2 採捕実績の括弧内数値は、採捕計画を100とした場合の比率である。

漁業被害に係る被害防止計画の目標達成状況の例 図表 II -3-(1)

(単位:千円)

			実績/	貴値	達成	戏 率
区	目標値 (平成 23 年度)	計画策定時の現状値 (平成 20 年度)	平成 21 年度 (21 年 10 月から 22 年 6 月)	平成 22 年度 (22 年 10 月から 23 年 6 月)	平成 21 年度 (21 年 10 月から 22 年 6 月)	平成 22 年度 (22 年 10 月から 23 年 6 月)
被害金額	18, 000	36, 589	80, 111	<u>89, 445</u>	計画策定時の 2.2倍に被害増加	計画策定時の 2.4倍に被害増加

⁽注) 1 2

当省の調査結果による。 被害金額についてはアザラシによる被害も含んでいる。